

会
議
用

一般教育と教養課程並びに外国
語教育及び保健体育に関する
実情調査報告書

昭和 47 年 11 月

国立大学協会
教養課程に関する特別委員会

一般教育と教養課程並びに外国語
教育及び保健体育に関する
実情調査報告書

総目次

- 教養課程に関する特別委員会委員名簿 (3)
- I 一般教育と教養課程に関する実情調査報告書 (5)
- II 教養課程における外国語教育に関する実情調査報告書..... (41)
- III 教養課程における保健体育に関する実情調査報告書 (81)
- IV (参照) 実情調査アンケート (抄) (119)

教養課程に関する特別委員会名簿

(昭和47年11月1日現在)

委員長	今	西	錦	司	岐	阜	大
委員	黒	沢		誠	岩	手	大
〃	広	根	徳	太郎	山	形	大
〃	加	藤	一	郎	東	京	大
〃	福	井	直	俊	東	京	芸
〃	富	山	哲	夫	東	京	水
〃	谷	田	関	次	お	茶	の
〃	高	橋	陸	男	大	阪	教
〃	飯	島	宗	一	広	島	大
〃	倉	田	貞	美	香	川	大
〃	池	田	数	好	九	州	大
〃	黒	田	正	巳	熊	本	大
臨時委員	前	田	陽	一	東	京	大
専門委員	小	野		周	東	京	大
〃	今	堀	誠	二	広	島	大

(注) 前田東大名譽教授は昭和47年3月31日まで委員として在任, その後臨時委員を委嘱

(参 照)

1) 外国語教育に関する working group

英 語	東京大学教授	平	野	敬	一
	元東京学芸大学教授	石	井	正	之
	京都大学助教授	安	藤	昭	一
ロシア語	東京工業大学助教授	馬	場		宏
ドイツ語	電気通信大学助教授	西	尾	幹	二
フランス語	東京大学名誉教授	前	田	陽	一

2) 保健体育に関する working group

	東京大学教授	小	野		周
	同	黒	田	善	雄
	同	西	尾	貫	一
	東京農工大学教授	武	笠	康	雄
	名古屋大学教授	松	井	秀	治

I 一般教育と教養課程に関する
実情調査報告書

I 一般教育と教養課程に関する 実情調査報告書

目 次

まえがき	(9)
調査結果の概要	(10)
1. 教育組織	(10)
2. 教職員学生数	(11)
3. 授 業	(11)
4. 教官の教育・研究条件	(11)
5. 特色ある教育制度, 教育活動	(12)
調査結果の詳細	(13)
1. 一般教育教官組織	(13)
2. 一般教育担当部局	(13)
3. 一般教育担当教官の配置	(14)
4. 全国国立大学における教養部等の有無	(15)
5. 類型別大学数とその学生定員	(15)
6. 大学類型別学部数	(16)
7. 一般教育学生組織	(17)
8. 教養課程在籍期間別学部数	(18)
9. 縦割大学と横割大学（一般教育履修年次別大学数）	(19)
10. 縦割学部と横割学部（一般教育履修年次別学部数）	(20)
11. 一般教育教職員学生数と全学部教職員学生数	(21)
12. 一般教育教官数	(21)
13. 一般教育教官団の特色	(22)
14. 全国国立大学教官数	(22)
15. 任用理由別非常勤教官数	(24)
16. 系列別形態別一般教育等授業コマ数	(24)
17. 担当者別一般教育等授業コマ数	(24)
18. 基礎教育科目及び学部要望科目開設大学数	(27)
19. 教官一人当たり週間授業コマ数平均, 分布表	(27)
20. 大学類型別教官一人当たり週間授業コマ数平均, 最頻数	(27)

21. 授業一回当り聴講学生数平均, 分布表	(28)
22. 大学類型別授業一回当り聴講学生数平均, 最頻数	(29)
23. 厚生補導のための職務を兼ねる教官数	(29)
24. 博士号保有教官数	(30)
25. 大学院兼担教官数	(30)
26. 研究助成金を受けた教官数	(31)
27. 海外留学教官数	(31)
28. 一般教育等の部局に付属する研究施設等を保有する大学数	(32)
29. 単位振替等実施大学数	(33)
30. 低学年向け専門教育実施大学数	(33)
31. 高学年向け一般教育実施大学数	(34)
32. 一般・専門の区別廃止実施大学数	(35)
33. 教官・学生交流のための特別な教育制度実施大学数	(36)
34. チューター制の実態	(37)
35. 一般教育セミナーの実態	(37)
36. 総合コース及び視聴覚教育実施大学数	(37)
37. 一般教育のための学生研究会の実態	(37)
38. 学生研究会への援助実施大学数	(38)
39. 学生の教養に寄与するための特別企画実施大学数	(39)

I 一般教育と教養課程に関する 実情調査報告書

まえがき

新制大学の理念の中核をになうものとされた一般教育の再検討は、今日、大学改革の中心的課題の一つである。これに関連して、大学における専門課程と教養課程の関係、いわゆる基礎教育の位置づけ、ないし低学年教育のあり方について、抜本的に再検討を加え、その改善・充実を計ることは、焦点の課題となっている。

こうした重要問題に対して、高い理念とすぐれた現実性を持ち、しかも長期的展望に立った解答を用意するためには、まず、現在における一般教育および教養課程の実情を的確に調査し、その長所をとらえるとともに、その充実をさまたげてきた制度的（行政・財政など）および社会的な原因が、どこにあるかを明らかにしなければならない。また、この改善を計るためには、これまで各大学で試みられた充実のための努力のあとを、具体的に調査するとともに、実施しようとして実施できなかった計画案についても、十分に再検討しておくことが、大切であると考えられる。

昨年4月及び本年3月の二回にわたり、本特別委員会は、これら一般教育と教養課程の改善を計る前提として、次の六点到ポイントを置いた実情調査を実施した。

※ ここにいう一般教育とは、人文・社会・自然のほか、外国語・保健体育を含む。

- A. 教養課程の学生数に対する、教育施設・設備の充実度と、教職員数の実状。
- B. 一般教育（外国語・保健体育を含む）の担当教官が、研究上ならびに教育上おかれている諸条件、とくに専門教育担当教官との格差およびその改善への方法。
- C. カリキュラム・教官の配置など、教育計画上での専門課程と教養課程の断絶。
- D. いわゆる基礎教育が教養課程において占める割合と、一般教育への影響。
- E. 大学全体として、教養課程に対して示した特別な配慮、とくに教職員定員・予算配分などにおける、学内操作による優遇処置、ならびにその限界。
- F. 大学改革の中で実施され、立案され、または提案された一般教育等の改善計画。

これに対して、第一次調査では、全国の国立75大学のうち93.3%に当たる70大学から、第二次調査では90.7%に当たる68大学から回答を得、このほどその集計結果が得られたので、ここにこれを報告するものである。

調査結果の概要

1. 教育組織

全国国立大学の半数近くが、一般教育を行なうため、教養部（または教養学部）を設置していることは周知の通りである。これらの大学においては、一般教育を担当する専任教職員と、一定期間一般教育の課程を修める在籍学生とが、専門教育のそれと明確に区別されている。しかし、教養部を持たない比較的小規模な大学においては、一般教育専任教官を配置しているものと、特に一般教育専任者を置いていないものがあり、学生についても、教養課程と専門課程とを区別しているものと区別していないもの、したがって一般教育の実態を、専門教育のそれと明確に対比しながら把握できるものとできないものがある。

そこで、この調査では、回答を寄せられた70大学を、とりあえず教官組織の形態を中心として、次の三つの類型に分けて分析することにした。

type A 一般教育のための部局（教養部、東京大学教養学部を含む）を有する大学。

type B 一般教育のための部局はないが、（単なる名目ではなく）実質的な意味で、相当数の一般教育専任教官を配置している大学。

type C 実質的には、一般教育担当教官と専門教育担当教官を区別していない大学。

分類に際しては、主として設問2～1（第2次調査の設問1）への回答を基礎としたが、この項に回答のなかった大学についても、設問1～1、1～2等を参照して分類を行なった。（中間報告に収められた第1次調査のみによる分類は、一部修正された。）

この結果、A類型に分類された33大学は、一般的に、6学部以上をもつ総合大学であり、学生の入学定員も1,000名を越える大規模な大学であることが特徴的である。（このことは、全国国立大学学生の約3分の2が、教養部等で一般教育を受けていることを意味する。）また、B類型の17大学とC類型の20大学は、いずれも平均して2学部、学生定員も500～600名という小規模の大学であるが、B類型大学の多くが理工系の学部を中心としているのに対して、C類型の大学は教育系大学または教育学部で一般教育を行なう大学が多く、一般教育と専門教育の両者を兼ねる教官組織を編成しやすい条件にあることが推察される（図1～2、表1～6参照）。

一方、学生の取り扱いについては、A類型大学では、おおむね学生を一定期間教養部等に所属させることになっているのに対して、BC類型大学のうち、一般教育課程の学生と専門課程の学生とを明確に区別できる大学は、わずか3大学であった（図3、表7参照）。

これら、教養部等への在籍制度を採っている大学・学部について制度上の在籍期間を見ると、2年間が最も多く、1年半がそれに次いでいる（図4、表8参照）。また、これらの大学の一般教育履修年次は、これとほぼ平行しており、2年次半ばまでに修得させる大学・学部が多いが、他方では3年間ないし4年間にわたって一般教育科目等を履修させている大学もある。このようないわゆる縦割型の大学が、小規模の大学、とりわけ一般教育専任教官を置かないC類型大学に多いことは注目されよう（図5、表9、10参照）。

2. 教職員学生数

次に、一般教育の実態が、その人的構成の面から問題にされなければならないのは、それを担当する教職員やそこに籍を置く学生が、専門教育と明確に区別されている大学においてであろう。これらのA・B類型大学に関して、まず、一般教育教職員学生数が教養部をふくむ全学部（病院、研究所、附属学校、事務局、学生部、図書館等を除く）に占める位置は、図に示す通りである。従前から指摘されて来たように、全学部・教養部の1割強の教官、1割にも満たない職員が、4割もの学生を担当していることが明かである。こうした一般教育・専門教育間の格差が、教養部のないB類型大学よりも、教養部を持つA類型大学において著しいことは、次の対教官学生数及び対職員学生数のグラフに示される通りである（図6，7，表11参照）。

さらに、教官団のみについて見れば、一般教育のそれは、助手の少ない頭でっちな構成である。

一般教育においては、若い教官層とくに助手が、学生との接触において重要な意味をもつにもかかわらず、その枠が極端に少ないため、実験・実習・セミナー等が空洞化し、教務的にはもとより、学生補導の面でも重要な欠点となっている。

また定員不足等のため学内併任教官や学外からの非常勤教官への依存率が高いことも特徴と言える。そして、おそらくは、以上の悪条件を緩和するため、学内措置として一般教育へ融通された教官定員枠が、一般教育全教官定員の約1割にも及んでいることは無視できない（図8，表12～15参照）。

3. 授 業

では、このような制度、人的構成のもとで、どのような授業が行なわれているのであろうか。回答66大学の一般教育授業コマ数の系列別、授業形態別比率は下図の通りである。なお、図示はしていないが、類型別の特色としては、C類型大学において、自然科学の授業がやや少なく、その反面、演習形式、セミナー形式の授業がやや多い事が挙げられるであろう（図9，10，表16参照）。

これらの授業を担当者別に見ると、A，B類型大学の場合、一般教育専任教官が63%専門教育専任教官（学内併任等）が16%を担当しており、一般・専門の教官区別のないC類型大学では、専任教官の担当コマ数が75%となっている（図11，表17参照）

また、基礎教育科目や学部要望科目開設大学数は、それぞれ51%，24%となっているが、当初目標としていた一般教育に対する影響等は、このたびの調査では明らかにできなかった。

4. 教官の教育・研究条件

授業に対する専任教官のかかわり方は、担当学科や大学の種類によって異なっている。

まず、週間の授業負担は、外国語が最も多くて約6.5コマ、次いで体育の6，自然5，人文・社会のそれぞれ3.5となっている。大学類型別では、担当教官が教養部等に固定されているA類型において授業負担すなわち担当コマ数が最も多く、次いでB類型。そして、専門の授業も兼ねているC類型大学の教官の場合、一般教育担当コマ数は最も少ない（図12，表19，20参照）。

授業一回当たり聴講学生数は、人文・社会科学で最も多くて約90名、次いで自然の70，外国語・保健体育の50となっている。類型別には、A類型、特に社会科学で多人数の授業が多いという結果が得られた（図13，表21，22参照）。

厚生補導のための職務については、（A類型の場合）全教官の11%が学生委員などの役職を、チューター制を実施している大部分の大学ではその教官の77%がチューターを兼ねていることが明らかになった（表23参照）。

チューター制度は、教官にとって大きい負担になっているが、その反面、表11から考えて、40名以上の学生をうけもたねばならないため、事実上、手がまわりかねる状況にあり、時には名目化する危険性さえ、なしとしない。またこの制度は、学術研究・特別授業・個人指導など、学務的な面から学生をひきつけることに意義があるが、表33の示すように、そうした面では学生との交流はほとんど行なわれていない。従って教官の労力が浪費されているということも考えられる。

一方、一般教育担当教官（ここではA類型のみ）の研究上の地位や諸条件については、概略次のような点が明らかになった。すなわち、博士号保有者延べ23%、大学院兼担者延べ10%、科研費等の研究助成金を受けた者8%、海外留学者10%等（図14、表24～27参照）とくに、研究助成金において、特定研究・総合研究・海外調査などの大型の研究を担当する者が非常に少なく、一般研究・奨励研究など、小型の研究を担当するものがそのほとんどであることは、教官の中に学界のリーダーシップをとれるような大研究者が、非常に少ないことを意味する。そのことは、博士の学位をもつ教官においても、その取得が比較的容易とされている理学博士が、全体の四分之三を占めていることとも関係がある。大学院担当教官が事実上5%にすぎないことは、研究者としての条件を著しく不利にしているが、その5%もほとんどのものは、大学院では講師的な立場におかれ、研究費の配分にもあずかれず、指導学生も持っていないのが実情である。一般教育担当教官は、チームを組んで大型研究にとり組むことも、大学院学生の協力のもとに長期にわたって組織的な研究を行なうことも、不可能な状態におかれている。研究条件の面では、大学院をもたない大学においてはさらに不利で、研究助成金をうけているものはA型に集中し、大型の研究機材等もすべて同様で、海外留学においても全く不遇である。教育機関ではあっても、研究機関としては位置づけられていないということは、国立学校設置法等の規定によって附属研究施設等はゼロ、大型研究機材等も全く持たない教養部が圧倒的に多いという実情からほぼ明らかであろう（表28参照）。

5. 特色ある教育制度、教育活動

最後に、この調査では、このような教育・研究条件の中で、各大学が一般教育や教養課程の充実のために行なってきた様々な特色ある教育制度・教育活動を知ることにもねらいが置かれた。その結果の主なものは次の通りである。

まず、一年次生のための専門教育実施大学は59%、上級生のための一般教育実施大学は24%、同じく外国語の授業は26%であった。また、総合コース実施大学は30%、一般教育セミナー24%、視聴覚教育39%、さらに、チューター制実施大学は92%、講演会・映画会など学生の社会的教養を高めるための特別企画実施大学41%、指定図書制度53%等々。これらの結果から、各大学において、一般教育等の改善・充実のために行なわれてきた様々な努力の一端がうかがえるであろう（図15、表29～39参照）。

しかし、全体的にみれば、今後さらに改善の余地が多いように思われる。専門教育と一般教育の断

絶は、大学教育の一大欠点であるが、これを結びつけて総合カリキュラムを組むためには、単位の相互振替え、低学年における専門教育の拡充、高学年のための一般教育の特設などが、大幅に行なわれねばならない。表29～31の示す通り、特にA型大学においては、そうした面での取組みが、なお不十分であることを示している。また、学部においては研究室制度を通じて学生の研究を援助しているが、一般教育のための研究会はほとんどなく、それに代わる研究組織もなく、大学側としてのとりくみがほとんどみられない(表38,39)。これは学生補導の面にもよからぬ影響を与えていると考えられる。

このたびの調査により、わが国の国立大学における一般教育や教養課程について、その実情の一部を明らかにすることができた。しかし、当初目標としながらこれまでの調査では解明できなかった問題点や、これらの調査によって新たに提起された疑問点を明らかにするためには、今後さらに第3次、第4次の調査、例えば、一般教育等担当教職員や学生・卒業生等を対象とする意識調査等が望まれることを附言しておきたい。

調査結果の詳細

(表1) 一般教育教官組織

(設問2-1-1, 貴学における一般教育のための教官組織は、以下のいずれに該当しますか)。

	大 学 数	(%)
A 一般教育のための部局(教養部, 東京大学教養学部を含む)を有する。	31	(47.0)
B 一般教育のための部局はないが, (単なる名目ではなく)実質的な意味で, 相当数の一般教育専任教官を配置している。	16	(24.2)
C 実質的には, 一般教育担当教官と専門教育担当教官を区別していない。	18	(27.3)
D そ の 他	1	(1.5)
total	66	(100)

(表2) 一般教育担当部局

(設問1-1)

	total	type A	type B	type C
1. 教 養 部	大学33 (47.1%)	大学32 (97.0%)	大学 0 (0%)	大学 1 (5.0%)
2. 教 養 学 部	1 (1.4)	1 (3.0)	0 (0)	0 (0)
3. 文 理 学 部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
4. 教 育 学 部	11 (15.7)	0 (0)	0 (0)	11 (55.0)
5. その他の学部	5 (7.1)	0 (0)	4 (23.5)	1 (5.0)
6. 一般教育委員会	1 (1.4)	0 (0)	0 (0)	1 (5.0)
7. その他の組織	14 (20.0)	0 (0)	11 (64.7)	3 (15.0)
3 及び 4	1 (1.4)	0 (0)	0 (0)	1 (5.0)
4 及び 5	1 (1.4)	0 (0)	0 (0)	1 (5.0)
5 及び 6	2 (2.9)	0 (0)	1 (5.9)	1 (5.0)
4,5 及び 6	1 (1.4)	0 (0)	1 (5.9)	0 (0)
total	70 (100)	33 (100)	17 (100)	20 (100)

(表3) 一般教育担当教官の配置

(設問1—2)

	total	type A	type B	type C
1. 表2の各部局 (又は組織)の専 任教官として固定 されている。	大学45 (64.3%)	大学33 (100%)	大学11 (64.7%)	大学1 (5.0%)
2. 全学的なローテ ーションにより、 交代で専任教官と なる。	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
3. 学部内のローテ ーションにより、 交代で専任教官と なる。	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
4. 一部の教官は固 定しているが、一 部は交代で専任教 官となる。	1①(1.4)	0 (0)	0 (0)	1①(5.0)
5. 専門課程と教養 課程を区別せず、 原則として全教官 が両者を担当する	3 (4.3)	0 (0)	1 (5.9)	2 (10.0)
6. 形式的には一般 教育担当教官をお くが、実質的には 例外を除き、全教 官が専門・一般の 両課程を担当する。	13 (18.6)	0 (0)	2 (11.8)	11 (55.0)
7. そ の 他	6 (8.6)	0 (0)	3 (17.6)	3 (15.0)
5及び6	1 (1.4)	0 (0)	0 (0)	1 (5.0)
5及び7	1 (1.4)	0 (0)	0 (0)	1 (5.0)
total	70 (100)	33 (100)	17 (100)	20 (100)

注 ① 選択肢が回答者によって一部書きかえられている。

(表4) 全国国立大学における教養部等の有無①

(参考)

		(%)
教養部等を置いている大学	大学 33 ^②	(44.0)
教養部等を置いていない大学	42	(56.0)
total	75	(100)

注 ① 「昭和46年度全国大学一覧」文教協会による。

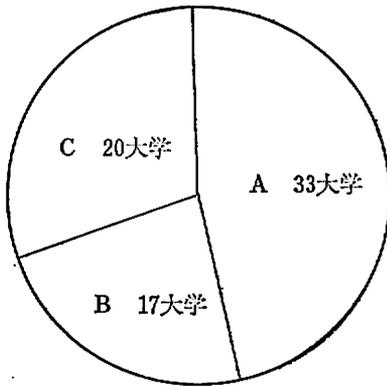
② 北海道大学を含む。

(表5) 類型別大学数とその学生定員

	total	type A	type B	type C
大 学 数	70 (100 %)	33 (47.1)	17 (24.3)	20 (28.6)
学 生 定 員 ^①	66,392 (100)	44,391 (669)	8,989 (13.5)	13,012 (19.6)
学 生 定 員 平 均	948	1,345	529	651

① 前掲「全国大学一覧」による。

(図1) 各類型に属する大学数



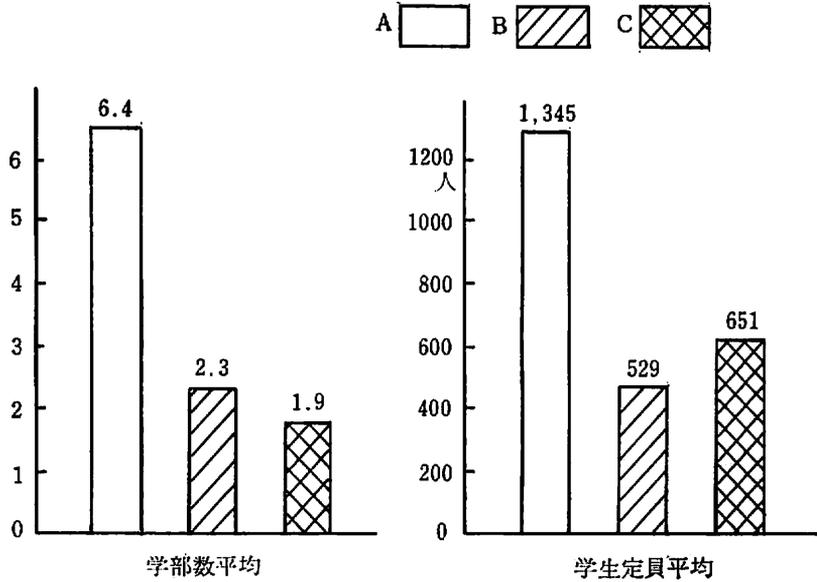
(表5による)

(表6) 大学類型別学部数①

学 部 名	total	type A	type B	type C
1. 教 養	大学 2 (0.7%)	大学 2 (0.7)	大学 0 (0)	大学 0 (0)
2. 文 理	3 (1.1)	2 (0.7)	0 (0)	1 (0.4)
3. 教 育	51 (18.1)	31 (11.0)	3 (1.1)	17 (6.0)
4. 文 教 育	10 (3.6)	9 (3.2)	1 (0.4)	0 (0)
5. 文 教 育	1 (0.4)	0 (0)	1 (0.4)	0 (0)
6. 外 国 語	2 (0.7)	0 (0)	0 (0)	2 (0.7)
7. 人 文 会	7 (2.5)	7 (2.5)	0 (0)	0 (0)
8. 社 会 文	1 (0.4)	0 (0)	1 (0.4)	0 (0)
9. 法 文	5 (1.8)	5 (1.8)	0 (0)	0 (0)
10. 法	9 (3.2)	8 (2.8)	1 (0.4)	0 (0)
11. 政 経 済	1 (0.4)	1 (0.4)	0 (0)	0 (0)
12. 経 済 営	20 (7.1)	13 (4.6)	3 (1.1)	4 (1.4)
13. 経 営	2 (0.7)	1 (0.4)	1 (0.4)	0 (0)
14. 商 理	2 (8.5)	0 (0)	2 (0.7)	0 (0)
15. 理 工	24 (0.7)	21 (7.5)	3 (101)	0 (0)
16. 理 工	2 (0.7)	2 (0.7)	0 (0)	0 (9)
17. 工 礎	41 (14.2)	29 (10.3)	7 (2.5)	4 (1.4)
18. 基 礎 工 芸	1 (0.4)	1 (0.4)	0 (0)	0 (0)
19. 工 芸 通 信	1 (0.4)	0 (0)	1 (0.4)	0 (0)
20. 電 気 通 信	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
21. 商 船 山	0 (0.4)	0 (0)	1 (0.4)	0 (0)
22. 鉱 山	1 (0.4)	0 (0)	0 (0)	1 (0.4)
23. 農	28 (10.0)	22 (7.8)	3 (1.1)	3 (1.1)
24. 園 芸 医 産	1 (0.4)	1 (0.4)	0 (0)	0 (0)
25. 獣 産	1 (0.4)	1 (0.4)	0 (0)	0 (0)
26. 畜 産	1 (0.4)	0 (0)	1 (0.4)	0 (0)
27. 水 産	4 (1.4)	3 (1.1)	1 (0.4)	0 (0)
28. 水 畜 産 維	1 (0.4)	1 (0.4)	0 (0)	0 (0)
29. 織 産 維	2 (0.7)	1 (0.4)	1 (0.4)	0 (0)
30. 医	25 (8.9)	24 (8.5)	0 (0)	1 (0.4)
31. 歯	7 (2.5)	7 (2.5)	0 (0)	0 (0)
32. 薬	11 (3.9)	11 (3.9)	0 (0)	0 (0)
33. 体 育	1 (0.4)	0 (0)	1 (0.4)	0 (0)
34. 美 術	1 (0.4)	0 (0)	0 (0)	1 (0.4)
35. 芸 術 工	1 (0.4)	0 (0)	1 (0.4)	0 (0)
36. 音 楽	1 (0.4)	0 (0)	0 (0)	1 (0.4)
37. 家 政	1 (0.4)	0 (0)	1 (0.4)	0 (0)
38. 教育, 第二部	1 (0.4)	0 (0)	0 (0)	1 (0.4)
39. 外国語, 第二部	1 (0.4)	0 (0)	0 (0)	1 (0.4)
40. 法文, 第二部	1 (0.4)	1 (0.4)	0 (0)	0 (0)
41. 政経, 第二部	1 (0.4)	1 (0.4)	0 (0)	0 (0)
42. 経営, 第二部	1 (0.4)	0 (0)	1 (0.4)	0 (0)
43. 工, 第二部	4 (1.4)	0 (0)	4 (1.4)	0 (0)
total	281 (100)	205 (73.0)	39 (13.9)	37 (13.2)
学部数平均	4.0	6.4	2.3	1.9
集計大学数	70	33	17	20

① 前掲「全国大学一覧」による。 ② 全281学部に対する割合。

〔図2〕 各類型に属する大学の学部数平均と学生定員平均



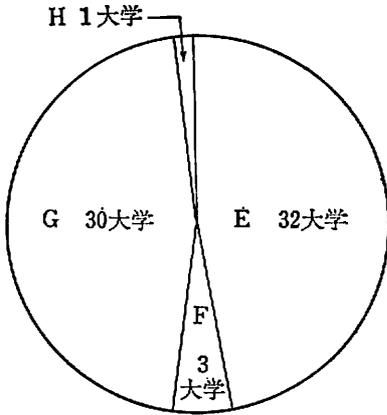
(表5,6による)

〔表7〕 一般教育学生組織

(設問2-1-2 貴学における一般教育組織について、学生の取り扱いは、以下のいずれに該当しますか)。

	total	type A	type B	type C
E. 一般教育のための部局(教養部等)を有し、学生は一定期間これに所属する。	大学 32 (48.5%)	大学 32 (100)	大学 0 (0)	大学 0 (0)
F. 一般教育のための部局はないが、実質的な意味で、一般教育の課程にある学生と、専門課程の学生とが区別される。(一般教育のための分校、校舎等を持つ。)	3 (4.5)	0 (0)	3 (18.8)	0 (0)
G. 一般教育課程の学生と専門課程の学生とを区別していない。	30 (45.5)	0 (0)	12 (75.0)	18 (100)
H. その他	1 (1.5)	0 (0)	1 (6.3)	0 (0)
total	66 (100)	32 (100)	16 (100)	18 (100)

(図3) 一般教育学生組織



E : 教養部を持つ大学
 F : 教養部はないが、教養課程を
 設けている大学
 G : 一般・専門の区別のない大学
 H : その他

(表7による)

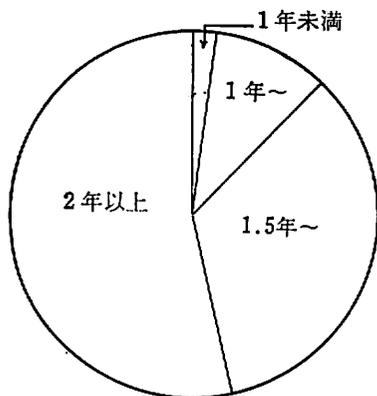
(表8) 教養課程在籍期間別学部数①

(設問2-2)

学 部 名	0年~(1未満)	1年~	1.5年~	2年以上	total
1. 教 養	大学 1 (60.0%)	大学 0 (0)	大学 0 (0)	大学 1 (50.0)	大学 2 (100)
2. 文 理	0 (0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0)	2 (100)
3. 教 育	1 (3.1)	6 (18.8)	13 (40.6)	12 (37.5)	32 (100)
4. 文	0 (0)	0 (0)	2 (28.6)	5 (71.4)	7 (100)
7. 人 文	0 (0)	3 (42.9)	1 (14.3)	3 (42.9)	7 (100)
8. 社 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (100)	1 (100)
9. 法 文	0 (0)	1 (20.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	5 (100)
10. 法	0 (0)	0 (0)	2 (28.6)	5 (71.4)	7 (100)
11. 政 経	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (100)	1 (100)
12. 経 済	1 (8.3)	1 (8.3)	5 (41.7)	5 (41.7)	12 (100)
13. 経 営	0 (0)	0 (0)	1 (100)	0 (0)	1 (100)
14. 商 理	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (100)	1 (100)
15. 理 工	0 (0)	4 (21.1)	5 (56.3)	10 (52.6)	19 (100)
16. 工 農	1 (60.0)	0 (0)	1 (50.0)	0 (0)	2 (100)
17. 工 農	0 (0)	3 (10.7)	14 (50.0)	11 (39.3)	28 (100)
23. 農	0 (0)	4 (18.2)	10 (45.5)	8 (36.4)	22 (100)
24. 園 芸	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (100)	1 (100)
25. 獣 医	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (100)	1 (100)
27. 水 産	0 (0)	0 (0)	2 (66.7)	1 (33.3)	3 (100)
28. 水 畜	0 (0)	0 (0)	1 (100)	0 (0)	1 (100)
29. 織 維	0 (0)	1 (100)	0 (0)	0 (0)	1 (100)
30. 医 薬	0 (0)	0 (0)	1 (4.3)	22 (95.7)	23 (100)
31. 歯	0 (0)	0 (0)	1 (0)	6 (100)	6 (100)
32. 薬	0 (0)	1 (10.0)	4 (40.0)	5 (50)	10 (100)
total	4 (2.1)	25 (12.8)	65 (33.3)	101 (51.8)	195 (100)

注 ① 集計はA B類型のうちの33大学による。なお、同一大学同一学部のうち、学科・課程等により在籍期間の異なるものは、便宜上別学部として集計した。また、夜間部は除いた。

(図4) 教養課程在籍期間



注：教養課程在籍期間別学部数 (表8による)

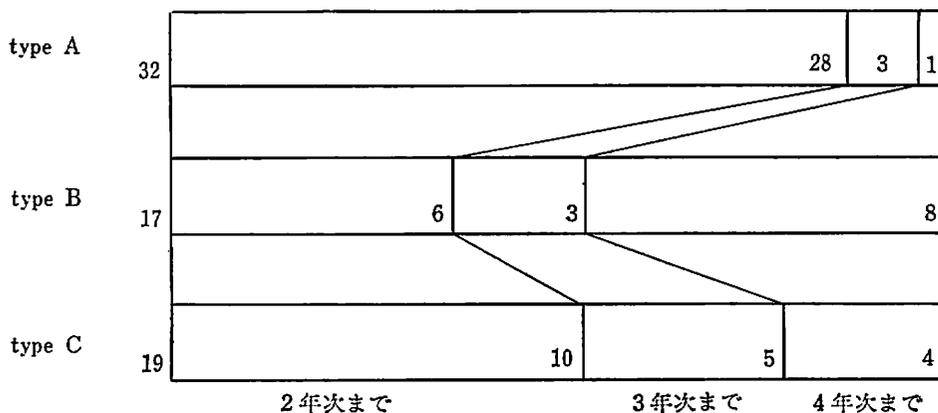
(表9) 縦割大学と横割大学 (一般教育履修年次別大学数①)

(設問1-6)

	total	type A	type B	type C
1年次まで	大学 0 (0%)	大学 0 (0)	大学 0 (0)	大学 0 (0)
2年次まで	44 (64.7)	28 (87.5)	6 (35.3)	10 (52.6)
3年次まで	11 (16.2)	3 (9.4)	3 (17.6)	5 (26.3)
4年次以上	13 (19.1)	1 (3.1)	8 (47.1)	4 (21.1)
total	68 (100)	32 (100)	17 (100)	19 (100)
集計大学数	68	32	17	19

注 ① 各大学とも一般教育履修期間の最も長い学部によって分類した。従って、例えば4年次までに一般教育を履修させる学部が一つでもあれば、その大学は4年次以上の項に加えられている。なお、夜間部については除外した。

(図5) 縦割大学と横割大学 (一般教育履修年次別大学数)



(表9による)

(表10) 縦割学部と横割学部 (一般教育履修年次別学部数①)

(設問1-6)

学部名	1年次	2年次							3年次	4年次	total
	まで	0%~②	20%~	40%~	60%~	80%~	100%~	S.total			
		(20未満)	学部③	学部③	学部③	学部③	学部③				
1. 教養	0(0%)	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	1(100)
2. 文理	0(0)	1(50.0)	0(0)	1(50.0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(66.7)	0(0)	1(33.3)	3(100)
3. 教育	0(0)	5(11.6)	12(27.9)	19(44.2)	5(11.6)	2(4.7)	0(0)	43(87.8)	3(6.1)	3(6.1)	49(100)
4. 文	0(0)	0(0)	0(0)	5(45.5)	3(27.3)	2(18.2)	1(9.1)	11(100)	0(0)	0(0)	11(100)
5. 文教育	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	1(100)
6. 外国語	0(0)	0(0)	0(0)	2(100)	0(0)	0(0)	0(0)	2(100)	0(0)	0(0)	2(100)
7. 人文	0(0)	0(0)	1(20.0)	3(60.0)	1(20.0)	0(0)	0(0)	5(100)	0(0)	0(0)	5(100)
8. 社会	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	1(100)
9. 法文	0(0)	0(0)	0(0)	4(66.7)	2(33.3)	0(0)	0(0)	6(100)	0(0)	0(0)	6(100)
10. 法	0(0)	0(0)	0(0)	3(37.5)	3(37.5)	2(25.0)	0(0)	8(100)	0(0)	0(0)	8(100)
11. 政経	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	1(100)
12. 経済	0(0)	2(11.8)	0(0)	8(47.1)	4(23.5)	3(17.6)	0(0)	17(85.0)	0(0)	3(15.0)	20(100)
13. 経営	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(50.0)	2(100)
14. 商	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	1(100)
15. 理	0(0)	0(0)	3(13.0)	11(47.8)	6(26.1)	3(13.0)	0(0)	23(92.0)	1(4.0)	1(4.0)	25(100)
17. 工	0(0)	1(3.6)	4(14.3)	16(57.1)	5(17.9)	2(7.1)	0(0)	28(71.8)	7(17.9)	4(10.3)	39(100)
18. 基礎工	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	1(100)
19. 工芸	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	1(100)
21. 商船	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(100)	2(100)
22. 鉱山	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	1(100)
23. 農	0(0)	1(4.3)	4(17.4)	9(39.1)	7(30.4)	2(8.7)	0(0)	23(85.2)	3(11.1)	1(3.7)	27(100)
24. 園芸	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	1(100)
25. 獣医	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	1(100)
26. 畜産	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	1(100)
27. 水産	0(0)	0(0)	0(0)	2(66.7)	1(33.3)	0(0)	0(0)	3(75.0)	1(25.0)	0(0)	4(100)
28. 水畜産	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	1(100)
29. 繊維	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	25(100)
30. 医	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(8.3)	4(16.7)	18(75.0)	24(96.0)	0(0)	1(4.0)	25(100)
31. 歯	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(14.3)	0(0)	6(85.7)	7(100)	0(0)	0(0)	7(100)
32. 薬	0(0)	0(0)	2(18.2)	4(36.4)	3(27.3)	2(18.2)	0(0)	11(100)	0(0)	0(0)	11(100)
33. 体育	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	1(100)
34. 美術	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	1(100)
35. 芸術工	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	1(100)
36. 音楽	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	1(100)
37. 家政	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	1(100)
total	0(0)	11(4.8)	26(11.5)	91(40.1)	48(21.1)	26(11.5)	25(11.0)	227(86.0)	17(6.4)	20(7.6)	264(100)

注 ① 集計は68大学による。なお、同一大学同一学部のうち、学科・課程等により在籍期間の異なるものは、便宜上別学部として集計した。また夜間部は除いた。

② 二年次の授業時間数のうちに一般教育の占める割合。

③ 二年次までに一般教育を履修させる学部数 (S. total) に対する割合。

(表11) 一般教育教職員学生数と全学部教職員学生数

(設問2-3 2-4)

	total	type A	type B
専任教官数	人	人	人
一般教育	2,411	2,313	98
全学部・教養部②	20,298	19,869	429
一般教育の占める割合	(11.9%)	(11.6)	(22.8)
専任職員数③			
一般教育	1,118	1,070	48
全学部・教養部	15,923	15,721	202
一般教育の占める割合	(7.0)	(6.8)	(23.8)
学部及び大学院学生数④			
一般教育	78,335	76,258	2,077
全学部・教養部	191,544	185,417	6,127
一般教育の占める割合	(40.9)	(41.1)	(33.9)
対教官学生数⑤			
一般教育	32.5	33.0	212
全学部・教養部	9.4	9.8	14.3
対職員学生数⑥			
一般教育	70.1	71.3	43.3
全学部・教養部	12.0	11.8	30.3

注 ① 集計は、A B類型のうち、一般教育担当教職員、教養課程在籍学生数の明確な33大学による。

② 附属病院、附置研究所、附属研究施設、附属学校、事務局、学生部、附属図書館等を除く。以下同じ。

③ 教官を除く。

④ 学部・教養部の本科学学生数及び大学院学生数。専攻科、別科、選科生、聴講生、研究生等を除く。

⑤ $\frac{\text{学生数}}{\text{専任教官数}}$ 。

⑥ $\frac{\text{学生数}}{\text{専任職員数}}$ 。

(表12) 一般教育教官数

(設問1-3)

	total	type A	type B
専任教官定員①	人 2,121	人 1,747	人 374
うち、学内操作による定員②	204	181	23
専任教官数①	2,041	1,694	347
うち、助手数	143	98	45
学内併任教官数②	815	784	31
非常勤教官数	1,987	1,639	348
集 計 大 学 数	37	26	11

注 ① 外国人教師を除く。

② この項のみ回答のなかったものを含む。

(表13) 一般教育教官団の特色

(上記表12による)

	total	type A	type B
定員充足率①	96.2	97.0	92.8
学内操作による定員の比率②	9.6	10.4	6.1
助手の比率③	7.0	5.8	13.0
学内併任・非常勤教官の比率④	137.3	143.0	109.2
学内併任教官の比率	39.9	46.3	8.9
非常勤教官の比率	97.4	96.8	100.3

注 ① $\frac{\text{専任教官数}}{\text{専任教官定員}} \times 100$ 。

② $\frac{\text{学内操作による定員}}{\text{専任教官定員}} \times 100$ 。

③ $\frac{\text{助手数}}{\text{専任教官数}} + 100$ 。

④ $\frac{\text{学内併任教官数} + \text{非常勤教官数}}{\text{専任教官数}} \times 100$ 。

(表14) 全国国立大学教官数 (昭和45年度) ①

(参考)

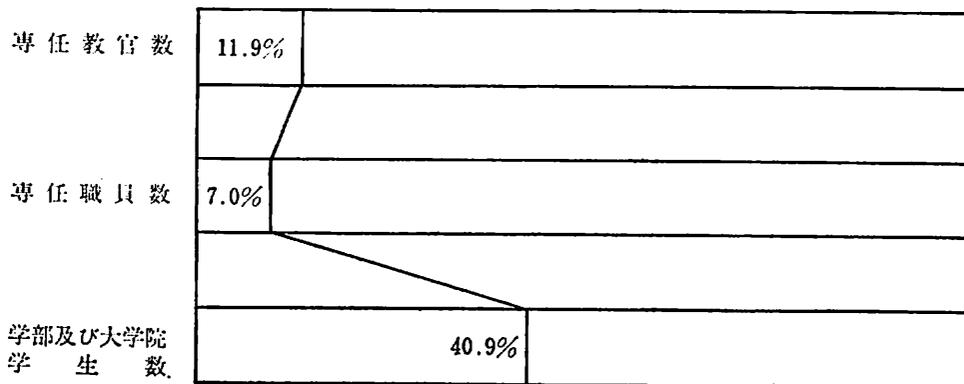
	total (%)	教 授	助 教 授	講 師	助 手 (%)②
total	③36,782 (100 %)	9,875	9,549	3,539	13,819 (37.6 %)
教 養 部	2,126 (5.8)	819	846	309	162 (7.1)
そ の 他 の 学 部	28,032 (76.2)	8,312	7,838	2,280	9,602 (34.2 %)
附 置 研 究 所 其 他	6,624 (18.0)	744	865	950	4,065 (61.4 %)

注 ① 文部省「学校基本調査報告書 (大学関係), 昭和45年度」による。

② それぞれのカテゴリーの全教員数に対する比率。

③ 学長を含まず。学長58を加えると36,840 また兼務教員数は10,897

(図6) 一般教育職員学生数の全学部に占める割合



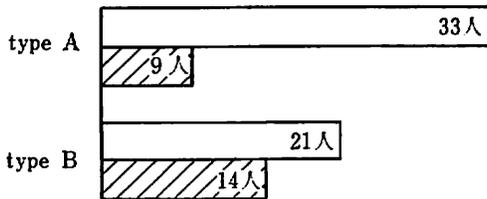
一般教育

(表11による)

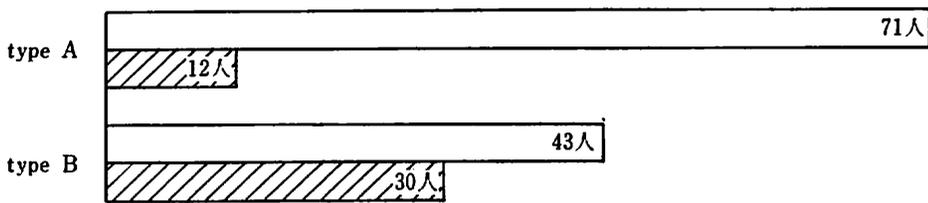
(図7) 教官一人, 職員一人に対する学生の比率



教官に対する学生の比率

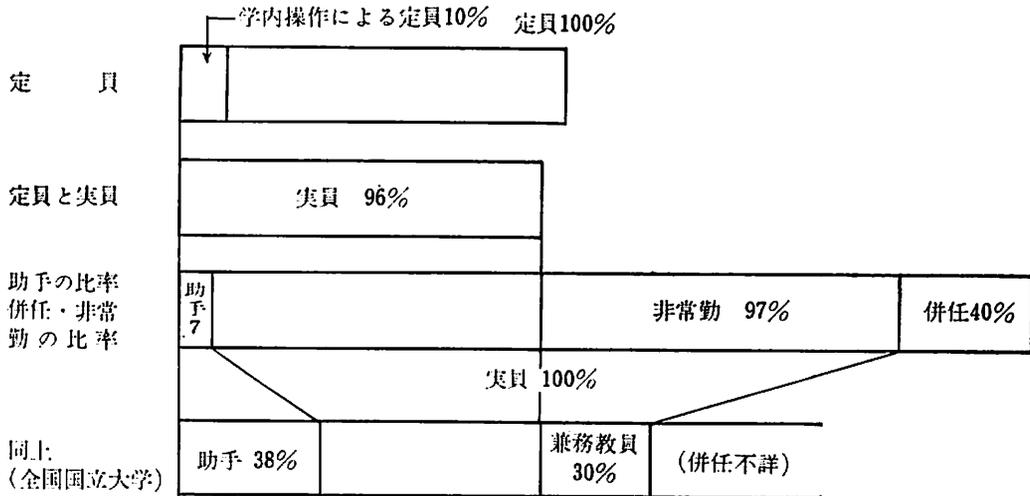


職員に対する学生の比率



(表11による)

(図8) 一般教育担当教官団の特色



(表13, 14による)

(表15) 任用理由別非常勤教官数

(設問1—3)

	total	type A	type B
1. 専任教官を必要とするが、定員がないため。	1,522 (76.6%)	1,300 (79.3%)	222 (63.8%)
2. 専任をおく程の時間数はないが、必要な授業科目。	109 (5.5)	99 (6.0)	10 (2.9)
3. 助手の代り	213 (10.7)	189 (11.5)	24 (6.9)
4. その他	143 (7.2)	51 (3.1)	92 (26.4)
total	1,987 (100)	1,639 (100)	348 (100)
集 計 大 学 数	37	26	11

(表16—1) 系列別形態別一般教育等授業コマ数 (1, total)

(設問2—5)

	人 文 社 会	自 然	外 国 語	保 健 体 育	そ の 他	total
総合コースの講義	10 (0%)	9 (0.0)	8 (0)	0 (0)	49 (0.2)	76 (0.3)
普通の授業	2,141 (9.6)	1,695 (7.6)	3,993 (18.0)	5,988 (27.0)	924 (4.2)	14,763 (66.5)
演 習	43 (0.2)	36 (0.2)	345 (1.6)	2,956 (13.3)	46 (0.2)	3,431 (15.5)
セミナー・外国書講読	76 (0.3)	28 (0.1)	34 (0.2)	493 (2.2)	0 (0)	671 (3.0)
実験・実習	29 (0.1)	0 (0)	958 (4.3)	0 (0)	1,405 (6.3)	2,503 (11.3)
視聴覚教育(L.L.を含む)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	269 (1.2)	0 (0)	269 (1.2)
その他	0 (0)	0 (0)	32 (0.1)	106 (0.5)	246 (1.1)	481 (2.2)
total	2,299 (10.4)	1,768 (8.0)	5,370 (24.2)	9,812 (44.2)	2,620 (11.8)	22,194 (100)

注 集計大学数66。

(表16—2) 系列別形態別一般教育等授業コマ数 (2, type A)

	人 文 社 会	自 然	外 国 語	保 健 体 育	そ の 他	total
総合コースの講義	8 (0.1%)	7 (0.0)	6 (0.0)	0 (0)	18 (0.1)	39 (0.2)
普通の授業	1,462 (9.4)	1,073 (6.9)	3,024 (19.4)	4,964 (31.8)	555 (3.6)	11,097 (71.0)
演 習	31 (0.2)	25 (0.2)	288 (1.8)	1,701 (10.9)	2 (0.0)	2,047 (13.1)
セミナー・外国書講読	54 (0.3)	26 (0.2)	32 (0.2)	41 (0.3)	0 (0)	153 (1.0)
実験・実習	26 (0.2)	0 (0)	840 (5.4)	0 (0)	907 (5.8)	1,872 (12.0)
視聴覚教育(L.L.を含む)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	157 (1.0)	0 (0)	157 (1.0)
その他	0 (0)	0 (0)	7 (0.0)	2 (0.0)	156 (1.0)	262 (1.7)
total	1,581 (10.1)	1,131 (7.2)	4,197 (26.9)	6,865 (43.9)	1,620 (10.4)	15,627 (100)

注 集計大学数32。

(表16-3) 系列別形態別一般教育等授業コマ数 (3, type B)

	人 文	社 会	自 然	外 国 語	保健体育	そ の 他	total
総合コースの講義	1 (0.0)	1 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	27 (0.9)	29 (0.9)
普通の授業	258 (8.4)	228 (7.4)	485 (15.7)	788 (25.6)	191 (6.2)	1 (0.0)	1,951 (63.3)
演 習	1 (0.0)	0 (0)	43 (1.4)	490 (15.9)	0 (0)	6 (0.2)	540 (17.5)
セミナー・外国書講読	22 (0.7)	2 (0.1)	2 (0.1)	57 (1.8)	0 (0)	39 (1.3)	122 (4.0)
実験・実習	3 (0.1)	0 (0)	107 (3.5)	0 (0)	195 (6.3)	0 (0)	305 (9.9)
視聴覚教育 (L. L. を含む)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	63 (2.0)	0 (0)	0 (0)	63 (2.0)
そ の 他	0 (0)	0 (0)	16 (0.5)	56 (1.8)	2 (0.1)	0 (0)	74 (2.4)
total	285 (9.2)	231 (7.5)	653 (21.2)	1,454 (47.1)	388 (12.6)	73 (2.4)	3,084 (100)

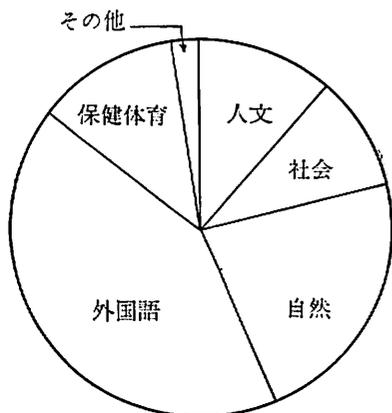
注 集計大学数16。

(表16-4) 系列別形態別一般教育等授業コマ数 (4, type C)

	人 文	社 会	自 然	外 国 語	保健体育	そ の 他	total
総合コースの講義	1 (0.0)	1 (0.0)	2 (0.1)	0 (0)	0 (0)	4 (0.1)	8 (0.2)
普通の授業	421 (12.1)	394 (11.3)	484 (13.9)	236 (6.8)	178 (5.1)	2 (0.1)	1,715 (49.2)
演 習	11 (0.3)	11 (0.3)	14 (0.4)	765 (22.0)	43 (1.2)	0 (0)	844 (24.2)
セミナー・外国書講読	0 (0)	0 (0)	0 (0)	395 (11.3)	0 (0)	1 (0.0)	396 (11.4)
実験・実習	0 (0)	0 (0)	11 (0.3)	0 (0)	303 (8.7)	12 (0.3)	326 (9.4)
視聴覚教育 (L. L. を含む)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	49 (1.4)	0 (0)	0 (0)	49 (1.4)
そ の 他	0 (0)	0 (0)	9 (0.3)	48 (1.4)	88 (2.5)	0 (0)	145 (4.2)
total	433 (12.4)	406 (11.7)	520 (14.9)	1,493 (42.9)	612 (17.6)	19 (0.5)	3,483 (100)

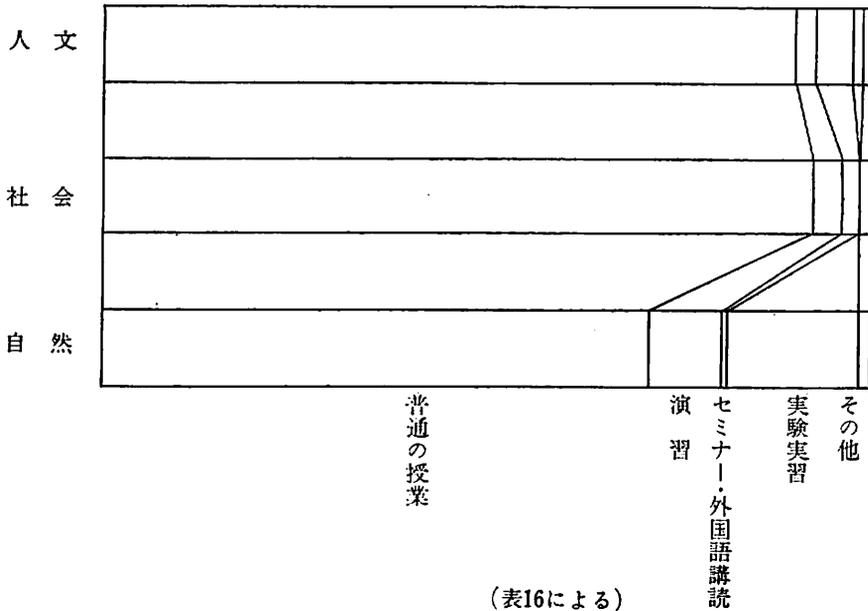
注 集計大学数18。

(図9) 授業コマ数の系列別比率



(表16による)

(図10) 授業コマ数の系列別形態別比率



(表17-1) 担当者別一般教育等授業コマ数 (1, type A及びB)

(設問2-5)

担当者	total	type A	type B
一般教育等専任教官	12,284 (63.0%)	10,620 (68.0)	1,664 (42.7)
兼務教官 (学外からの非常勤講師等)	4,136 (21.2)	3,247 (20.8)	889 (22.8)
専門教育専任教官 (学内併任教官等)	3,080 (15.8)	1,740 (11.1)	1,340 (34.4)
total	19,500 (100)	15,607 (100)	3,893 (100)
集計大学数	48	32	16

(表17-2) 担当者別一般教育等授業コマ数 (2, type C)

担当者	
専任教官	2,894 (74.9%)
兼務教官 (学外からの非常勤講師等)	1,068 (25.1)
total	3,862 (100)
集計大学数	18

(図11) 授業コマ数の担当者別比率

type A, B	一般教育専任教官	学内併任	
	専任教官担当		非常勤教官担当
type C			

(表17による)

(表18) 基礎教育科目及び学部要望科目開設大学数①

(設問1-9)

	total	type A	type B	type C
基礎教育科目	大学 46 (51.4%)	大学 19 (57.6%)	大学 10 (58.8%)	大学 7 (35.5%)
学部要望科目	17 (24.3)	10 (30.3)	5 (29.4)	2 (10.0)
集計大学数	70	30	17	20

注 ① この設問に回答のなかった大学は、これらの科目を開設していないものとみなした。

(表19) 教官一人当たり週間授業コマ数平均, 分布表

(設問1-10)

授業コマ数	人	文	社	会	自	然	外	国	語	体	育
1 ~ (2未満)	10		8		7		2			1	
2	7		8		5		2			5	
3	14		13		9		3			4	
4	10		12		10		8			4	
5	3		3		10		11			11	
6	0		0		1		15			11	
7	1		1		1		2			5	
8以上	0		0		2		2			4	
Mo.	3.5		3.5		5.0		6.5			6.0	

注 集計は45大学による。

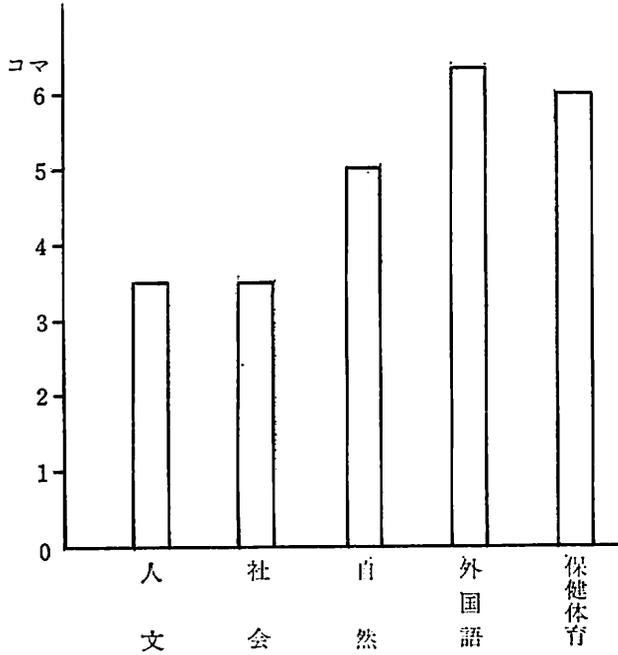
(表20) 大学類型別教官一人当たり週間授業コマ数平均, 最頻数 (Mo.)

(設問1-10)

	人	文	社	会	自	然	外	国	語	体	育
type A	4.0		4.0		4.5		6.5			6.5	
type B	3.5		3.5		3.5		4.5			5.5	
type C	1.5		1.5		1.5		3.5			2.5	
total	3.5		3.5		5.0		6.5			6.0	

注 集計は45大学による。

(図12) 教官一人当り週間授業コマ数



(表19による)

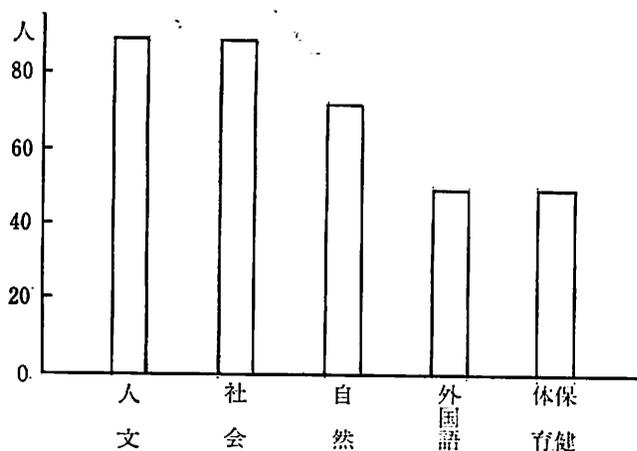
(表21) 授業一回当り聴講学生数平均, 分布表

(設問1—10)

聴講学生数	人	文	社	会	自	然	外	国	語	体	育
0~(20未満)		0		0		0		0		0	
20~		0		0		1		2		4	
40~		5		5		9		26		20	
60~		3		5		18		24		11	
80~		14		9		14		2		5	
100~		10		6		5		0		6	
120~		7		8		4		0		2	
140~		7		5		1		0		1	
160~		5		5		2		0		1	
180~		0		2		0		0		1	
200~		1		3		0		0		2	
220~		0		3		0		1		1	
240以上		4		5		2		0		2	
最頻数 (Mo.)		90		90		70		60		60	

注 集計は56大学による。

(図13) 授業一回当り聴講学生数



(表21による)

(表22) 大学類型別授業一回当り聴講学生数平均, 最頻数 (Mo.)

(設問 1—10)

	人 文	社 会	自 然	外 国 語	体 育
type A	110	150	70	70	70
type B	90	90	90	50	50
type C	110	90	70	50	50
total	90	90	70	50	50

注 集計は56大学による。

(表23) 厚生補導のための職務を兼ねる教官数

(設問 1—11)

職 務	
学生委員など厚生補導または課外活動のための役職	178(11.2%)①
チューター	1,194(76.9)②

注 ① A類型のうち24の大学の一般教育専任教官1,695人に対する比率。

② 上記のうち、チューター制実施23大学の一般教育専任教官1,652人に対する比率。

(表24) 博士号保有教官数

(新制・旧制を含む)

(設問1-8)

学 位 種 別	人
法 学 博 士	8 (0.5%) ^①
経 済 学 博 士	5 (0.3)
文 学 博 士	37 (2.3)
理 学 博 士	275 (16.8) ^②
教 育 学 博 士	4 (0.2)
医 学 博 士	28 (1.7)
農 学 博 士	4 (0.2)
工 学 博 士	7 (0.4)
薬 学 博 士	3 (0.2)
そ の 他	3 (0.2)
total	374 (22.8)
外 国 の 学 位	5 (0.3)

注 ① A類型のうちの25大学の一般教育専任教官1,639人に対する比率。

② 理学博士は、博士号を有する374人の73.5%を占める。

(表25) 大学院兼担教官数^①

(設問1-8)

	total	博 士 課 程	修 士 課 程
法学研究科	3人 (0.2%) ^②	0人 (0%)	3人 (0.2%)
経 済 学 研 究 科	4 (0.2%)	2 (0.1)	2 (0.1)
文 学 研 究 科	31 (1.9)	20 (1.2)	11 (0.7)
教 育 学 研 究 科	10 (0.6)	1 (0.1)	9 (0.5)
理 学 研 究 科	105 (6.4)	40 (2.4)	65 (4.0)
そ の 他 の 研 究 科	13 (0.8)	10 (0.6)	3 (0.2)
他 大 学 ・ 外 国 大 学 の 大 学 院	1 (0.1)	0 (0)	1 (0.1)
total	167 (10.2)	73 (4.5)	94 (5.7)

注 ① 集計はA類型のうちの25大学による。

② 一般教育専任教官1,639人に対する比率。

(表26) 研究助成金を受けた教官数 (1968—70年度, 分担者・補助者を含まない) ① (設問1—8)

研 究 助 成 金 種 別	
文部省科学研究費	3 人 (0.2%) ②
特 定 研 究	0 (0)
が ん 特 別 研 究	8 (0.5)
総 合 研 究 (A, B)	1 (0.1)
試 験 研 究	75 (4.6)
一 般 研 究 (A, B, C, D)	35 (2.1)
奨 励 研 究	0 (0)
海 外 調 査	2 (0.1)
分 版 助 成	124 (7.6)
S. total	9 (0.5)
その他の研究助成金	
total	133 (8.1)

注 ① 集計はA類型のうちの25大学による。

② 一般教育専任教官 1,639 人に対する比率。

(表27) 海外留学教官数 (1968—70年度) ①

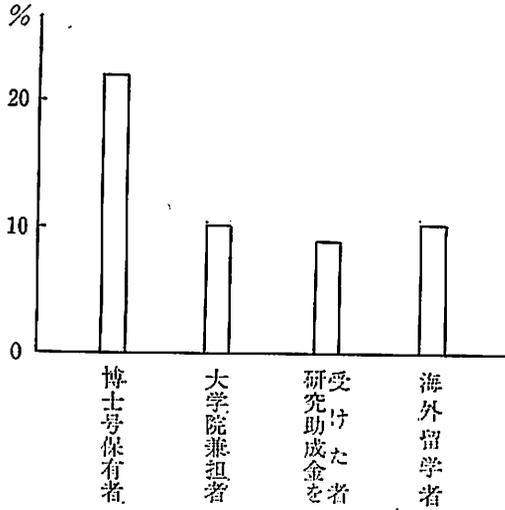
(設問1—8)

留 学 資 金 種 別	
文部省在外研究員	26 人 (1.6%) ②
長 期	8 (0.5)
短 期	34 (2.1)
S. total	
その他の在外研究資金	60 (3.7)
3 カ月内外	8 (0.5)
6 カ月内外	30 (1.8)
1 年 内外	16 (1.0)
2 年 内外	114 (7.0)
S. total	
私 費 留 学 者	17 (1.0)
3 カ月内外	0 (0)
6 カ月内外	0 (0)
1 年 内外	2 (0.1)
2 年 内外	19 (1.2)
S. total	
total	167 (10.2)

注 ① 集計はA類型のうちの25大学による。

② 一般教育専任教官 1,639 人に対する比率。

(図14) 教官の研究上の地位と研究条件表



(表24～27による)

(表28) 一般教育等の部局に付属する研究施設等を保有する大学数①

(設問 1—8)

研 究 施 設 等 種 別	
研 究 施 設 等	
1. 付置研究所	0 (0 %)
2. 付属研究施設	0 (0)
3. 付属実験所・天文台など	0 (0)
4. 付属動・植物園など	0 (0)
5. 付属博物館・美術館・図書館・文書館など	5 (15.2)
6. 体育館など	7 (21.2)
研 究 機 材	
1. 電 算 機	3 (9.1)
2. 大型実験装置 (サイクロトロン等)	1 (3.0)
3. 大型設備 (大型電子顕微鏡等)	6 (18.2)
4. そ の 他	5 (15.2)
特 殊 文 庫	3 (9.1)
紀 要 等	30 (90.9)

注 ① 集計はA類型の33大学による。

(表29) 単位振替等実施大学数

(設問2-6)

	total	type A	type B	type C
1. 本来一般教育の授業でもあり専門教育の授業でもある講義を設けている。	7 (10.6%)	1 (3.1%)	2 (12.5%)	4 (22.2%)
2. 専門教育の授業を一般教育の単位として認定する場合がある	6 (9.1)	1 (3.1)	2 (12.5)	3 (16.7)
3. 一般教育の授業を専門教育の単位として認定する場合がある	8 (12.1)	2 (6.3)	3 (18.8)	3 (16.7)
集計大学数	66	32	16	18

(表30) 低学年向け専門教育実施大学数

(設問2-7)

	total	type A	type B	type C
1. 一年次学生に対して専門教育の単位となる授業を行なう。	^{大学} 39 (59.1%)	^{大学} 11 (34.4%)	^{大学} 14 (87.5%)	^{大学} 14 (77.8%)
2. 専門教育のためのオリエンテーションを行なう。	27 (40.9)	14 (43.8)	7 (43.8)	6 (33.3)
3. 一般教育ゼミナールとして、実質上は専門ゼミを行なう。	2 (3.0%)	0 (0)	2 (12.5)	0 (0)
4. 一般教育の講義として実質上は専門の講義を行なう。	6 (9.1)	1 (3.1)	2 (12.5)	3 (16.7)
5. 専門教育担当の教官が特別授業を課外に行なう。	1 (1.5)	0 (0)	1 (6.3)	0 (0)
6. 個人指導を定期的(例、毎週一回)に実施する。	1 (1.5)	0 (0)	0 (0)	1 (5.6)
7. その他	7 (10.6)	4 (12.5)	0 (0)	3 (16.7)
集計大学数	66	32	16	18

(表31) 高学年向け一般教育実施大学数

(設問2—8)

	total	type A	type B	type C
1. 上級学生のための一般教育の授業を行なう。	大学 16 (24.2%)	大学 3 (9.4%)	大学 10 (62.5%)	大学 3 (16.7%)
2. 上級学生のための一般教育総合コースを実施する。	2 (3.0)	1 (3.1)	1 (6.3)	0 (0)
3. 三・四年次生のための外国語授業を行なう。	17 (25.8)	1 (3.1)	9 (56.3)	7 (38.9)
4. 一般教育のゼミナールを行なう。(ただし単位として認定しない)	1 (1.5)	1 (3.1)	0 (0)	0 (0)
5. 一般教育の講義を行なう。(同上)	1 (1.5)	0 (0)	1 (6.3)	0 (0)
6. 一般教育の授業のうち、特定のものを指定して、聴講を義務づける。(同上)	1 (1.5)	0 (0)	1 (6.3)	0 (0)
7. 他学部(教養部を含む)の授業を聴講させ、これを一般教育の単位として取得することを義務づける。	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8. その他	9 (13.6)	5 (16.6)	0 (0)	4 (22.2)
集計 大学数	66	32	16	18

(表32) 一般・専門の区別廃止実施大学数

(設問2-9: 貴学では、一般教育と専門教育の区別を実質上廃止し、両者を区別することなく総合的に単位を取得させるが、形式上、大学卒業に必要な単位をそろえるために両者に分類する方法を採られているでしょうか。)

	total	type A	type B	type C
1. 全面的に採っている。	大学 1 (1.7%)	大学 0 (0%)	大学 1 (7.1%)	大学 0 (0%)
2. 部分的に採っている。	6 (8.6)	2 (7.7)	1 (7.1)	2 (11.1)
3. そのようなやり方は採っていない。	52 (89.7)	24 (92.3)	12 (85.7)	16 (88.9)
total	58 (100)	26 (100)	14 (100)	18 (100)

(表33) 教官・学生交流のための特別な教育制度実施大学数

(設問2—10)

	total	type A	type B	type B
1. チューター制 の中で、読書会 ・外書講読・実 験・野外実習な どを行なってい る。	大学 5 (7.6%)	大学 4 (12.5%)	大学 1 (6.3%)	大学 0 (0%)
2. 一般教育ゼミ ナールを実施し ている。	16 (24.2)	10 (31.3)	3 (18.8)	3 (16.7)
3. 総合コースの 授業を活用して 論文指導・論文 発表会・討論会 その他を行なっ ている。	3 (4.5)	1 (3.1)	1 (6.3)	1 (5.6)
4. 実験・実習に おいて、グルー プごとに、又は 個人別に、教官 と学生の意見交 換の場を特設し ている。	3 (4.5)	2 (6.3)	1 (6.3)	0 (0)
5. 学生の研究団 体において、顧 問教官をはじめ 関係教官の指導 助言を積極的に 行なっている。	10 (15.2)	4 (12.5)	2 (12.5)	4 (22.2)
6. 学生寮におい て、教官が組織 的に寮生の学問 的(又は芸術的) 指導を行なっ ている。	1 (1.5)	0 (0)	1 (6.3)	0 (0)
7. そ の 他	8 (12.1)	4 (12.5)	0 (0)	4 (22.2)
集 計 大 学 数	66	32	16	18

(表34—1) チューター制の実態 (1, チューター制実施大学数) (クラス担任等を含む)

(設問1—11)

	大 学 数
実 施 し て い る	23 (92.0%)
実 施 し て い な い	1 (8.0)
total	24 (100)

(表34-2) チューターの実態 (2, 担当学生数平均, 分布表)

担 当 学 生 数	大 学 数
20～ (30未満)	2
30～	3
40～	7
50～	7
60～	1
70以上	2
無 回 答	1
最 頻 数 (Mo.)	45

注 上表のチューター制実施大学23校による。

(表35) 一般教育セミナーの実態①

(設問2-10)

開 設 大 学 数	16 (24.2%)
1 セミナー当りの最大参加学生数	Mo. 35
最小参加学生数	Mo. 15
平均参加学生数	Mo. 25
三・四年次生の割合	Mo. 5%
テーマ及び教官について学生の希望を聴取している大学数	3 (25.0%) ②

注 ① 集計は開設大学数に関しては66大学, その他は無回答を除く12大学による。

② 12大学に対する比率。

(表36) 総合コース及び視聴覚教育実施大学数

(設問2-5)

	total	type A	type B	type C
1. 総合コース	大学 20 (30.3%)	大学 12 (37.5%)	大学 4 (25.0%)	大学 4 (22.2%)
2. 視聴覚教育	26 (39.4)	13 (40.6)	6 (37.5)	7 (38.9)
集 計 大 学 数	66	32	16	18

(表37) 一般教育のための学生研究会の実態①

(設問2-11)

研 究 会 数	4 団体 (平均 0.06) ②
研 究 会 会 員 数	125 名 (平均 31) ③

注 ① 一般教育科目のため, 教官が指導を行なっている学生の学術的研究会。但し, 専門学科に付属した研究会や, 単なる職業的訓練, 趣味・娯楽・スポーツ等のための研究会は除外する。集計は66大学。

② 回答のあった66大学に対する比率。

③ 4 団体に対する比率。

(表38) 学生研究会への援助実施大学数

(設問 2—12)

	total	type A	type B	type C
	大学	大学	大学	大学
1. 時間割の中に そうした研究会 活動のための時 間を特設してい る。	0 (0 %)	0 (0 %)	0 (0 %)	0 (0 %)
2. 研究室を配当 し、又は研究会 を開く場合の会 場を特設してい る。	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
3. 学生経費の中 から、こうした 学生団体用の図 書費、器具・材 料費などを配分 して、研究活動 を支援している。	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
4. 図書館がそう した団体のため に便宜を計って いる。	1 (1.5)	1 (3.1)	0 (0)	0 (0)
(1) 団体から要 求のあった書 籍を別枠で購 入・利用させ る。	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(2) 研究室の利 用に便宜をは かる。	1 (1.5)	1 (3.1)	0 (0)	0 (0)
(3) そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5. 研究会に対し 経済上の援助を 行なう。	2 (3.0)	2 (6.3)	0 (0)	0 (0)
(1) 機関紙(誌) 発行	1 (1.5)	1 (3.1)	0 (0)	0 (0)
(2) 実験・実習 費などの分担	1 (1.5)	1 (3.1)	0 (0)	0 (0)
(3) その他の補 助金交付	1 (1.5)	1 (3.1)	0 (0)	0 (0)
6. そ の 他	1 (1.5)	0 (0)	0 (0)	1 (5.6)
集 計 大 学 数	66	32	16	18

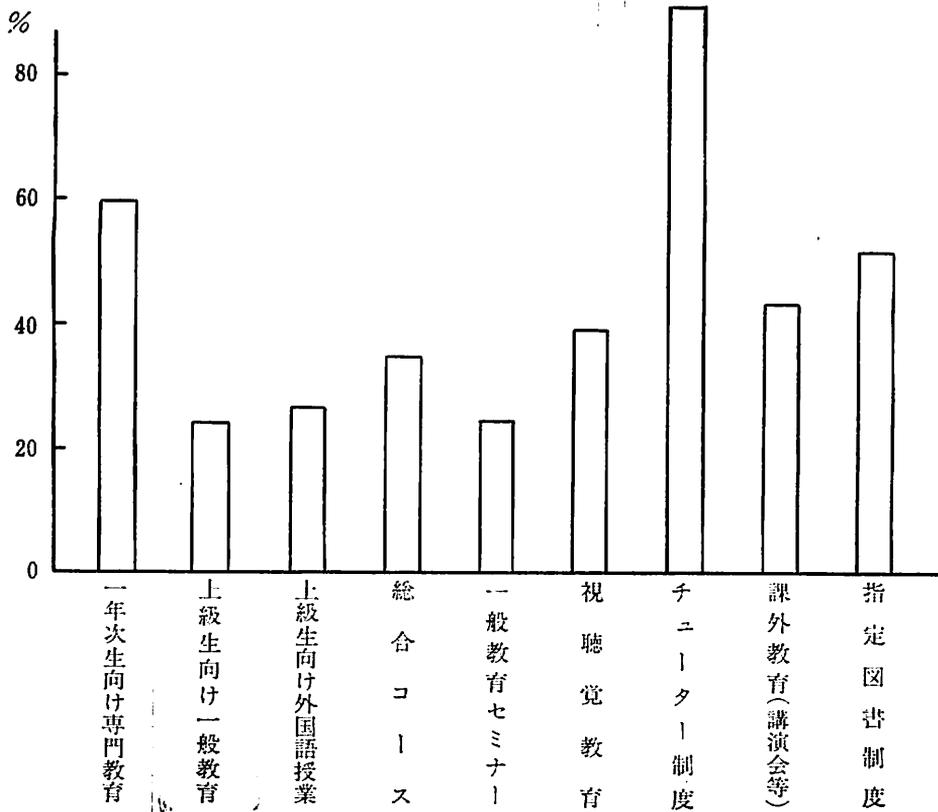
(表39) 学生の教養に寄与するための特別企画実施大学数

(設問2—13)

	total	type A	type B	type C
	大学	大学	大学	大学
1. 芸術的な教養を高めるために下記の会合を主催し、または課外授業を行ない専用の施設を設けている。	4 (6.1%)	2 (6.3%)	2 (12.5%)	0 (0%)
(1) 音楽会	2 (3.0)	1 (3.1)	1 (6.3)	0 (0)
(2) 演劇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(3) 映画	2 (3.0)	0 (0)	2 (12.5)	0 (0)
(4) 美術	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(5) 文学	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(6) その他	1 (1.5)	1 (3.1)	0 (0)	0 (0)
2. 社会的な教養を高めるために下記の企画を実施している。	27 (40.9)	16 (50.0)	6 (37.5)	5 (27.8)
(1) 時事的な講演会・映画会等	19 (28.8)	11 (34.4)	5 (31.3)	3 (16.7)
(2) 社会見学	6 (9.1)	4 (12.5)	1 (6.3)	1 (5.6)
(3) 外国旅行	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(4) 外国大学との交流	1 (1.5)	1 (3.5)	0 (0)	0 (0)
(5) その他	4 (6.1)	2 (6.3)	1 (6.3)	1 (5.6)
3. 図書館活動を通じて、下記の企画を実施している。	36 (54.5)	17 (53.1)	8 (50.0)	11 (61.1)
(1) 指定図書制度の活用	35 (53.0)	15 (46.9)	9 (56.3)	11 (61.1)
(2) 読書指導	5 (7.6)	2 (6.3)	0 (0)	3 (16.7)
(3) 名著紹介	6 (9.1)	3 (9.4)	1 (6.3)	2 (11.1)
(4) 視聴覚教育	4 (6.1)	1 (3.1)	1 (6.3)	2 (11.1)
(5) その他	2 (3.0)	1 (3.1)	0 (0)	1 (5.6)
4. 学生相談室において、個別的に指導助言している。	20 (30.3)	10 (31.3)	4 (25.0)	6 (33.3)
5. その他	8 (12.1)	5 (15.6)	1 (6.3)	2 (11.1)
集計大学数	66	32	16	18

(図15) 特色ある教育制度・教育活動実施大学

(図15) 特色ある教育制度・教育活動実施大学



(表30, 31, 34, 35, 36, 39による)

II 教養課程における外国語教育に関する 実情調査報告書

Ⅱ 教養課程における外国語教育に関する 実情調査報告書

目 次

まえがき	(44)
調査結果の概要	(45)
第一部 教官に関する事項	(45)
I 外国語担当教官の所属について	(45)
II 外国語担当教官の員数について	(45)
III 外国語担当教官の授業負担について	(46)
1 1週間の授業回数	(46)
2 教養課程の外国語の授業以外の講義等の負担	(46)
3 1回の時間数	(46)
IV 外国語担当教官の研究条件について	(46)
第二部 学生に関する事項	(47)
I 外国語の種類と単位数	(47)
II 外国語の履修方法および授業内容	(47)
1 外国語の履修方法	(47)
2 授業の内容	(48)
III 外国語の学習条件	(48)
1 クラス編成の方法	(48)
2 卒業要件となる外国語のクラスの大きさとその数	(48)
IV 入学試験について	(48)
1 音声面のテストの有無と理由	(48)
2 第2外国語と入試科目	(48)
第三部 施設に関する事項	(49)
I ランゲージ・ラボラトリー(L・L.)その他の教具、施設等について	(49)
第四部 改革状況に関する事項	(50)
1 外国語教育の改革について	(50)
2 改革がなされる場合の具体的内容と問題点	(50)
3 要望事項	(50)

II 教養課程における外国語教育に関する 実情調査報告書

まえがき

この報告書は、教養課程における外国語教育の改善をはかるため、各国立大学における外国語教育の実情についてアンケート調査を行ない、ここに、これを集計して、今後における外国語教育の改善をはかる際の基礎資料に供しようとするものである。

(注) 各大学よりの回答(昭和46年4月20日現在調査)を入学定員数に応じて下記のA・B・Cの3グループに分けて集計した。

			入学定員総数
A=入学定員	1.501以上の	10大学	(21.006)
B=入学定員	1.001以上~1.500までの	15大学	(18.660)
C=入学定員	1.000以下の	45大学	(25.999)
合 計	70大学	(65.665)
無 回 答	5大学	(2.447)

調査結果の概要

第一部 教官に関する事項

「教養課程における外国語教育の実情調査」（以下「実情調査」という。）によって次の諸点が明らかになった。

I 外国語担当教官の所属について

1. この項に回答した 68 大学の中では、教養部もしくは教養学部所属が最も多く 31 大学（全体の 45.6%）、ついで文（理）学部もしくは教育学部所属が 18 大学（26.5%）であった。専門各学部に分散所属という例は極めて少ない（3 大学、0.04%）。（「実情調査」55 頁参照）
2. 所属の相違による得失（例えば学内格差の問題、カリキュラム編成の主体性の問題など）は当然あるはずであるが、「実情調査」はそこまで立ち入ることをしなかった。しかし、外国語の 4 年一貫教育を効果的に実施しようとするれば（この方向への改革の要望は強い）、外国語担当教官がどの学部にどういう形で所属するかは、大きな問題になる。

II 外国語担当教官の員数について

1. 外国語担当教官（専任）全員 1,210 名の中、最も人数が多いのは、英語（604 名、外国語教官全体の 49.8%）であり、以下多い順序に列記するとドイツ語（431 名、35.6%）、フランス語（117 名 9.7%）、ロシア語（31 名、2.6%）、中国語（18 名、1.5%）、スペイン語（5 名、0.4%）、その他（4 名、0.4%）ということになる。（「実情調査」55—58 頁参照）
2. この中、英独仏の 3 外国語担当教官が全体の実に 95.1% を占めており、特定のこの 3 外国語に担当教官が偏在していることが示されている。

特に入学定員のすくない大学になるほどこの傾向は著しくなり、B、C 大学群では英・独・仏語以外の担当者は、外国語全教官の 3.4% にすぎず、外国語教官の過半数が英語担当者によって占められている場合が多い。

また近隣のアジア諸国の外国語担当教官は中国語担当者を除いては皆無である。

現在の教官の専攻別からみると、多種多様な外国語を教育しようする態勢から甚だ遠いといわざるをえない。

3. 助手について

専任助手（授業担当、L. L. 担当、その他を含め）は全国 70 大学に 58 名、1 大学平均して 0.8 人である。講師以上の専任教官（1,210 名）との比率では、その 4.7% ということになる。外

国語による差異は若干あり、特に英語科配置の助手はすくなく、全国70大学に専任助手わずかに19名という数字が出ており、講師以上の専任教官（604名）に対し、その3.1%にしかあたらない（つまり、ほぼ教官30名に助手1名という配分である）。（「実情調査」55—58頁参照）

現在L.L.の設備はかなり普及し、外国語教育に実験講座的な（そしてときには過大の）期待がかけられながら、人的面での裏付けが全くなされていないことを「実情調査」が示している。L.L.設備も専従の助手を欠いては、いかに設備が充実していても実際には開店休業の状態に追い込まれる場合が多い。

現在の外国語教育は実験講座的な性質をすでにかなりおびており、この傾向はますます強まるであろう。関係当局は、外国語教育にとっての助手の必要不可欠性を十分認識し、その増員について抜本的な策を講ずべきであろう。

4. 外国人教師について

70大学に外国人教師（専任）32名、外国人教師（非常勤）39名という数字が出ているが、その中の多くは専門課程との兼任であり、教養課程専属はこの数よりさらにすくなくなるであろう。（「実情調査」55—58頁参照）

学生数との比率を考えると、入学定員1,000人につき1人くらいの割合にしかならない。従って教養課程で学生が外国人教師の授業を受けることは、まず不可能か、極めて稀というのが現状である。これは戦前の旧制高校や旧制専門学校に比べると大きな後退であり、早急に改善をはからなければならない。

III 外国語担当教官の授業負担について

1. 外国語担当教官の授業負担は週4，5回から6，7回が普通であり，週6回というのがいちばん多いようである。

ただしC大学群では欠員補充難のためか、週10回という例も報告されている。（「実情調査」59—61頁参照）

この「実情調査」だけでは、はっきりしないが、外国語担当以外の教官の授業負担に比べると、総体的に負担が重いことは、よく知られた事実である。

2. また外国語教官は教養課程の外国語以外の授業を学内で担当する場合があります，その分だけ負担が増大する結果になる（特にA大学群において）。（「実情調査」61頁参照）

助手の配分が少ないことも外国語担当教官の負担増に拍車をかけている。

3. 授業1回（俗に1コマ）の長さは100分がもっとも多く（38大学，54%），次いで90分（23大学33%）が多い。語学の授業として最も効率がよいとされている50分授業を行なっているのは4大学（全体の5.7%）にすぎない。

IV 外国語担当教官の研究条件について

1. 外国語担当教官にとって特別重要な意味をもつ在外研究について「実情調査」は次の諸点を明らかにしている。
2. 期間の長短を問わず何らかの形で在外研究に従事した経験を有するのは外国語担当全教官の中の37.2%である。（「実情調査」63頁参照）これは担当学科の性質を考えると、かなり低い数値といわなければならない。
3. しかも、この数字には短期の研修旅行も含まれており、一年以上の在外研究の経験者となると全教官数の22.7%（つまり4人に1人以下）にしかならない。（「実情調査」63頁参照）さらに在外研究を真に実りあるものにするのに必要と考えられる2年前後以上の在外研究の経験者となると、全体の4%にも満たないという驚くべき事実が示されている。（「実情調査」64頁参照）
4. 以上の数少ない在外研究経験者のうち、文部省在外研究員の資格で研究に従事したものは、さらに少なく、全体の5.7%にしかならない（外国語により若干の差異があり、英語科では、これをさらに下廻り、わずかに2.9%である）。（「実情調査」64頁参照）
　　ということはつまり外国語担当教官の在外研究はほとんど（その8割以上）が、外国政府あるいは外国大学、財団などの費用、もしくは私費により行なわれてきたということである。
5. 外国語担当教官は、その教科の性質上、他学科担当教官以上に在外研究を行なう必要があるのは論をまたない。関係当局は、この現状を直視し外国語担当教官の在外研究のため思い切った予算措置を講ずべきであろう。外国語教官の在外研究のための別枠を設ける必要があり、さらに一定期間の在外研究を義務化する（昇進のための条件にする）方策も考える必要があろう。
6. 国内研修の経験者も極めて少なく、全体の2%にも満たない。在外研究の次善の策として大いに奨励する必要があろう。（「実情調査」64頁参照）

第二部 学生に関する事項

I 外国語の種類と単位数

1. 開講している外国語の種類については、英・独がすべての大学、次いで仏・露・中・羅・西・希・伊の順で、全体の90%より6%までに漸減している。（「実情調査」66頁1）参照）また必修外国語となりうる外国語の種類については、英・独が全部、次いで仏・露・中・西の順になっている。（「実情調査」67頁3）参照）この調査で判明した重要な問題点は、近隣のアジア諸国の言語は中国語を除いては全く開講されていないという事実である。これら諸国において、自国語のみに頼る度合いが高まりつつある現況にかんがみて、現状の再検討が必要であらう。
2. 必修外国語の種類と数については、入学定員1,000名以下の大学中の7%を除くすべての大学

で二か国語が必修とされ、そのうちの過半が英語を必修に指定していることが判明した。（「実情調査」67頁3）参照）

3. 卒業要件となる外国語の単位数については、昭和37年3月本協会が発表した「大学における一般教育について」の中の「教養課程における外国語教育について」の「現状」の項で指摘された授業時間の絶対的不足の状況としてあげられた数字よりも、今日の現状の方が更に下廻っていることが判明した。（「実情調査」66頁2）参照）また必修単位数以上をとる学生数も多いとは言えない。（「実情調査」68頁4）参照）

学生の全部に対する必修単位の大幅の増加は必ずしも必要とは考えられないが、行き過ぎた画一主義を改め、大学および学科の特質、学生の素質と好みに応じて、履修外国語の数、種類および時間数についての必修と自由選択の度合に変化を持たせる工夫が望まれる。

II 外国語の履修方法および授業内容

1. 卒業要件となる外国語の履修方法については、入学定員1,000名以下の大学のごく一部で3年、4年までの履修方法をとっているだけで、他はみな1～2年だけで履修させていることが判明したが（「実情調査」68頁1）参照）、3年、4年までの履修ももっと考えられてよいであろう。
2. 授業の内容については、かなり変化をもたせられてきているが（「実情調査」69～70頁参照）、なお十分とは言えない。

III 外国語の学習条件について

1. クラス編成の方法については、自由選択が少なく、能力別編成が極めて少ないことが判明したが（「実情調査」71頁1）参照）、必修および自由選択の扱い方改善の一環としてこの種のクラスの増加が望まれる。
2. 卒業要件となる外国語クラスの大きさについては、50名以上のクラスが大部分で、英・独に至ってはほとんど全部がそうで、70名、150名のクラスさえ珍しくないことが判明した（「実情調査」72～73頁参照）。語学授業の性質上、これでは十分な訓練はむずかしい。

IV 入学試験について

1. 音声面のテストは僅か7大学でしか行なわれていないことが判明した。行なわれない理由としては必要を認めないというのは極めて少なく、おおむね技術的に困難のためとなっているので（「実情調査」73頁1）参照）、この困難克服の研究がなされるべきであろう。
2. 第2外国語を入試科目に加えているか否かについては、約半数の大学が加えているが、受験した学生数は驚くほど少ないことが判明した。（「実情調査」73頁2）参照）これは受験戦術上第

2 外国語の選択の利点が少ないと考えられているためであって、利点を大幅に増す方が採用されない限り、現行のままでは無意味と言えよう。

第三部 施設に関する事項

I ランゲージ・ラボラトリー（L. L.）その他の教具、施設等について

1. L. L. 未設置の大学が、回答を寄せた70大学中21大学あることが判明した。（「実情調査」74頁参照）

L. L. の設置が勧奨されるようになって10年（昭和37年以来）になるが、未設置大学が30%に達するのは、予算と助手の確保が困難であるためと考えられる。

2. L. L. を持つ48大学のうち37大学が増設を希望し、1大学が更新を希望していることが判明した。（「実情調査」75頁参照）

語学教育においてL. L. は万能であるとはもちろん言えないが、既設48大学のうち38の大学が増設もしくは更新を希望している事実は、すくなくとも聞き・話す技能の訓練における利用価値を認めているものと解釈される。

3. L. L. に関する予算が正式に与えられているのは、48大学のうちわずか2大学にすぎない。その他は、あるいは学内予算でまかない（34大学）、部内予算でまかない（3大学）、または教科内予算でまかない（5大学）その他外国語教官が負担するなど、学内、部内等の予算によるもの45大学に達する。（「実情調査」75頁参照）

この「実情調査」の数字は、L. L. は設置はしたものの、その維持予算の正式な裏付けがないことを、はっきりと示している。関係当局の積極的援助・協力が望まれる。

4. L. L. が十分に利用されるためには専任の助手をおくことが望ましいが、これを持つ大学は48大学中4大学にすぎない。（「実情調査」55頁～58頁参照）

この結果、設備はありながら十分利用されないか、教官に大きな負担がかかってL. L. が敬遠されることとなろう。

5. L. L. の利用度は外国語の種類によって異なる。英語においては全般的によく利用され、ついで独、中国、仏、露等のような順になっている。（「実情調査」77頁参照）

英語以外の外国語は通例教官数が少ないので、このためにもL. L. 専任の助手をおいて利用度を高める必要が痛感される。

6. L. L. の利用法のうち、教材テープを学生が借り出してブース内で自由に使用する、いわゆるライブラリ・システムを採用している大学がいくつかある。その数は、外国語の種類によって異なるが、まだあまり多いとは言えない。（「実情調査」77頁参照）

このシステムは学生の自主的・意欲的学習を奨励する意味からも今後その採用が推進されるべ

きものと思われる。

7. L.L.以外の視聴覚教具のうちで利用されているものとしては、テープ・レコーダー（64大学）が首位を占め、その他レコード・プレーヤー（58大学）、オーバーヘッド・プロジェクター（32大学）、映写機（30大学）、ビデオ・テープ・レコーダー（12大学）等がある。（「実情調査」75頁参照）

これらの教具はいずれも使用法によって相当な学習効果をあげるので、その購入や維持・更新のために十分な予算の裏付けがなされることが望まれる。

8. ランゲージ・センター、および語学関係の学習室等については、前者を持つと答えた大学3、後者を持つと答えた12大学であった。（「実情調査」76頁参照）

これらは前・後者ともその施設、機能、目的等がまちまちであって、その内容、設備、運営、活動等については、今後さらに検討を要するものと思われる。

第四部 改革状況に関する事項

1. 70大学中、「改革を行なった」のが26大学、「改革を検討中」が27大学、「改革の気運もない」としているのは7大学であることが判明した。（「実情調査」78頁参照）

いわゆる〈紛争〉を機に、外国語教育も改革の時代に入ったものと思われる。この傾向は、今後更に助長されなければならない。

2. 既に行なわれた改革の内容としては、「講読偏重を改めて4技能とも養えるようにした」が15、「固定クラス制を廃して、学生の自主選択制に改めた」が13、「必修単位をへらし、余力で多様な増加単位用のクラスを設けた」が6、「前期2年だけでなく、4年にわたって外国語科目を配当した」が5。

いずれも、従来あまりにも画一的で、効果のあがらなかった方法を改めようとするもので、今後の改革のあるべき方向として注目される。

3. 要望事項として挙げられていたのは、「定員増」、「外国人教師の配置」、「海外研修」、「L.L.の新設」、「施設の改善」など、いずれも外国語教育の効果をあげるために、緊急に必要なものばかりである。

(附)

教養課程における外国語教育の
実 情 調 査

(附)

教養課程における外国語教育の 実 情 調 査

目 次

第一部 教官に関する事項	(55)
I 外国語担当教官の所属	(55)
II 外国語担当教官の員数(実員数)	(55)
III 外国語担当教官の授業負担	(59)
1) 1週間の授業回数	(59)
2) 教養課程の外国語の授業以外の講義等の負担	(61)
3) 1回の時間数	(62)
IV 外国語担当教官の研究条件について	(63)
1) 在外研究	(63)
2) 国内研修	(64)
V 外国語担当教官の新規採用について	(64)
1) 困難度	(64)
2) 困難な理由	(66)
3) 採用の方法	(66)
第二部 学生に関する事項	(66)
I 外国語の種類と単位数	(66)
1) 開講している外国語の種類	(66)
2) 卒業要件となる外国語の単位	(66)
3) 卒業要件となる外国語の種類	(67)
4) 必須単位数以上をとる学生数	(68)
II 外国語の履習方法および授業内容	(68)
1) 外国語の履習方法	(68)
2) 授業の内容	(69)
III 外国語の学習条件について	(71)
1) クラス編成の方法	(71)

2) 卒業要件となる外国語のクラスの大きさとその数	(72)
IV 入学試験について	(73)
1) 音声面のテストの有無と理由	(73)
2) 第2外国語と入試科目	(73)
第三部 施設に関する事項	(74)
I ランゲージ・ラボラトリー (L.L.) について	(74)
1) L.L.の有無	(74)
2) L.L.の所属学部もしくは教科等	(74)
3) L.L.設置の時期(年度)	(74)
4) L.L.の予算	(75)
5) L.L.増設の必要度	(75)
6) L.L.以外のもしくはそれに附随する視聴覚教具の有無	(75)
7) 語学関係の特別な学習室・図書室等の有無	(76)
8) Language Center (またはこれに類するもの)の有無	(76)
9) L.L.の種類・規模・利用状況	(76)
(1) L.L.の種類と規模	(76)
(2) Visual aids Analyser の併置の有無	(76)
(3) L.L.の利用状況	(77)
第四部 改革状況に関する事項	(78)
1) 外国語教育の改革について	(78)
2) 改革がなされる場合の具体的内容と問題点	(78)
3) 現在検討中の場合の予想される内容	(78)
4) 要望事項	(79)

第一部 教官に関する事項

I 外国語担当教官の所属について

所 属	グループ	A	B	C	計
イ 教養部もしくは教養学部		9	11	11	31
ロ 文学部，文理学部もしくは教育学部に所属している		1	3	14	18
ハ その他の各種学部に分散して所属している		0	0	3	3
ニ いかなる学部にも所属せず，人文社会系列の教官グループの一部として独立している		0	0	1	1
ホ その他		0	1	14	15

II 外国語担当教官の員数（実員数）

A (10大学 21,006)

職 名	担当外国語名	担当外国語名								合計	学生入学定員 総数に対する %	備 考
		英 語	独 語	仏 語	露 語	中国語	スペイン語	其 他	合 計			
専 任	教 授 助 講	名 221 (43.7%)	名 191 (37.7%)	名 60 (11.9%)	名 23 (04.5%)	名 7 (01.2%)	名 0	名 4 (00.8%)	名 506 (100%)	0.24%	括弧内 は外国 語教員 総数に 対する %	
		授 業 担 当	0	1	0	0	0	0	0	1		
		L. L. 担 当	1	0	0	0	0	0	0	1		
兼 任	教 授 助 講	名 7	名 8	名 4	名 1	名 1	名 0	名 0	名 21	00.09%		
		授 業 担 当	1	0	0	0	0	0	0	1		
		L. L. 担 当	0	0	0	0	0	0	0	0		
		そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	01.93%	
非 常 勤 講 師		182	124	56	24	11	1	9	407	01.93%		
外 国 人	専 任 教 師	6	4	2	0	0	0	0	12	00.05%		
	併 任 教 師	1	1	4	0	2	0	0	8	00.03%		
	兼任教師（他大学との）	0	0	0	0	0	0	0	0			
	非 常 勤 講 師	13	8	2	1	0	2	0	26	00.12%		

B (15大学 18,660)

職名		担当外国語名	英語	独語	仏語	露語	中国語	スペイン語	其他	合計	学生入学定員 総数に対する	備考
			名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
専任	助教	教授	138 (51.5%)	101 (37.7%)	20 (07.5%)	4 (01.5%)	5 (01.9%)	0	0	268 (100%)	01.44%	括弧内は外国語教員総数に対する%
		授業担当	4	8	2	0	0	0	0	14		
	助手	L.L.担当	0	0	0	0	0	0	0	0		
		その他	1	0	0	0	0	0	0	1		
兼任	学内併任	助教	107	33	8	3	2	0	3	156	00.84%	
		助手	授業担当	4	0	0	0	0	0	0	4	
			L.L.担当	0	0	0	0	0	0	0	0	
			その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非常勤講師	151	110	32	9	11	0	2	315	01.69%		
外国人	専任教師	7	1	0	0	0	0	0	8	00.04%		
	併任教師	1	1	0	0	0	0	0	2	00.01%		
	兼任教師(他大学との)	0	0	0	0	0	0	0	0			
	非常勤講師	6	9	4	0	2	0	0	21	00.11%		

C (45大学 25,999)

職名		担当外国語名							其 他 名	合 計 名	学生入学定員 総数に対する 名	備 考	
		英 語 名	独 語 名	仏 語 名	露 語 名	中国語 名	スペ イン語 名						
専 任	教 助 講	教 授 授 師	245 (56.2%)	139 (31.9%)	37 (8.5%)	4 (0.9%)	6 (1.4%)	5 (1.1%)	0	436 (100%)	01.68%	括弧内 は外国 語教員 総数に 対する %	
			授業担当	8	13	4	1	0	1	0	27		
	L.L.担当	2	1	0	0	0	0	0	0	3			
	その他	1	1	0	0	0	0	0	0	2			
兼 任	学 内 併 任	教 助 講	教 授 授 師	85	6	10	5	5	6	0	117		00.45%
				授業担当	6	0	1	0	0	0	0		0
	助 手	L.L.担当	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		非常勤講師	243	162	65	29	14	3	5	521	02.04%		
外 国 人	専任教師		19	2	1	0	1	0	0	23	00.09%		
	併任教師		4	1	0	0	0	0	0	5	00.02%		
	兼任教師(他大学との)		2	0	0	0	0	0	0	2	00.01%		
	非常勤講師		20	8	2	0	0	2	1	33	00.13%		

A+B+C (70大学 65,665)

職名		担当外国語名									学生入学生定員 総数に対する 名	備考
		英語	独語	仏語	露語	中国語	スペイン語	其他	合計			
専任	教授	604 (49.8%)	431 (35.6%)	117 (9.7%)	31 (2.6%)	18 (1.5%)	5 (0.4%)	4 (0.4%)	1,210 (100%)	01.84%	括弧内は外国語教員 総数に 対する %	
	助手	授業担当	12	22	6	1	0	1	0	42		
		L.L.担当	3	1	0	0	0	0	0	4		
		その他	4	5	0	1	1	0	1	12		
兼任	学内併任	教授	199	47	22	9	8	6	3	294	00.45%	
		助手	授業担当	11	0	1	0	0	0	0	12	
			L.L.担当	0	0	0	0	0	0	0	0	
			その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非常勤講師	576	396	153	62	36	4	16	1,243	01.89%		
外国人	専任教師	32	7	3	0	1	0	0	43	00.07%		
	併任教師	6	3	4	0	2	0	0	15	00.02%		
	兼任教師(他大学との)	2	0	0	0	0	0	0	2	00.003%		
	非常勤講師	39	25	8	1	2	4	1	80	00.12%		

Ⅲ 外国語担当教官の授業負担について

1) 1週間の授業回数(いわゆるコマ数または枠数)は、平均して次表ようになる。

A (括弧内のアラビア数字は比較的多い回数) (一)=1大学, (二)=2大学のみ)

職名		担当外国語名	英語	独語	仏語	露語	中国語	スペイン語	その他
専任	教授	授 授 師	4-6(6)回	5-7(6)回	5-7(6)回	3-6(6)回	4-7(5)回	1(一)回	3(一)回
	助手	授 業 担 当 L.L.担 当		6(一)					
兼任	学 内 併 任	教 助 教 授 師	1-5(2)	1	1	2(一)			1(一)
		助 手	授 業 担 当 L.L.担 当	2(一)					
	非 常 勤 講 師		2-3(2)	2-4(2)	2-4(2)	1-8(2)	1-4(2)	1(一)	1-2(2)
外国人	専 任 教 師		2-6(5)	5-6(二)					
	併 任 教 師			1(一)	1-2(1)		2(一)		
	兼 任 教 師 (他 大 学 と の)								
	非 常 勤 講 師		2-3(2)	1-6(1)	2(二)				

B (括弧内のアラビア数字は比較的多い回数) (一)=1大学, (二)=2大学のみ)

職名		担当外国語名	英語	独語	仏語	露語	中国語	スペイン語	その他
専任	教授	授 教 授	1-6(6)	2-7(6)	2-6(6)	2-5(5)	1-5(1)		
	助 手	授 業 担 当 L.L.担 当	6(一)	1-6(6)	7-8(一)				
兼任	学 内 併 任	教 助 教 授	1-6(2)	1-6(3)	1-6(4)	1-4(二)	3(二)		2(一)
		助 手	授 業 担 当 L.L.担 当	2-4(3)	5-6(二)	4(一)			
	非 常 勤 講 師		1-6(2)	1-7(2)	1-12(3)	2-3(3)	1-4(3)		1-4(二)
外国人	専 任 教 師		5-6(6)	2(一)					
	併 任 教 師		1(二)	1-3(二)					
	兼 任 教 師 (他大学との)								
	非 常 勤 講 師		1-4(2)	1-5(2)	1-2(2)				

C (括弧内のアラビア数字は比較的多い回数) (一)=1大学のみ)

職名		担当外国語名	英語	独語	仏語	露語	中国語	スペイン語	その他
専任	教授	授 教 授	1-10(6)	1-10(6)	1-10(6)	4-6(6)	1-7(6)	1-2(二)	
	助 手	授 業 担 当 L.L.担 当	4-8(5)	4-6(5)	4(一)	6(一)			
兼任	学 内 併 任	教 助 教 授	1-12(4)	1-5(2)	1-4(1)	1-2(1)	1-7(1)		1(一)
		助 手	授 業 担 当 L.L.担 当	2-5(5)		1(一)			1(一)
	非 常 勤 講 師		(2)	(2)	(2)	1-4(1)	1-4(1)		1(一)
外国人	専 任 教 師		1-10(6)	4(一)	5(一)		1(一)		
	併 任 教 師		2(一)	2(一)					
	兼 任 教 師 (他大学との)								
	非 常 勤 講 師		1-5(2)	1-4(1)	1-2(1)				1(一)

A + B + C (括弧内のアラビア数字は比較的多い回数) (一) = 1大学, (二) = 2大学のみ)

職名		担当外国語名	英語	独語	仏語	露語	中国語	スペイン語	その他
専任	教授	教授	1-10(6)回	1-10(6)回	1-10(6)回	2-6(6)回	1-7(6)回	1-2(二)回	回
	助手	授業担当	4-8(5)	4-6(6)	4-8(二)	6(一)			
		L.L.担当	1(一)	5(一)	7(一)	3(一)	2(一)		
兼任	学内併任	教授	1-12(2)	1-6(2)	1-4(4)	1-4(2)	1-7(1)	1(一)	
		助手	2-5(3)	5-6(二)	1-4(二)				
		L.L.担当		3(一)					
	非常勤講師		(2)	(2)	(2)	1-8(2)	1-4(2)	1	1-4(2)
外国人	専任教師		1-10(6)	2-6(4)	5(一)		1(一)		
	併任教師		1-2(二)	1-3(2)	1-2(1)		1-2(1)		
	兼任教師(他大学との)								
	非常勤講師		1-5(2)	1-4(1)	1-2(2)			1(一)	

A

2) 教養課程の外国語の授業以外に講義演習等を学内で担当している教官数は 96 (19%) 名であり、その講義・演習等の授業回数は 1 週間に計 (106) 回である。

上記の場合、外国語授業の負担は、

- イ その分だけ軽減される..... 0
- ロ 若干軽減される..... 1
- ハ 軽減されない..... 5
- ニ 軽減されるか否かは年度の状況によって異なる..... 0

3) 1回の時間数は、

- 90分..... 8大学
- 100分..... 2大学

B

2) 教養課程の外国語の授業以外に講義演習等を学内で担当している教官数は (132) 名であり、その講義・演習等の授業回数は 1 週間に計 (211) 回である。

上記の場合、外国語授業の負担は、

- イ その分だけ軽減される..... 5
- ロ 若干軽減される..... 1
- ハ 軽減されない..... 7

ニ 軽減されるか否かは年度の状況によって異なる…………… 2

3) 1回の時間数は,

90分…………… 5 大学

100分…………… 10 大学

C

2) 教養課程の外国語の授業以外に講義演習等を学内で担当している教官数は (206) 名であり、その講義・演習等の授業回数は1週間に計 (317) 回である。

上記の場合、外国語授業の負担は,

イ その分だけ軽減される…………… 11

ロ 若干軽減される…………… 3

ハ 軽減されない…………… 5

ニ 軽減されるか否かは年度の状況によって異なる。…………… 6

3) 1回の時間数は,

50分…………… 4 大学

80分…………… 1 大学

85分…………… 1 大学

90分…………… 10 大学

100分…………… 26 大学

110分…………… 3 大学

A + B + C

2) 教養課程の外国語の授業以外に講義演習等を学内で担当している教官数は (434) 名であり、その1週間の授業回数は (634) 計回である。

上記の場合、外国語授業の負担は,

イ その分だけ軽減される…………… 16

ロ 若干軽減される…………… 5

ハ 軽減されない…………… 17

ニ 軽減されるか否かは年度の状況によって異なる…………… 8

3) 1回の時間数は,

50分…………… 4 大学

80分…………… 1 大学

85分…………… 1 大学

90分…………… 23 大学

100分…………… 38 大学

110分…………… 3 大学

IV 外国語担当教官の研究条件について

1) 在 外 研 究

① (期間の長短を問わず) 在外研究に従事した経験のある教官数。

それぞれの語学につき〔在外研究人数/同じ外国語科の専任教員数(同パーセンテージ)〕の表で表わす

グループ別 語学別	A	B	C	計(A+B+C)
英	92/221 (41.6%)	35/138 (25.4%)	68/224 (30.4%)	195/583(33.4%)
独	95/191 (49.7%)	34/101 (33.7%)	30/137 (21.9%)	159/429(37.1%)
仏	46/60 (76.7%)	6/20 (30.0%)	16/37 (43.2%)	68/117(58.1%)
露	7/23 (30.4%)	1/4 (25.0%)	4/4 (100.0%)	12/31 (38.7%)
中	4/7 (57.1%)	0/5 (0%)	2/7 (28.6%)	6/19 (31.6%)
西	0/0			
そ の 他	0/4			
計	251/506 (49.6%)	76/268 (28.4%)	120/409 (29.8%)	440/1183(37.2%)

② 上記のうち在外研究一年以上の教官数

グループ別 語学別	A	B	C	計(A+B+C)
英	65/221 (29.4%)	22/138 (15.9%)	38/224 (16.9%)	125/583 (21.5%)
独	65/191 (34.0%)	18/101 (17.8%)	8/137 (5.8%)	91/429 (21.2%)
仏	31/60 (51.7%)	4/20 (20.0%)	4/37 (10.8%)	39/117 (33.3%)
露	5/23 (21.7%)	1/4 (25.0%)	4/4 (100%)	10/31 (32.3%)
中	3/7 (42.9%)	0/5 (0%)	1/7 (14.3%)	4/19 (21.1%)
西				
そ の 他				
計	169/506 (33.4%)	45/268 (16.8%)	58/409 (14.2%)	219/1183 (22.7%)

③ 在外研究2年前後以上の教官数

グループ別 語学別	A	B	C	計 (A+B+C)
英	4/222 (1.8%)	5/138 (3.6%)	11/224 (4.9%)	20/583 (3.5%)
独	2/191 (1.0%)	1/101 (1.0%)	10/137 (7.3%)	13/429 (3.0%)
仏	10/60 (16.7%)	0/20 (0%)	2/37 (5.4%)	12/117 (10.3%)
露	0/23 (0%)	0/4 (0%)	0/4 (0%)	0/31 (0%)
中	0/7 (0%)	0/4 (0%)	0/7 (0%)	0/19 (0%)
西・その他				
計	16/506 (3.2%)	6/268 (2.2%)	23/409 (5.6%)	45/1183 (3.8%)

④ 以上のうち、文部省在外研究員の資格で研究した教官数

グループ別 語学別	A	B	C	計 (A+B+C)
英	7/221 (2.2%)	0/138 (0%)	10/224 (4.5%)	17/583 (2.9%)
独	21/191 (11.0%)	5/101 (5.0%)	12/137 (8.8%)	38/429 (8.9%)
仏	5/60 (8.3%)	0/20 (0%)	3/37 (8.1%)	8/117 (6.8%)
露	1/23 (4.3%)	0/4 (0%)	2/4 (50.0%)	3/31 (9.7%)
中	0/7 (0%)	0/5 (0%)	1/7 (14.3%)	1/19 (5.3%)
西・その他				
計	34/506 (6.7%)	5/268 (1.9%)	28/409 (6.8%)	67/1183 (5.7%)

2) 国内研修

いわゆる内地留学は A..... 2名 B..... 2名
 短期研修者は A..... 14名 B..... 12名
 Cグループについては不明

V 外国語担当教官の新規採用について

1) 困難があるか

イ ほとんど困難はない ロ やや困難 ハ きわめて困難

A

困難度	担当外国語	英	語	独	語	仏	語	露	語	中国語	スペイン	計	%
		常	イ	3		1		0		0			
勤	ロ	5		5		5		4		3	1	23	(53.5%)
	ハ	2		3		4		4		2	0	15	(34.9%)
非常勤	イ	1		1		1		0		0	0	3	(7.0%)
	ロ	7		5		6		6		2	1	27	(62.8%)
	ハ	2		3		2		3		3	0	13	(30.2%)

B

困難度	担当外国語							計	%
	英 語	独 語	仏 語	露 語	中国語	スペイン			
常 勤	イ	2	3	3	1	2	0	11	(22.0%)
	ロ	12	10	7	2	1	0	32	(64.0%)
	ハ	1	2	2	2	0	0	7	(14.0%)
非 常 勤	イ	3	4	3	2	2	0	12	(27.5%)
	ロ	10	7	5	1	1	0	24	(47.1%)
	ハ	1	4	4	3	1	0	13	(26.5%)

C

困難度	担当外国語							計	%
	英 語	独 語	仏 語	露 語	中国語	スペイン			
常 勤	イ	15	10	10	3	4		41	(33.6%)
	ロ	24	16	16	1	2		50	(41.0%)
	ハ	4	14	14	4	3		31	(26.4%)
非 常 勤	イ	7	7	7	2	3	0	26	(19.6%)
	ロ	25	17	13	5	2	1	63	(52.1%)
	ハ	3	14	8	5	6	0	36	(28.3%)

計 (A+B+C)

常 勤	イ	57 (26.5%)	非 常 勤	イ	43 (19.6%)
	ロ	107 (48.8%)		ロ	114 (52.1%)
	ハ	53 (24.7%)		ハ	62 (28.3%)

- (注) ○ 全国的には「やや困難」(ロ)の解答が最も多い(常勤で48.8%, 非常勤では52.1%)
- Aグループで「やや困難」(ロ)と「きわめて困難」(ハ)とを合わせると常勤者の場合88.4%, 非常勤では93%になる。
- 全国的には(ロ)と(ハ)を合わせると, 常勤73.5%, 非常勤80.4%になる。
- 「殆んど困難なく」(イ)の解答が比較的多かったのはCグループの常勤者の場合(33.6%)とBグループの非常勤の場合(27.5%)であるが, いずれも低い比率である。

2) 困難な理由

グループ別 区分別	A	B	C	計 (A+B+C)
イ 地域的理由	6	9	27	42 (40.8%)
ロ 経済的理由	3	1	7	11 (10.7%)
ハ 研究条件の利, 不利	5	5	7	17 (16.5%)
ニ その他	10	4	19	33 (32.0%)

語学別にせず一括した。

イの地域的理由が一番多かったが、イ、ロ、ハそれぞれ切り離せない面が多い。ニ（その他）の中にはその分野の適任者、研究者の絶対数不足をあげているのが多い。

3) 採用の方法について

グループ別 区分別	A	B	C	計 (A+B+C)
イ 公募による	3	6	18	27 (35.0%)
ロ 学内教官の推薦 による	8	9	24	41 (53.2%)
ハ その他	2	1	6	9 (11.8%)

第二部 学生に関する事項

I 外国語の種類と単位数

1) 開講している外国語の種類

それぞれの外国語につき〔開講大学数（グループ内大学数中のパーセンテージ）〕の形で表わす。

外国語名 グループ	英語	独語	仏語	露語	中国語	スペイン語	ラテン語	ギリシャ語	イタリア語
A	10 (100%)	10 (100%)	10 (100%)	10 (100%)	7 (70%)	2 (20%)	5 (50%)	4 (40%)	0
B	15 (100%)	15 (100%)	15 (100%)	10 (66%)	7 (46%)	1 (7%)	4 (28%)	1 (7%)	0
C	45 (100%)	45 (100%)	38 (84%)	22 (49%)	19 (42%)	5 (11%)	3 (7%)	1 (2%)	4 (9%)
A+B+C	70 (100%)	70 (100%)	63 (90%)	42 (60%)	33 (47%)	8 (11%)	12 (17%)	6 (9%)	4 (6%)

2) 卒業要件となる外国語の単位

回答が漠然としている場合が多いので大体的見当を示すに過ぎない。

外国語総単位数（卒業最低要件）

グループ内大学数中のパーセンテージ

単 位	グループ別	A	B	C
8	(1カ 国 語)	0	0	18%
12	(2カ 国 語)	10%	50%	45%
14	(")	20%	25%	18%
16	(")	60%	25%	13%
18	(")	0	0	2%

第1 外国語の単位数

8単位～12単位の間であるが、各グループを通じ単位がほとんどを占める。

8単位をこえる単位数を卒業要件としているのは、

A=2, B=1, C=3 大学であるが、医学部関係では、10～12単位の要求されるところである。

1 外国語のみを卒業要件としているのは、

A, Bグループにはなく、Cで7～9 大学（1部の学部）。

第2 外国語の単位数

グループ内大学数中のパーセンテージ

単 位	グループ名	A	B	C
4	単 位	30%	60%	57%
6	"	30%	13%	18%
8	"	40%	26%	25%

総じて外国語の単位数は、第1, 第2を通じて4～12の範囲内にあり、ラテン、ギリシャ、イタリア語などに、例外的に2単位制が見られるにすぎない。

3) 卒業要件となる外国語の種類

必須外国語の種類

グループ内大学数中のパーセンテージ

外国語名	グループ名	A	B	C
英 語 必 須		60%	75%	40%
英・独 必 須				19%
英・独いずれか必須				7%
2カ国語自由選択		40%	25%	27%
1カ国語のみ				7%

必須外国語となりうる外国語の種類

グループ内大学数中のパーセンテージ

外国語名	グループ名	A	B	C
英		100%	100%	100%
独		100%	100%	100%
仏		100%	100%	63%
露		100%	60%	22%
中		50%	60%	24%
西		0%	6%	7%

4) 必須単位数以上をとる学生数

外国語名	グループ名	A	B	C
英		64	1,014	2,734
独		314	961	3,952
仏		452	161	1,619
露		310	79	298
中		104	35	226
西		92	0	0
古 典 語		380	0	21
計		1,716	2,250	8,850
総 学 生 数 比 %		9%	12%	34%

II 外国語の履習方法および授業内容

1) 外国語の履習方法

卒業要件となる外国語 (A+B+C)

外国語名	英	独	仏	露	中	その他
開 講 大 学 数	70	70	63	42	33	16
内卒業要件となる大学数 (下の%はこれとの比)	70	70	54	25	25	8
1 - 2 年 平 均	63(90%)	54(77%)	39(72%)	21(80%)	21(80%)	3
1-2年でいずれかに重点	1	16(23%)	11(20%)	4(18%)	4(18%)	4
3 年 ま で	5	5	3	0	0	2
4 年 ま で	5	3	4	2	2	3

A, B, Cのグループ別に見ると, Cグループで3年, 4年までの履習方法を取っているところが比較的多く, A, Bグループにはその例がない。

卒業要件とならない外国語 (A+B+C)

外国語名	英	独	仏	露	中	その他
回答大学数	30	33	35	27	19	9
1 — 2 年	12	14	13	11	8	3
3 年 まで	2	4	6	2	0	2
4 年 まで	16	15	15	17	11	5

2) 授業の内容

括弧外は大学数、括弧内はグループ内大学数中のパーセンテージ示す。

A

外国語名	英 語	独 語	仏 語	露 語	中国語	その他
授業の内容						
文法中心のクラスをおく	4 (40%)	8 (80%)	9 (90%)	6 (60%)	5 (71%)	1 (20%)
講読中心のクラスをおく	7 (70%)	8 (80%)	9 (90%)	6 (60%)	5 (71%)	1 (20%)
書くことを中心とするクラスをおく	6 (60%)	3 (30%)	3 (30%)	2 (20%)	1 (14%)	0
聞く、話すことを中心とするクラスをおく	7 (70%)	5 (50%)	5 (50%)	3 (30%)	3 (20%)	0
上記の区別を設けず、総合的訓練のクラスのみをおく	5 (50%)	3 (30%)	3 (30%)	2 (20%)	2 (28%)	1 (20%)
開講の大学数が9以下のものの総数上のパーセンテージはその数に対するもの					7	5

B

外国語名	英 語	独 語	仏 語	露 語	中国語	その他
授業の内容						
文法中心のクラスをおく	6 (40%)	13 (87%)	9 (60%)	3 (30%)	3 (42%)	1 (25%)
講読中心のクラスをおく	11 (73%)	12 (80%)	9 (60%)	4 (40%)	4 (57%)	1 (25%)
書くことを中心とするクラスをおく	9 (60%)	2 (13%)	1 (7%)	0	1 (14%)	1 (25%)
聞き、話すことを中心とするクラスをおく	7 (46%)	3 (20%)	2 (13%)	0	2 (28%)	1 (25%)
上記の区別を設けず、総合的訓練のクラスをおく	4 (27%)	4 (27%)	4 (27%)	5 (50%)	3 (42%)	1 (25%)
開講の大学数が以下のものの総数上のパーセンテージはその数に対するもの				10	7	4

C

授業の内容	外国語名	英 語	独 語	仏 語	露 語	中国語	その他
文法中心のクラスをおく		5 (11%)	28 (62%)	20 (53%)	6 (27%)	7 (37%)	5 (71%)
講読中心のクラスをおく		26 (58%)	29 (64%)	20 (53%)	4 (18%)	7 (37%)	1 (14%)
書くことを中心とするクラスをおく		10 (22%)	4 (9%)	3 (8%)	1 (5%)	2 (11%)	2 (29%)
聞き、話すことを中心とするクラスをおく		21 (46%)	9 (20%)	8 (21%)	4 (18%)	2 (11%)	4 (57%)
上記の区別を設けず、総合的訓練のクラスのみをおく		23 (51%)	15 (33%)	15 (39%)	11 (50%)	11 (58%)	0
開講大学数が44以内のもの の総数上のパーセンテージはその数に対するもの				38	22	19	7

A + B + C

授業の内容	外国語名	英 語	独 語	仏 語	露 語	中国語	その他
文法中心のクラスをおく		15 (21%)	50 (71%)	38 (60%)	15 (36%)	15 (45%)	7 (44%)
講読中心のクラスをおく		44 (63%)	49 (70%)	38 (60%)	14 (33%)	16 (48%)	3 (19%)
書くことを中心とするクラスをおく		25 (36%)	9 (13%)	7 (11%)	3 (7%)	4 (12%)	3 (19%)
聞き、話すことを中心とするクラスをおく		35 (50%)	17 (24%)	15 (24%)	7 (17%)	7 (21%)	5 (31%)
上記の区別を設けず、総合的訓練のクラスのみをおく		32 (46%)	22 (31%)	22 (35%)	18 (42%)	16 (48%)	2 (13%)
開講大学数が69以内のもの の総数上のパーセンテージはその数に対するもの				63	42	33	16

Ⅲ 外国語の学習条件について

1) クラス編成の方法

グループ別 編成方法	A							B							C							ABC 総合計
	英	独	仏	露	中	その他	計	英	独	仏	露	中	その他	計	英	独	仏	露	中	その他	計	
イ 各クラスの学生数を大 体平均化して、語学のため のクラスを編成している	7	8	7	5	3	0	30	7	7	3	1	0	0	18	17	16	11	5	5	1	65	103
ロ 学科もしくは専攻別に 分けている	3	3	2	0	1	0	9	7	8	5	3	3	1	27	24	24	9	3	2	2	64	100
ハ 学生が、かなり自由に クラスもしくは教官を選 択できる	7	1	2	1	1	0	12	5	4	5	1	2	1	18	5	4	8	4	5	2	28	58
ニ 学生の能力別に編成し ている	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3
ホ その他の方法による	1	0	0	1	1	2	5	1	1	3	4	1	0	10	2	2	6	10	6	1	27	42

2) 卒業要件となる外国語のクラスの大きさとその数

A [()外はクラス数, ()内はそれぞれ語学の総クラス数中の%を示す。]

1クラス学生数	外国語名	英 語	独 語	仏 語	露 語	中国語	その他	計
30 名 以 下		109 (10.3%)	21 (2.9%)	41 (22.7%)	10 (16.7%)	16 (51.6%)	2 (16.7%)	199 (9.7%)
50 名 前 後 まで		639 (60.4%)	527 (73.4%)	104 (57.5%)	23 (38.3%)	13 (41.9%)	2 (16.7%)	1,308 (63.5%)
70 名 前 後 まで		281 (26.6%)	163 (22.7%)	29 (16.0%)	19 (31.7%)	0 (0%)	0 (0%)	492 (23.9%)
150 名 前 後 まで		29 (2.7%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (3.3%)	0 (0%)	7 (58.3%)	38 (1.8%)
150 名 前 後 以上		0 (0%)	7 (1.0%)	7 (3.9%)	6 (10.0%)	2 (6.5%)	1 (8.3%)	23 (1.1%)
合 計		1,058	718	181	60	31	12	2,060

B

1クラス学生数	外国語名	英 語	独 語	仏 語	露 語	中国語	その他	計
30 名 以 下		27 (2.9%)	30 (4.7%)	18 (12.1%)	8 (28.6%)	13 (41.9%)	0 (0.0%)	96 (5.5%)
50 名 前 後 まで		534 (58.7%)	349 (55.7%)	81 (54.4%)	15 (53.5%)	17 (54.8%)	1 (33.3%)	997 (57.0%)
70 名 前 後 まで		266 (29.2%)	199 (31.8%)	45 (30.2%)	5 (17.9%)	1 (3.2%)	1 (33.3%)	517 (29.6%)
150 名 前 後 まで		75 (8.3%)	44 (7.0%)	5 (3.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	125 (7.2%)
150 名 前 後 以上		8 (0.9%)	5 (0.8%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	13 (0.8%)
合 計		910	627	149	28	31	3	1,748

C

1クラス学生数	外国語名	英 語	独 語	仏 語	露 語	中国語	その他	計
30 名 以 下		75 (6.3%)	40 (5.5%)	24 (16.9%)	10 (35.7%)	10 (38.5%)	8 (57.1%)	167 (7.9%)
50 名 前 後 まで		758 (64.0%)	479 (65.7%)	86 (60.6%)	11 (39.3%)	12 (46.2%)	5 (35.7%)	1,351 (63.6%)
70 名 前 後 まで		325 (27.4%)	188 (25.8%)	30 (21.1%)	7 (25.0%)	2 (7.7%)	1 (7.1%)	553 (26.0%)
150 名 前 後 まで		27 (2.3%)	20 (2.7%)	2 (1.4%)	0 (0%)	2 (7.7%)	0 (0%)	61 (2.4%)
150 名 前 後 以上		0 (0%)	2 (0.3%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.1%)
合 計		1,185	729	142	28	26	14	2,124

A+B+C

クラス学生数	英語名	英語	独 語	仏 語	露 語	中国語	その他	計
30 名 以 下		211 (6.7%)	91 (4.4%)	83 (17.6%)	28 (24.1%)	39 (44.3%)	10 (34.5%)	462 (7.8%)
50 名 前 後 まで		1,931 (61.2%)	1,355 (65.3%)	271 (57.4%)	49 (42.2%)	42 (47.7%)	8 (27.6%)	3,656 (61.6%)
70 名 前 後 まで		872 (27.7%)	550 (26.5%)	104 (22.0%)	31 (26.7%)	3 (3.4%)	2 (6.9%)	1,562 (26.3%)
150 名 前 後 まで		131 (4.2%)	64 (3.1%)	7 (1.5%)	2 (1.7%)	2 (2.3%)	8 (27.6%)	214 (3.6%)
150 名 前 後 以上		8 (0.3%)	14 (0.7%)	7 (1.5%)	6 (5.2%)	2 (2.3%)	1 (3.4%)	38 (0.6%)
合 計		3,153	2,074	472	116	88	29	5,932

IV 入学試験について

1) 音声面のテストの有無と理由

実施の有無	グループ 外国語名	A						B						C					
		英	独	仏	露	中	計	英	独	仏	露	中	計	英	独	仏	露	中	計
行なわれている		2	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	1
行なわれていない		7	5	5	1	1	19	13	5	2	0	0	20	41	14	5	0	0	60
行なわれない理由	必要を認めない	1	1	1	0	0	3	0	1	1	0	0	2	1	4	0	0	0	5
	技術的に困難	6	3	3	1	1	14	7	2	1	0	0	10	23	6	2	0	0	31
	受験生が多すぎる	2	1	2	0	1	6	5	0	0	0	0	5	16	0	0	0	0	16
	公平を期し難い	2	2	2	0	1	7	3	0	0	0	0	3	5	0	0	0	0	5
	その他	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1

2) 第2外国語を入試科目に加えているか否か

実施の有無	グループ	A	B	C	計
加えている		7	9	17	33
加えていない		0	5	22	27

実施の有無	グループ 外国語名	A					B					C				
		独	仏	露	中	計	独	仏	露	中	計	独	仏	露	中	計
加えている	大学数	7	5	1	1	14	9	4	0	1	14	17	9	0	0	26
受験した	学生数	109	43	4	0	156	74	18	0	2	94	56	31	0	0	87

第三部 施設に関する事項

I ランゲージ・ラボラトリー (L.L.) について

1) L.L.の有無

区分別	グループ別	A	B	C	計
(イ)	有り	10	9	29	48
(ロ)	無し	0	6	15	21
(ハ)	本項無回答	0	0	1	1

2) L.L.の所属学部もしくは教科等

区分別	グループ別	A	B	C	計
(イ)	教養部, 教養学部	6	3	5	14
(ロ)	英語科教室その他外国語科教室等	3	4	11	18
(ハ)	教育学部		1	5	6
(ニ)	経済学部			2	2
(ホ)	法文学部		1		1
(ヘ)	文理学部			1	1
(ト)	共用			1	1
(チ)	独立	1			1
(リ)	学生部			1	1
(ス)	図書館			2	2
(セ)	教務係		1	1	2
	計	10	10	29	49※

※(注) L.L.有りと答えた大学が48校で、この計が49となっているのは(B)の1大学が、法文、教育の二学部それぞれL.L.有りと答えているためである。

なお上記の(ロ)~(セ)のように学部所属のものの中には専門課程においてのみ使用されているものもあるかも知れない。ことに(ハ)の場合などにこのことが考えられる。(C)の1大学は一般教育に使用していないと明記している(所属は教育学部)

3) L.L.設置の時期(年度)

昭和26年	1
35年	3
36年	2
37年	2
38年	3
39年	3
40年以降	32 (内40・41年度 計11)
記入なし	3

(注) LLの機器の耐用年限は約5年と考えられるので約半数の大学においてはその入れかえ時期に来ていると思われる。

4) L. L. の予算

(イ) 正式に与えられている	2
(ロ) 学内予算でまかなう	34
学内	
部内	3
教科内	5
(ハ) その他 特に考慮せず	1
維持予算なし	1
外国語教官負担	1
記載なし	1
	4

5) L. L. 増設の必要を認めているか

(イ) 認めている	37 (英36. 独1)
(ロ) 認めていない	10 (英語に関しては認めない1を含む)
(ハ) 更新したい	1

6) L. L. 以外の、もしくはそれに附随する視聴覚教具の有無

(イ) テープ・レコーダー有り	64
(ロ) ビデオ・テープ・レコーダー有り	10
(ハ) オーバーヘッド・プロジェクター有り	32
(ニ) 映写機有り	30
(ホ) レコード・プレーヤー有り	58
(ヘ) その他	
スライド・プロジェクター	1
テレビ	3
ポンズメーカー	1
ダビングマシン	1
ビデオ・カメラ	1
ハンディ・ラボ	1
FMラジオ	1
エンドレス・トレーナー	1
マスター・オートルックス	1
ソノグラフ	1
テープ編集器	2
音声分析機	2
計	21

7) 語学関係の特別な学習室・図書室等の有無

- (イ) 有る.....12
- (ロ) 無る.....54

8) Language Center (またはこれに類するもの)の有無

- (イ) 有る..... 3 (内訳…A 0, B 1, C 2)
- (ロ) 無い.....63
- (ハ) 記載なし..... 9

9) L. L.の種類・規模(座席数)および利用状況

(1) L. L.の種類と規模

(イ) Audio-Passive (Ap)

グループ	A	B	C	計
大 学 数	1	1	2	4
座席数に対する学生数の割合	2,030/126 16.11	1,255/60 20.91	715/83 8.61	4,000/269 14.8

(ロ) Audio-Active (Aa)

グループ	A	B	C	計
大 学 数	2	3	5	10
座席数に対する学生数の割合	4,129/240 17.20	3,630/147 24.69	3,010/206 14.61	10,769/593 18.16

(ハ) Audio-Active-Comparative (Aac)

座席数	グループ	A	B	C	計
100~120		2			
70~76			2	1	3
50~66		8	4	8	20
45前後			3	9	12
40以下			2	3	5
計 (大学数)		10	11	21	42
座席数に対する学生数の割合		3,784/120 31.53	11,497/473 24.51	12,555/1,125 11.16	27,836/1,118 24.89

(イ)のうち

Ap, Aac 併設..... 3大学

Aa, Aac 併設..... 7大学

(2) Visual aids, Analyser の併置の有無

(イ) Visual aids が

有る.....24

無い.....25

(p) Analyser が

有る	3
無い	43

(注) Ap は聞き取り練習のみ可能

Aa は聞き取りと話し方（自分の声もマイクに入れて聞えてくるようにできる）の練習が可能

Aac は聞き話し、それを録音・再生して比較検討できる

Analyser は学生の正答・誤答の分析・調査をする装置

(3) L.L.の利用状況

(i) 利用度

利用度	外国語名	英	独	仏	露	中	西	伊	蒙	羅
(a) 非常によく利用されている		16	7	7	2	3	1	1	1	0
(b) かなりよく "		23	19	9	3	4	2	0	0	0
(c) あまり利用されていない		6	15	20	6	7	0	0	0	1

(ii) 上記(i)(c)の場合の理由

(a) 時間的余裕がない	3	7	8	4	3	0	0	0	1
(b) 効果が消極的	1	0	2	0	0	0	0	0	0
(c) 操作になれにくい	1	0	1	0	0	0	0	0	1
(d) その他（助手不足、座席不足、設備不良等）	3	3	4	1	3	0	0	0	0

(iii) (i)(a)(b)の場合の利用の方法

(1) 正規の授業に組み入れてある	20	14	10	2	5	1	1	0	1
(2) " 組み込まれていない	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 併用	23	7	14	4	4	2	0	1	0

上記(1)の場合

(a) 学科全体で使用	21	15	11	3	4	3	1	1	0
(b) 各教官の自由	22	17	15	3	5	1	1	1	1

上記(2)の場合

(a) 学生が自由に使用できるがプログラマーは一定	4	2	2	0	0	0	0	0	0
(b) ライブラリ・システム採用	4	4	3	2	2	0	0	0	0
(c) (a)(b)の併用	2	2	2	0	1	0	0	0	0

第四部 改革状況に関する事項

1. 外国語教育の改革について

	A	B	C	各校数に対する%
イ 改革がなされた	26	(7 : 6 : 13)	39	(70 : 40 : 29)
ロ 現在検討中	27	(4 : 7 : 16)	38	(40 : 47 : 36)
ハ 改革の気運がある	16	(4 : 2 : 10)	23	(40 : 13 : 22)
ニ 気運もない	7	(0 : 1 : 6)	10	(0 : 7 : 13)
ホ 本項無回答	8	(1 : 2 : 5)	11	(10 : 20 : 20)

2. (イ)の具体的内容と問題点

○ 講読偏重を改め、4技能を養えるようにした	15	(6 : 4 : 5)
○ 定クラス制を止め、クラスを自由選択できるようにした (但し、多くは2年目の外国語の場合)	13	(7 : 3 : 3)
○ 必修単位をへらし、余力で多様な増加単位のクラスを設けた	6	(2 : 1 : 3)
○ 前期2年だけでなく、4年にわたって外国語科目を配当した	5	(1 : 0 : 4)
○ 開講外国語の種類をふやした	5	(0 : 2 : 3)
○ 大クラスと小クラスに分けた	4	(3 : 0 : 1)
○ 外国語ゼミを新設した	3	(2 : 0 : 1)
○ クラス数をふやすことにより、クラス・サイズを小さくした	2	(0 : 0 : 2)
○ 同学年担当者の打合せ会を定期的にもつことにした	1	(0 : 0 : 1)

* 自由選択別の問題点

・ 学生が単位のとり易い方に流れる	1	(1 : 0 : 0)
・ ほとんどが講読で、変りばえしない	1	(0 : 1 : 0)
・ 登録事務のため学年当初の授業が混乱する	1	(0 : 1 : 0)
・ 学生自治会がクラス解体に強く反対している	1	(1 : 0 : 0)

3. (ロ)の予想される内容

○ 単位の整理	6	(2 : 2 : 2)
○ LLの導入・充実	5	(0 : 1 : 4)
○ クラスの自由選択制	4	(1 : 1 : 2)
○ 外国語の種類をふやす	3	(0 : 1 : 2)
○ 講読偏重を改める	3	(0 : 1 : 2)
○ 4年一貫の外国語教育を行なう	1	(0 : 0 : 1)
○ ゼミを設ける	1	(0 : 0 : 1)
○ training 中心の語学と教養の語学に分離する	1	(0 : 1 : 0)
○ 西洋文学講座を設ける	1	(0 : 0 : 1)
○ 外人教師の採用	1	(0 : 0 : 1)

- クラス・サイズ縮小……………1 (0 : 0 : 1)
- 語学自習室の開設……………1 (0 : 0 : 1)
- teaching machine の導入により, 多人数教育と少人数教育を併用する……………1 (0 : 0 : 1)
- 80分授業(講義科目扱い)を止めて, 120分授業(演習扱い)にする……………1 (0 : 0 : 1)

4. 要 望 事 項

- 定 員 増……………15 (2 : 6 : 7)
- 外人教師の配置……………5 (5 : 1 : 2)
- 海 外 研 修……………4 (1 : 1 : 2)
- L. L. (新設・維持費・助手) ……4 (0 : 1 : 3)
- 施 設 改 善……………3 (1 : 1 : 1)
- 外国語教育研究所(Language Center) の設置……………3 (2 : 0 : 1)
- 研究費の増額(講座制なみに) ……3 (1 : 0 : 2)

- I T Cを正規化する予算……………1 (0 : 0 : 1)
- 国内外国語研修センターの設置……………1 (1 : 0 : 0)
- Sabbatical Year の制度……………1 (1 : 0 : 0)

特に国大協あてと思われる要望事項

- 教官純増を実現した例があれば教えてほしい……………Cの1大学
- 教員養成を主とした大学用のアンケートを望む……………Cの1大学
- 外国語教育研究所(LanguageCenter) の各大学における計画実現を国大協
に積極的に支持してもらいたい……………Aの1大学

以 上

Ⅲ 教養課程における保健体育に関する 実 情 調 査 報 告 書

Ⅲ 教養課程における保健体育に関する 実情調査報告書

目 次

まえがき	(85)
調査結果の概要	(87)
第一部 教官に関する事項	(87)
I 保健体育教官の所属について	(87)
II 保健体育教官の員数について	(87)
1 専任教官について	(87)
2 併任教官について	(87)
3 助手について	(87)
4 非常勤講師について	(87)
III 保健体育担当教官の授業負担について	(88)
1 講義と実技の分担と、1週授業負担について	(88)
2 教官の授業負担について	(88)
3 授業時間	(88)
IV 保健体育担当教官の研究条件について	(88)
1 在外研究，国外研修について	(88)
2 国内研修について	(88)
V 保健体育教官の新規採用について	(89)
第二部 学生の履修に関する事項	(89)
I 保健体育の講義及び実技について	(89)
1 開講主題目（講義）について	(89)
2 体育実技の開講種目について	(89)
3 特別体育種目について	(89)
4 野外活動種目について	(89)
II 保健体育の履修方法について	(89)
III 保健体育の学習条件について	(89)
1 履習方法について（講義）	(89)
2 実技の履習方法について	(90)
3 実技の学習条件について	(90)

第三部 施設に関する事項	(90)
I 体育関係施設	(90)
1 運動施設に対する問題点	(90)
2 屋内および屋外施設	(90)
3 トレーニングルーム	(90)
4 更衣室, ロッカー, シャワー	(90)
5 管理・保繕	(90)
II 保健管理施設	(90)
1 施設の種別	(91)
2 職員構成	(91)
III 体育施設の一般開放(学外開放)	(91)
第四部 課外活動に関する事項	(91)
1 運動部, スポーツ同好会, スポーツ行事等の組織	(91)
2 スポーツ種目	(91)
第五部 改革状況に関する事項	(91)
1 改革の状況	(91)
2 改革の主要点	(91)
3 改革すべき内容と問題点	(91)
4 実技種目についての要望事項	(91)
5 保健体育全般についての問題点および要望事項	(92)

Ⅲ 教養課程における保健体育に関する 実情調査報告書

まえがき

大学における保健体育は、人間の生命・保健に関する知識を与え、学生の健康の保持向上を目的とすると同時に、学生相互の連繫を深める役割をしている。また現在の大学においては、学生の体力が低下していることもあるので、その維持向上の目的も重要である。

しかし、現在の大学における保健体育の教育が実際にこの目的に即して行なわれているか否かという点に関しては、大学による差が大きく、種々の問題が提起されていることも事実である。

上にのべた保健体育の教育の意義に照らしてみると、保健体育が教養課程における教育の一つの要素であることは明らかで、少なくとも大学の4年間の課程を修了するまでに、このような保健体育に関する単位を履修することを条件とすべきである。その講義の内容は、人間の生命の科学としての人間の理解に役立つものであることが必要である。

上のような理由で、保健体育を一つの独立な学科目として、正課として実施するのが適当であるが現行のように画一的に講義2単位、実技2単位として、全学生に課する方法については再検討を行なうことが必要で、正課としての保健体育(4単位)についても学生の希望等により、柔軟に変更できるようにし、また実技については、希望により更に多くの単位をも履修することを可能にするような措置をとることが望ましい。

また講義については、適当な総合科目講義をもって保健体育講義にあてることをも検討し、そのような措置がとれるようにすべきである。

上にのべたような目的・意義にもとづいて、大学における保健体育を実施するにあたっては、多くの困難があることも事実である。一方では、大学改革の一環として多くの大学で、保健体育教育の改善の計画も検討されている。このような保健体育教育を本来の目的に沿うよう実施するため、まず各大学の実情を調査し、これにもとづいて、特に改善すべき点などを明らかにすることが必要である。

このような目的で行なった今回の調査は、保健体育教官に対するもの、学生の履修に関するもの、施設に関するもの、課外活動に関するもの、改革に関するものである。調査項目の選定が完全であったとはいえないが、種々の点で実状が明らかになり、今後の改善に資するところが多いと思われる。

調査の結果およびその項目別の概要は後に示すが、これらの調査結果からみて特に重要とみられ、また特に改善に努力されるべきものとして以下の諸点を列記しておく。

A 保健体育担当の専任教員の大幅増員

現行では、学内併任教員・非常勤講師の担当になっているものが、かなりの部分を占めている。これについては次の二点を強調したい。

i) 大学としての保健体育教育を長期の展望に立ち計画的に実施するには、ある程度の数の専任教員による責任体制が必要で、これについては、現行では多くの大学について不十分である。

ii) 体育実技については、十分な配慮と注意がなければ危険が伴うものが多く、このような事情から、相当数の実技担当教員を配置することが必要で、現行では非常に不十分である。

B 保健体育教員の研究条件の改善

保健体育教員の研究条件の現状はまったく不十分である。海外留学についてはもちろん、国内の研修の機会にもめぐまれていない。特に海外留学については、他学科の教員なみの機会を与えるような措置をとるべきである。

体育学科は一般に発足の日が浅く、以前に予算上非実験科目の扱いをされてきたという理由もあって研究に必要な機器はまったく整備されていないので、この点について特に配慮することが必要である。授業負担が過重になっていることも、研究条件を悪くしている要因の一つである。いくつかの大学で教員の新規採用が困難であることをのべているが、その原因の一つはこのような研究条件にある。

「体育センター」を設置する場合にも、これを単なるサービス機関ではなく、研究機関としての性格をもたせるべきである。

C 保健体育教員の養成

現在では、博士課程、修士課程を持つ体育学部、体育学科のある大学は非常に少ない。

大学の保健体育教員の養成機関を早急に拡充強化することが必要である。

D 施設の充実

施設については、全体として現行でも十分とはいえないが、特に管理・保潔職員の充実が必要である。屋内施設は著しく不十分である。高層化等をもはかり、早急に充実すべきである。

なお、課外活動の充実をはかるとすると、屋外施設を含めて現行ではまったく不十分というほかはない。

(注)

各大学よりの回答(昭和47年3月31日現在調査)を入学定員数に応じて下記のA・B・Cの3グループに分けて集計した。

A=入学定員	1,000人以上の	26大学(入学定員総数	40,711)
B=入学定員	500~999人までの	30大学(21,280)
C=入学定員	499人以下の	15大学(4,347)
回答大学数(A+B+C)		71大学(66,338)
無回答大学数		4大学(1,765)

調査結果の概要

第一部 教官に関する事項

I 保健体育担当教官の所属について

1. 回答校71校中、教養部（東大教養学部を含む）所属が最も多く、32大学（全体の45.1%）、ついで教育学部所属が14大学（19.7%）であり、教育学部ではないが当該大学における専門学部の中の1つの学部にまとまって所属している例が10大学（14.1%）あった。しかし、専門各学部に分散所属している例は比較的少なく7大学（9.9%）にとどまっている。（「実情調査」97頁参照）
なお、特定の所属の明示のない例が6大学（8.1%）あった。
2. 所属の相違による得失（例えば、学内格差の問題、カリキュラム編成の主体性の問題など）は当然あるはずであるが、「実情調査」ではそこまで立ち入ることをしなかった。しかし、保健体育教育を大学教育として効果的に実施するためにも、また、大学教育全体の改革にあたっての保健体育教育のあり方を考える場合には、保健体育担当教官がどの学部にどういう形で所属するかは大きな問題になろう。

II 保健体育担当教官の員数について

1. 専任教官は297名で、そのうち講師以上は248名（83.5%）で、その中で148名（66.3%）は、講義及び実技を、19名（6.4%）は講義のみを、81名（27.3%）は実技のみを担当している。（「実情調査」97～98頁参照）
2. 学内併任教官は専任教官とほぼ同数の292名に達している。これは、小・中・高の保健体育教員養成課程をもつ大学（本調査では47大学）では、この課程担当の教官が併任として担当しているためである。
専門課程との併任は一見合理的に見えるが、それは授業の実施といった立場からのものであり施設設備の管理、教養課程全体のカリキュラムと保健体育教育との関連など、教養課程としての保健体育教育、いわゆる大学における保健体育教育を推進する上で必ずしも望ましい態勢とはいえない。長期にわたって責任のもてる専任教官の充足が、急務である。（「実情調査」97～99頁参照）
3. 助手の員数は専任49名（16.5%）、併任40名（13.7%）で、この員数は担当教官総数589名（専任及び併任教官の合計数）の15%に当たるがこの助手は、極めて少数の大学に集中していて、実際には国立大学の全体としての保健体育の助手の数は、これらの特定の大学を除けば、平均1名に充たない状態である。
実験科目として実技実習を中心に教育を実施する保健体育では専任助手の存在は不可欠である（「実情調査」98～99頁参照）
4. 現状では専任教官の不足から非常勤講師による授業の担当はやむをえない処置であるが、非常

勤講師の内 363 名 (81.9%) が実技担当者である。体育実技は十分な配慮のもとに実施されているが、多分に危険を含む場合が多く、その危険に対する対処は直接授業の場だけのものではなく、不断の準備と留意こそがそれらを未然に防止し得るものである。十分な準備と留意を非常勤講師に望むことはまず不可能で、専任教官の増員はこの点からも緊急に必要なことである。

非常勤講師の内、講義担当の 60 名はほとんどが保健に関する講義の担当者である。環境問題、新しい形の疾病等保健知識やその実際について理解させることが今日ほど必要な時期はない。定員を配しこの方面の専門家を専任として迎えることは大学教育全体の責任上からも欠かせない条件といえよう。(「実情調査」97～99頁参照)

III 保健体育担当教官の授業負担について

1. 保健体育担当教官の授業負担はその人の分担する授業(講義または実技)及びその授業時間によって多少異なるが、先にものべたようにそのほとんどは講義と実技を共に分担しており、両者を合すると 1 週の授業負担は平均 7 回である。

併任教官はその大学のカリキュラム併任分担などにより専任教官より当然なことながら負担がやや少なく 1 週平均 6 回である。(「実情調査」99頁参照)

2. 専任教官であっても教養課程の保健体育以外の授業を学内で担当する場合があるが、その内半数以上についてはその分だけ負担の増加になっている。教養課程専門課程のそれぞれの授業について、教官の交流は望まれる方向ではあるが、現状ではそれが負担の増大という結果になっている。(「実情調査」100頁参照)
3. 授業 1 回(俗に 1 コマ)の長さは講義と実技とでは、やや異なるが、共通的には 100 分がもっとも多く(講義では 29 大学, 40.8%, 実技では 35 大学, 49.3%), 次いで 90 分(講義では 22 大学 31.0%, 実技では 23 大学, 32.4%)とほとんどがこの時間範囲に入るが、講義では 12 大学 (16.9%) が 50 分授業を実施している。(「実情調査」100頁参照)

IV 保健体育担当教官の研究条件について

1. 期間の長短を問わず何らかの形で在外研究に従事した経験を有するものは、保健体育担当専任教官の中の 18.9% である。この内 6 ヶ月以上の長期にわたる者はわずかに数名で、しかもそのほとんどは大学教官に就任以前の留学であり、いわゆる保健体育担当教官としての国外研修の機会を得たものは 2～3 名にすぎない。更にこの内文部省在外研究員の資格で研究に従事したものは、国立大学保健体育専任教官中 1 名にすぎない。このことは、大学における他学科担当の教官に比べ著しく不利な条件のもとにあるといつてよい。

教養課程教育の充実は一単なる教官の教育技術のみによるものではなく、教官個々の広い識見にもとづく人間性がその根幹になるといってよい。保健体育担当教官といえどもこの条件の枠外にあるのではなく、せめて他教科なみに、国外研修の機会のもてる方策を要望する。(「実情調査」100頁参照)

2. 国内研修の経験者は専任教官中約 50% である。この数は一見研修の機会の充実を意味するものととれるが、これらの研修経験は、ほとんどが新制大学発足当初文部省が C I E と共催した、民

主的教育の推進にかかわる教育系教官の研修であって、今日のいうところの大学教官としての国内研修とは性格を異にするものである。

実際に大学教官として要望される国内研修の機会を得たものは実情調査に示された数の半ば以下とあってよいであろう。

V 保健体育教官の新規採用について

1. 専任教官の新規採用にあたって困難ありとの答が（やや困難を含めて）37大学（52.1%）あったことは注目すべき点で、しかも理由の半ばは地域的条件と定員不足をあげている。前者の理由は比較的入学定員の多い大学と中間的大きさの大学で、後者の理由は入学定員の少ない大学と中間的大きさの大学から出されている。これらについて、先ず入学定員数の少ない大学においても保健体育担当教官（専任）の定員を確保し得るような処置を要望するとともに、そのため研修の機会の拡大などにより、地域的格差の解消を進め広域的人事交流の行えるような大学運営が望まれる。

なお、国立大学における大学の保健体育担当教官の養成機関の充実も早急に実現されるべきである。

第二部 学生の履修に関する事項

I 保健体育の講義及び実技について

1. 講義として開講されている主題目は主として体育的立場からのものでは、スポーツ・レクリエーション論を含めて社会体育といった生活に直結した体育活動に関するものが最も多く、次いで体育原理、トレーニング論等である。

主として保健的立場からのものでは環境衛生に関するものが断然多く、次いで健康と体力との関係を論じたものが多い。（「実情調査」102頁参照）

2. 体育実技の開講種目は大学の規模によってかなり差があるが、500名以上の入学定員の35大学（A及びBグループの大学で全体の49.3%）が8～11種目のスポーツ種目を開講しており、2大学を除いてすべての大学が6種目以上のスポーツ種目を開講している。開講スポーツ種目では、バスケットボール、バレーボール、サッカー、テニス、卓球、バドミントンが圧倒的に多い。（「実情調査」102～103頁参照）
3. 身体虚弱者、肢体不自由者、病的要注意者などのための、特別体育種目もほとんどの大学で開講されている。（「実情調査」103頁参照）
4. 学内体育施設以外の自然環境を利用して行う野外活動種目の開講もかなり目立つ。（「実情調査」103頁参照）

II 保健体育の履修方法について

III 保健体育の学習条件について

1. 卒業の要件とされている講義2単位、実技2単位の保健体育科目の履修方法については、講義は1学期を指定して履修させている大学が43大学（60.3%）であり、次いで2学期間のいずれか

での選択履修にしている大学が18大学(25.3%)で、それ以上の学期にわたっての選択履修を認めている大学は、わずかに残りの8大学にすぎない。また学習条件も講義は指定クラスで行なわれているものが最も多い。(53大学, 74.6%)

このことは、定員やカリキュラム編成に関連する問題で直ちに結論は出せないが、講義の選択履修という立場からも、もっと幅のある履修を考えてよいであろう。(「実情調査」104頁参照)

2. 実技の履修は大学在学中の前半4学期間にわたって履修する大学(35大学49.3%)が最も多く次いで多いのは3学期にわたって履修させる大学(20大学28.2%)である。4学期以上の大学在学期間にわたって履修の便を与えている大学が数大学あるが、講義の場合と同様、カリキュラム編成や教官の問題が関連するが、単位履修のみにとらわれず体育実技履修の機会を、大学在学全期間に行えるよう、検討してもよいであろう。
3. 実技の学習条件は数種の実技種目の内から自由選択により、実技クラスを編成して行う大学が多く(47大学66.2%)、漸次この方向に改善されつつある。

また、授業クラスの人気は47大学(66.2%)では50名前後で授業が行なわれているが、17大学(24.0%)ではそれより多い人数(70名~150名)で行なわれている。危険防止からも、教育効果からも、少なくとも実技クラス、1クラスの人気は50名以下にすることが望ましい。(「実情調査」104, 105頁参照)

第三部 施設に関する事項

I 体育関係施設

1. 今回の調査では施設の有無を中心に調査し、その施設の大きさや学生数等の関係についてまで立ち入らなかったため、保健体育教育遂行上からの運動施設の適否について論ずる資料は得られなかったが、各調査項目に関連して出されている問題点及び希望事項から、今後に対するこの方面についての総合的視点が明かになるものと考えられる。(「実情調査」106~110頁参照)
2. 体育館、総合グラウンド、テニスコート、プールなど主なる屋内及び屋外体育施設は、回答を寄せた71大学では、ほぼ保有していることが明らかにされた。(「実情調査」106頁参照)
3. トレーニングルームは33大学(46.5%)が所有しているが、その大きさは収容人員50名以下のものが70%であり、施設の拡張の要望が強い。また、所有していない38大学では、設置の必要を強調している。(「実情調査」107頁参照)
4. 更衣室(66大学93.0%)、ロッカー(59大学83.1%)、シャワー(61大学85.9%)の設置は、ほぼ行きあたりつつあるが、設備の狭小や不足が目立っており、拡張および増設への配慮が望まれる。(「実情調査」108, 109頁参照)
5. 体育施設・用具の管理・保繕職員の不足が目立っている。現在職員を置いている大学は41大学(57.7%)であるが、内専任職員を置いている大学は16大学に過ぎず、他は兼任または非常勤職員を充当している。(「実情調査」109頁参照)

II 保健管理施設

1. 施設は回答大学中の68大学（95.7％）に設置されているが、いわゆる保健管理センターと呼称される施設は35大学（49.3％）で、その他は単なる保健室、医務室程度のものである。（「実情調査」110頁参照）
2. 職員構成は専任に加えて併任、非常勤等で構成されている大学が45大学である。30大学では職員数は5人以下である。（「実情調査」110頁参照）

Ⅲ 体育施設の一般開放（学外開放）について

開放している大学は回答した71大学中28大学（39.4％）で、残りは主旨に賛成するが、管理上の問題と余裕のないため開放していない。開放している大学も実状は全面開放といった形ではなく、希望に応じた不定期開放がほとんどである。（「実情調査」111頁参照）

第四部 課外活動に関する事項

1. 運動部の組織は67大学（94.4％）、スポーツ同好会組織は48大学（67.6％）、更にスポーツ行事のための組織が36大学（50.7％）と、ほとんどが学生を中心に組織されていることが明らかになった。
スポーツ同好会組織及びスポーツ行事のための組織は、年々増加の傾向にあるといえる。（「実情調査」111、112頁参照）
2. 運動部及び同好会として組織されたスポーツ種目は延べ100種目以上にわたっている。（「実情調査」113、114頁参照）
3. 個人の自主的スポーツ活動については、68大学（95.8％）が用具の貸出についての便宜を提供しており、44大学（62.0％）では使用運動場所の指定や調整についての、積極的働きかけを行っている。（「実情調査」114頁参照）

第五部 改革状況に関する事項

1. 改革がなされたとの回答を得たのは13大学（18.3％）で、49大学（69.0％）では改革について検討中であることが明らかになった。
2. 改革したと回答した大学における、改革の主要な点は、履修についての選択の幅を拡げたこと、実技クラスの学生数を小人数制にしたこと、実技履修に集中方式と通常方式との組合せを採用したこと等である。
3. 改革を検討中の大学における改革すべき内容となる主な問題点は、講義・実技とも履修の際の選択幅の拡張、実技指導の際の体力別・能力別指導の徹底、実技指導と課外体育スポーツ活動との関連、講義の総合科目化などである。
4. 実技種目については、野外活動種目の正課としての開設についての要望が特に強く、学内体育施設を使っでの日常授業としての開設実技種目については、高校までに履修した既習種目を中心にするか、高校までに履修しなかった学生の未習種目を中心にするかについての意見は、相半ばしていることが明らかになった。（以上1～4について実情調査115～117頁参照）

5. 大学の保健体育全般についての問題点及び要望事項としては、体育実技施設の整備・拡充が最も多く、具体的には室内プール、体育館の多機能化・高層化があげられている。

なお、改革にあたって1つの視点となるであろう総合的体育センターについては、2大学からその性格についての意見が出されている。（「実情調査」117頁参照）

(附)

教養課程における保健体育の

実 情 調 査

(附)

教養課程における保健体育の

実情調査

目 次

第一部 教官に関する事項

I 保健体育担当教官の所属について.....	(97)
II 保健体育担当教官数について.....	(97)
1) 保健体育担当教官の員数.....	(97)
2) 教官1人当りの担当学生数.....	(99)
III 保健体育担当教官の授業負担について.....	(99)
1) 1週間の授業回数.....	(99)
2) 教養課程の保健体育の授業以外の講義・演習等の負担.....	(99)
3) 1回の時間数.....	(100)
IV 保健体育担当教官の研究条件について.....	(100)
1) 海外における研究旅行もしくは留学.....	(100)
2) 国内研修.....	(101)
V 保健体育担当教官の新規採用について.....	(101)
1) 困難がある.....	(101)
2) 困難な理由.....	(101)
3) 採用の方法.....	(102)

第二部 学生の履修に関する事項

I 保健体育の講義および実技について.....	(102)
1) 保健体育の講義.....	(102)
2) 体育実技.....	(102)
II 保健体育の履修方法について.....	(104)
III 保健体育の学習条件について.....	(104)
1) 講義の学習条件.....	(104)
2) 実技の学習条件.....	(104)
3) 授業クラスの大きさとその数.....	(105)

第三部 施設に関する事項

I 体育関係施設	(106)
1) 保有している運動施設について	(106)
2) トレーニングルームについて	(107)
3) 更衣室, ロッカー, シャワー	(108)
4) 学内体育施設, 用具の管理・保繕職員について	(109)
5) 体育施設使用調整機関について	(109)
II 保健管理施設	(110)
III 体育施設の一般開放について	(111)

第四部 課外活動に関する事項

I 課外体育活動の組織について	(111)
1) 運動部の組織	(111)
2) 同好会及び体育・スポーツ行事のための組織	(112)
II 運動部・同好会・スポーツ行事の種目について	(113)
1) 運動部	(113)
2) 同好会	(114)
III 個人の自主的体育・スポーツ活動について	(114)

第五部 改革状況に関する事項

第一部 教官に関する事項

I 保健体育担当教官の所属について

所 属	グループ			計
	A	B	C	
イ 教養部もしくは教養学部	大学 ²⁰	大学 ¹¹	大学 ¹	大学 ³²
ロ 教育学部	3	10	1	14
ハ その他の各種学部に分散して所属	0	2	5	7
ニ その他	3	7	8	18

(なおその他の内訳は次のごとくである)

○ 1つの学部に所属する	1	2	7	10
○ 分校所属	1	0	0	1
○ 特定な所属を明示せず	1	5	0	6
○ 現在体育教官なし	0	0	1	1

II 保健体育担当教官数について

1) 保健体育担当教官の員数(実員数)但し、()内の数値は各任用別教官総数を100とした場合の%。

A- (26大学 入学定員総数40,711)

職 名	担 当	講 義	実 技	講 義 実 技	計			
					1	2	3	
専 任	教 授	7名	8名	25名	40名 84 26 36	名 150 (80.6) 36 (19.4)	名 186 (100)	
	助 教 授	4	33	47				
	講 師	0	12	14				
	助 手	0	36	0				
兼 任	学 内 併 任	教 授	8	15	17	40 67 10 19 247	名 107 (84.9) 19 (15.1)	名 126 (100)
	助 教 授	7	33	17				
	講 師	2	4	4				
	助 手	0	17	2				
	非 勤 常 講 師	27	210	10				

B— (30大学 入学定員総数21,280)

職名		講義	実技	講義 実技	計			
					1	2	3	
専任	教授	1名	2名	24名	27名 30 11 9	名 68 (88.3) 9 (11.7)	名 77 (100)	
	助教授	1	11	18				
	講師	0	3	8				
	助手	0	7	2				
兼任	学内併任	教授	8	13	30	51 66 17 17	134 (88.7) 17 (11.3)	151 (100)
		助教授	7	25	34			
		講師	2	6	9			
		助手	1	11	5			
	非常勤講師	24	120	8	152	152	152	

C— (15大学 入学定員総数 4,347)

職名		講義	実技	講義 実技	計			
					1	2	3	
専任	教授	2名	3名	5名	10名 16 4 4	名 30 (88.2) 4 (11.8)	名 34 (100)	
	助教授	3	7	6				
	講師	1	2	1				
	助手	0	1	3				
兼任	学内併任	教授	1	1	1	3 7 1 4	11 (73.3) 4 (26.7)	15 (100)
		助教授	1	4	2			
		講師	0	1	0			
		助手	0	4	0			
	非常勤講師	9	33	2	44	44	44	

計 (A+B+C) 71大学 入学定員総数66,338

職名		講義		実技		講義と実技		計			
		実数	小計	実数	小計	実数	小計	1	2	3	
専任	教授	10名	19名 (100)	13名	81名 (64.8)	54名	148名 (96.7)	77名	248 (83.5)	297 (100)	
	助教授	8		51		71		130			
	講師	1		17		23		41			
	助手	0		44		5		49			
兼任	学内併任	教授	19名 (100)	13名	81名 (64.8)	54名	148名 (96.7)	77名	248 (83.5)	297 (100)	
		助教授		8		51		71			130
		講師		1		17		23			41
		助手		0		44		5			49
非常勤講師	9	33	2	44	44	44	44	44	44		

兼 任	教 授	17	36 (97.3)	29	102 (76.1)	48	114 (94.2)	94	252 (86.3)	292 (100)
	助 教 授	15		62		63		130		
	講 師	4		11		13		28		
	助 手	1	1 (2.7)	32	32 (23.9)	7	7 (6.8)	24	40 (13.7)	
	非常勤講師	60		363		20		443	443	443

2) 教官の1人当りの担当学生数

教官任用数別	グループ			計
	A	B	C	
講師以上専任教官平均担当学生数	271.4人	312.9人	144.9人	267.5人
助手を含めた専任教官平均担当学生数	218.9	276.4	127.9	223.4
専任及び学内併任教官平均担当学生数	130.6	93.3	88.7	112.6

III 保健体育担当教官の授業負担について

1) 1週間の授業回数(いわゆるコマ数または枠数)

なお、()内の数値は平均コマ数

職 名	グループ 担当授業名	A		B		C		計	
		講 義	実 技	講 義	実 技	講 義	実 技	講 義	実 技
専 任	教 授	0.5~4 (2.2)回	2~15 (5.0)回	1~8 (2.6)回	1~10 (4.1)回	0.5~4 (1.8)回	1~10 (4.6)回	0.5~8 (2.3)回	1~15 (4.5)回
	助 教 授	0.5~3.5 (2.0)	3~18 (6.2)	0.5~8 (2.8)	2~14 (4.8)	1~2 (1.0)	3~16 (5.3)	0.5~8 (2.2)	2~18 (5.5)
	講 師	1~2.5 (1.1)	4~11.5 (5.7)	1~7 (1.9)	2~8 (4.6)	1.5 (1.5)	5.5 (5.5)	1~7 (1.6)	1~11.5 (4.9)
	助 手	0	3~24 (7.0)	0	4~7.5 (6.8)	0	4~10 (6.6)	0	3~24 (6.4)
兼 任	学 内 教 授	1~5 (2.6)	0.5~4 (1.6)	1~2 (1.4)	1~5 (2.4)	6 (6.0)	1~6 (5.3)	1~6 (2.1)	0.5~11 (3.6)
	助 教 授	0.5~3 (1.1)	0.5~10 (2.6)	1~7 (2.0)	2~11 (4.4)	0.5~5 (1.6)	2~6 (4.3)	0.5~7 (2.0)	0.5~11 (3.6)
	講 師	1~4 (2.2)	1~13 (5.0)	1 (1.0)	1~3 (1.5)	0	3 (3.0)	1~4 (1.8)	1~13 (3.3)
	助 手	0	1~7 (3.2)	0	1~6 (2.6)	0	1~3 (3.5)	0	1~7 (2.7)
	非 常 勤	1~5 (2.1)	1.5~24 (4.4)	1~7 (1.8)	0.5~26 (4.3)	0.5~4 (1.5)	1~7 (3.5)	0.5~7 (1.8)	1.5~24 (4.4)

2) 教養課程の保健体育の授業以外に講義演習等を学内(他学部を含む)で担当している教官数及びその講義演習の授業の1週間の合計回数は次表のようになる。

教官及び授業回数	グループ			計
	A	B	C	
教 官 数	69名	110名	33名	212名
1週間の合計授業回数	577回	225回	51回	333回

なお、上記の場合教養課程の保健体育授業の負担は次表のようになる。

取 扱	グ ル ー プ			計
	A	B	C	
その分だけ軽減される	5大学	7大学	0大学	12大学
若干軽減される	1	1	0	2
軽減されない	12	8	3	23
軽減されるか否かは年度の状況によって異なる	2	1	0	3

3) 1回の授業時間の長さは次表のようになる。

担当	グ ル ー プ	時 間								
		50分以下	60分	70分	80分	90分	100分	110分	120分	130分
講 義	A	大学 2	大学 0	大学 0	大学 1	大学 14	大学 9	大学 0	大学 0	大学 0
	B	7	0	0	0	6	16	2	0	0
	C	3	0	2	1	3	4	2	0	0
	計	12	0	2	2	22	29	4	0	0
定 技	A	0	0	0	1	16	9	0	0	1
	B	0	0	0	2	6	20	1	1	1
	C	0	0	0	1	3	6	3	1	1
	計	0	0	0	4	23	35	4	2	3

IV 保健体育担当教官の研究条件について

1) 海外における旅行、もしくは留学等いわゆる在外研究に従事した経験のある教官のいる大学、及び経験教官数は次表のようになる。()内は、専任教官総数に対する経験者の%。

項目 グ ル ー プ	有	無	経 験 し た 教 官 数				教 官 数 計
	有 り	無 し	1 名	2 名	3 名	4 名	
A	大学 14	大学 12	大学 6	大学 3	大学 4	大学 2	31人 (16.7)
B	13	17	12	1	0	0	14 (18.2)
C	8	7	6	2	0	1	11 (32.3)
計	35	36	22	6	4	3	56 (18.9)

2) 国内研修をした教官数

なお母数はそれぞれのグループの保健体育科専任教官数であり()内は専任教官数に対する経験者%。

グループ	有 無		経 験 し た 教 官 数					教 官 数
	有 り	無 し	1 名	2 名	3 名	4 名	5 名以上	
A	14 ^{大学}	12 ^{大学}	6 ^{大学}	0 ^{学大}	0 ^{大学}	1 ^{大学}	7 ^{大学}	77 (37.6)
B	13	17	13	4	1	3	2	63 (81.8)
C	7	8	2	4	1	0	0	13 (59.1)
計	34	37	21	8	2	4	9	146 (49.2)

V 保健体育担当教官の新規採用について

1) 困難があるか ()内は各グループ毎, 及び全調査校を母数とした%。

困難度	担当 グループ	専 任				非 常 勤			
		A	B	C	計	A	B	C	計
イ	ほとんど困難 はない	11 ^{大学} (42.3)	11 ^{大学} (36.7)	10 ^{大学} (66.7)	32 ^{大学} (45.1)	6 ^{大学} (23.1)	9 ^{大学} (30.0)	7 ^{大学} (46.7)	22 ^{大学} (31.0)
ロ	やや困難	7 (26.9)	11 (36.7)	1 (6.7)	19 (26.8)	11 (42.3)	14 (46.7)	5 (33.3)	30 (42.3)
ハ	きわめて困難	7 (26.9)	7 (23.3)	4 (26.7)	18 (25.3)	8 (30.7)	6 (20.0)	2 (13.3)	16 (22.5)
	無 回 答	1 (3.8)	1 (3.3)	0	2 (2.8)	1 (3.8)	1 (3.3)	1 (6.7)	3 (4.2)

2) 困難な理由

理 由	グループ	A	B	C	計
		イ	8 ^{大学}	9 ^{大学}	1 ^{大学}
ロ	経済的理由	3	0	2	5
ハ	研究条件	0	1	0	1
そ の 他	主任としての 専任	1	4	0	5
	研究能力と実技 指導の調和	3	5	6	14
	定員がない	1	1	2	4
	教官構成上の問 題等	2	1	1	4
主 勤 と し て い て 非 常	適任者が	2	1	0	3
	時間調整が難し い	2	1	0	3
	そ の 他	0	2	0	2

3) 採用方法 ()内は各グループ毎及び全調査校を母数とした%。

採用の方法		グループ			計
		A	B	C	
イ	公募	11大学 (42.3)	14大学 (46.7)	1大学 (6.7)	26大学 (36.6)
ロ	学内教官の推薦	11 (42.3)	13 (43.3)	11 (73.3)	35 (49.8)
ハ	時には公募, 時には学内の推薦	3 (11.5)	2 (6.7)	1 (6.7)	6 (8.5)
ニ	無回答	1 (3.8)	1 (3.3)	2 (13.3)	4 (5.6)

第二部 学生の履修に関する事項

I 保健体育の講義及び実技について

1) 保健体育の講義

主 題 グループ	分数	主として体育的立場からのもの							主として保健的立場からのもの								
		1 体育原理	2 社会体育	3 スポーツ・レクリエーション論	4 体育スポーツ史	5 体育心理	6 トレーニング論	7 キネシオロジー	8 その他	1 運動生理	2 発育・発達・栄養	3 健康と体力	4 保健衛生	5 環境衛生	6 疾病論	7 スポーツ障害	8 その他
A		12	13	8	9	2	12	9	0	11	6	21	6	26	9	6	19
B		14	17	17	9	5	12	6	3	11	2	12	9	22	5	4	20
C		12	5	7	6	5	6	3	5	7	4	7	5	15	5	4	11
計		38	35	32	24	12	30	18	8	29	12	40	20	63	19	14	50

(注) 数値の単位は大学

2) 体育実技

A 開講スポーツ種目数と種目

a 開講種目数 ()内は各グループ毎, 及び全調査校を母数とした%。

種目数	5種目以下	6~7種目	8~9種目	10~11種目	12~13種目	14~15種目	16種目以上
A	0大学 ()	3大学 (11.5)	7大学 (26.7)	6大学 (23.1)	4大学 (15.4)	5大学 (19.2)	1大学 (3.8)
B	1 (3.3)	1 (3.3)	7 (23.3)	15 (50.0)	4 (43.2)	0	2 (6.7)
C	1 (6.7)	4 (26.4)	2 (13.2)	2 (13.2)	4 (26.4)	1 (6.7)	1 (6.7)
計	2 (2.8)	8 (41.3)	16 (22.5)	23 (32.4)	12 (16.9)	6 (8.5)	4 (5.5)

b 開講スポーツ種目

グループ	スポーツ種目																																			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
A	25	26	26	21	6	21	16	16	17	13	12	13	10	11	9	7	13	6	5	3	3	4	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
B	28	30	29	26	12	22	12	17	21	18	16	10	10	11	9	7	11	8	5	5	3	3	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
C	15	12	11	11	4	10	6	8	11	9	4	6	7	5	3	5	7	2	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	
計	68	68	66	58	22	53	34	41	49	40	32	29	27	27	21	19	31	16	12	10	8	7	3	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

(注) 数値は大学数

B 特別体育種目またはコースの開設について

グループ	開設種目	開設種目																	
		保健コース	リハビリテーション	軽スポーツ	卓球	バドミントン	ゴルフ	体操	水泳	ゲートボート	フォークダンス	洋弓	テニス	和弓	ランニング	スケート	ボーリング	スポーツマッサージ	歩行
A		3	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1
B		5	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C		3	1	1	0	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	0	
計		11	4	3	3	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

(注) 特別体育種目またはコースとは身体虚弱者、肢体不自由者、病的要注意者など特別な体育教育を必要とするものための体育実技学習種目またはコースである。なお数値は大学数

C 野外活動種目の開設について

グループ	開設種目	開設種目												
		スキー	水泳	登山	スケート	キャンプ	ボート	ヨット	ゴルフ	オリエンテーリング	水上スキー	スキューバダイビング	ハイキング	ロードレース
A		14	7	5	2	3	3	1	1	1	1	0	0	0
B		11	8	4	2	1	2	1	0	0	0	1	2	
C		6	6	1	3	2	0	1	0	0	1	0	0	
計		31	21	10	7	6	5	2	2	1	1	1	2	

(注) 野外活動種目は学内体育施設以外の自然環境を利用しての体育実技種目をいう。なお、数値は大学数

II 保健体育の履修方法について

講義および実技の履修方法

() 内は各グループ毎及び全調査校を母数とした%。

履修学期 グループ	講義					実技				
	1	2	3	4	その他	1	2	3	4	その他
	学期で履修	れ学期か か期間で履修 の履修い ず	れ学期か か期間で履修 の履修い ず	れ学期か か期間で履修 の履修い ず	れ学期か か期間で履修 の履修い ず	学期で履修	学期で履修	学期で履修	学期間 で履修	の 他
A	19 (73.1)	4 (15.4)	1 (3.8)	1 (3.8)	1 (3.8)	0	2 (7.7)	11 (42.3)	11 (42.3)	2 (7.7)
B	16 (63.3)	8 (26.7)	2 (6.7)	1 (3.3)	1 (3.3)	0	4 (13.3)	7 (23.3)	16 (53.3)	3 (10.0)
C	8 (63.3)	6 (40.0)	1 (6.7)	0	0	0	4 (13.3)	2 (13.3)	8 (63.3)	1 (6.7)
計	43 (60.3)	18 (25.3)	4 (5.6)	2 (2.8)	2 (2.8)	0	10 (14.1)	20 (28.2)	35 (49.3)	1 (8.5)

(注) 数値は大学数

III 保健体育の学習条件について

1) 講義の学習条件

() 内は各グループ毎、及び全調査校を母数とした%。

学習条件	グループ	A	B	C	計
イ かなり自由に教官を選択する		4大学 (15.4)	4大学 (13.3)	2大学 (13.3)	10大学 (14.1)
ロ 一般授業のクラスにしたがって行なわれる。		22 (80.8)	21 (70.0)	10 (61.7)	53 (74.6)
ハ その他		0	5 (16.7)	3 (20.0)	8 (11.3)

2) 実技の学習条件

() 内はグループ毎、及び全調査校を母数とした%。

学習条件	グループ	A	B	C	計
イ 一般授業クラスをそのまま実技クラスとする		1大学 (3.8)	6大学 (20.0)	4大学 (26.7)	11大学 (15.5)
ロ 数種の実技種目を示し、その範囲内で学生の自由選択により実技クラスを編成する		15 (67.7)	23 (76.7)	9 (30.0)	47 (66.2)
ハ 体力テスト等を実施し、体力別受講コースを大別し、それぞれの受講コース内の実技種目選択により実技クラスを編成する。		5 (33.3)	1 (6.7)	0	6 (8.5)
ニ その他		5 (19.2)	0	2 (13.3)	7 (9.9)

3) 授業クラスの大きさとその数

() 内はグループ毎調査校を母数とした%。数値は大学数

開講 グループ 1クラスの学生数	講 義				実 技											
					ス ポ ー ツ 種 目				特 別 種 目				野 外 コ ー ス			
	A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計
30名以下	0	0	0	0	0	1 (3.3)	5 (33.3)	6 (8.5)	10 (38.5)	9 (30.0)	2 (13.3)	21 (30.0)	2 (7.7)	5 (16.7)	3 (20.0)	10 (14.1)
50名前後まで	0	1 (3.3)	0	1 (1.4)	18 (69.2)	20 (66.7)	9 (60.0)	47 (66.2)	4 (15.4)	0	1 (6.7)	5 (7.0)	1 (3.8)	0	1 (6.7)	2 (2.8)
70名前後まで	4 (15.4)	6 (16.7)	4 (26.7)	14 (19.7)	3 (11.5)	6 (20.0)	1 (6.7)	10 (14.1)	0	0	1 (6.7)	1 (1.4)	2 (7.7)	0	0	2 (2.8)
150名前後まで	13 (60.0)	17 (66.7)	4 (26.7)	34 (47.9)	4 (15.4)	3 (10.0)	0	7 (9.9)	0	0	0	0	2 (7.7)	0	0	2 (2.8)
200名前後まで	6 (23.1)	5 (16.7)	7 (46.7)	18 (25.3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200名以上	3 (11.5)	1 (3.3)	0	4 (5.6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5 (16.7)	3 (20.0)	8 (11.3)
特別種目・野外コースを特に開設しない	0	0	0	0	0	0	0	0	10 (38.5)	16 (53.3)	10 (66.7)	36 (60.7)	11 (42.3)	7 (23.3)	4 (26.7)	22 (31.0)
無 回 答	0	0	0	0	1 (3.8)	0	0	1 (1.4)	2 (7.7)	4 (13.3)	1 (6.7)	7 (9.9)	8 (30.8)	4 (46.7)	4 (26.7)	26 (36.6)

第三部 施設に関する事項

I 体育関係施設

1) 保有している運動施設について (但し表中の()内の数字は兼用施設)

運動施設 グループ	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	ヨ	タ	レ	ソ	ツ	ネ	ナ	ラ	ム	ウ	キ	ノ	オ	ク	ヤ	マ	ケ
	体 育 館 (A)	" " (B)	" " (C)	" " (D)	柔 道 場	剣 道 場	弓 道 場	テ ニ ス コ ー ト	パ レ ー ボ ー ル コ ー ト	屋 外 プ ー ル	屋 内 プ ー ル	サ ッ カ ー 場	ラ グ ビ ー 場	ホ ッ ケ ー 場	ハ ン ド ボ ー ル コ ー ト	野 球 場	陸 上 競 技 場	バ ス ケ ッ ト ボ ー ル コ ー ト	パ ド ミ ン ト ン コ ー ト	ネ ゴ ル フ 練 習	ナ ボ ー ト コ ー ス	ラ ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	馬 場	卓 球 場	キ ダ ン ス 室	ノ 艇 庫	オ 合 宿 場	ク 運 動 部 屋	ヤ 海 の 家	マ 山 の 家	ケ そ の 他 の 運 動 施 設
A	24	7	12	8 (1)	24 (14)	9 (14)	23	26	21 (2)	21	0	11 (12)	3 (15)	1 (5)	9 (9)	17 (4)	16 (4)	9 (9)	2 (11)	2 (1)	5 (1)	14	3 (1)	1 (1)	1	1	16	22	3	11	10 (4)
B	29	7	3	2	28 (6)	28 (6)	21	30	22 (2)	26	0	26 (20)	24 (19)	3 (2)	14 (8)	25 (8)	26 (8)	14 (8)	13 (8)	2 (1)	3 (1)	9 (1)	3	2	1	4	15	25 (1)	9	12	5
C	12	3	3	3	12 (6)	12 (6)	9	16	11 (3)	11	0	8 (7)	7 (7)	0	7 (3)	10 (5)	7 (4)	7 (3)	6 (4)	0	0	1	0	0	0	1	7 (1)	10 (3)	3 (1)	3	3
計	65	17	18	13	64 (13)	49 (26)	53	71	54 (7)	58	0	45 (39)	34 (41)	4 (7)	30 (20)	52 (17)	49 (16)	30 (20)	21 (23)	4 (1)	8 (2)	24 (1)	6	3 (1)	2	6	38 (1)	57 (4)	15 (1)	26	18 (4)

(注1) 体育館のA・B・C・Dの区分は次のようである。

A: バスケット, パレー, ハンドボール等の球技の可能な総合体育館。

B: 体操, トレーニング等を主体とするもの。

C: 卓球, パドミントン等のスポーツ種目を主体とするもの。

D: その他の屋内体育施設。

(注2) ケのその他の運動施設は射撃場, 土俵, 補助グラウンドなどである。

(注3) 数値は大学数

2) トレーニングルームについて ()内は各グループ毎調査校を母数とした%。

内 容 グ ル ー プ	項目		収 容 人 員				問 題 点 及 び 希 望								
	有 あ り	無 な し	五 〇 人 以 下	七 〇 人 前 後	一 五 〇 人 前 後	無 回 答	専 用 施 設 が 必 要 で あ る	用 具 が 不 十 分 で あ る	用 具 設 備 の 予 算 不 足	用 具 収 納 設 備 の 必 要	施 設 が 狭 く 改 修 の 要	新 設 計 画 中	体 育 セ ン タ ー 設 置 計 画 中	特 記 す べ き 点 な し	無 回 答
A	19 (73.1)	7 (26.9)	12	2	1	4	3	2	2	1	2	2	0	8	6
B	12 (40.0)	18 (60.0)	10	0	0	2	3	2	1	0	3	3	1	0	17
C	2 (13.3)	13 (86.7)	1	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	1	11
計	33 (46.5)	38 (53.5)	23	2	1	7	7	4	3	1	6	6	1	9	34

(注) 数値は大学数

3) 更衣室・ロッカー・シャワーについて

A 更衣室・ロッカー ()内は各グループ毎調査校を母数にした%。

種別 項目 内容 グループ	更衣室							ロッカー																													
	有	無	収容人員					問題点及び希望					有	無	収容人員					問題点及び希望																	
	あり	なし	五〇	七〇	一五〇	二〇〇	三〇〇	四〇〇	無	男・女別専用施設が必要	設置	改修の希望	狭小のため拡張の要求	設備の不備	利用上の不便	管理上の困難	設備場所悪く利用に不便	特記すべき点なし	無	あり	なし	一〇〇	一五〇	二〇〇	三〇〇	四〇〇	五〇〇	無	不設備増設希望	運動クラブに専用されがら	専用設備が必要	管理上の困難	狭小	男・女専用ロッカーの必要	個人専用ロッカーの必要		
A	23 (88.5)	3 (11.5)	3	3	3	4	4	6	0	3	1	4	0	3	1	0	0	0	14	21	5 (80.8)	5 (19.2)	6	1	2	4	1	6	1	0	5	0	1	0	1	1	1
B	28 (90.0)	2 (7.7)	6	2	9	4	2	0	5	0	1	0	6	0	0	1	1	1	20	25	5 (83.3)	5 (16.7)	10	5	3	2	0	3	2	2	1	0	2	2	1	0	0
C	15 (57.7)	0	7	6	2	0	0	0	0	0	1	0	4	2	0	0	0	0	8	13	2 (86.7)	2 (13.3)	7	5	1	0	0	0	0	1	2	2	1	0	0	0	0
計	66 (93.0)	5 (7.0)	16	11	14	8	6	6	5	3	3	4	10	5	1	1	1	1	42	59	12 (83.1)	12 (17.0)	23	11	6	6	1	9	3	3	8	2	4	2	2	1	1

(注) 数値は大学数

B シャワー () 内は各グループ毎, 調査校を母数とした%。

項目 内容 グループ	有 無		設 置 数							温 冷 水				問 題 点 及 び 希 望							
	あ り	な し	五 以 下	六 〇 一	一 一 五	一 六 〇	二 一 〇	三 一 〇	無 回 答	温 冷 水	冷 水	無 回 答	不 十 分	改 修 の 必 要 あ り	設 置 し た い	温 水 が 必 要	一 般 学 生 が 利 用 で き な い	冬 期 の 結 氷 対 策	増 設 希 望	管 理 困 難	各 体 育 施 設 毎 に 設 置 し た い
A	20 (76.9)	6 (23.1)	8	7	1	1	1	1	1	9	9	2	1	1	2	7	1	1	0	0	0
B	27 (90.0)	3 (10.0)	11	8	5	0	0	1	2	7	20	0	0	0	2	7	0	0	2	2	1
C	14 (93.3)	1 (6.7)	6	4	3	0	0	0	1	7	7	0	2	1	0	5	1	0	0	0	0
計	61 (86.9)	10 (14.1)	25	19	9	1	1	2	4	23	36	2	3	2	4	19	2	1	2	2	1

(注) 数値は大学数

4) 学内体育施設・用具の管理・保繕職員について () 内は各グループ毎, 調査校を母数とした%。

項目 内容 グループ	有 無		構 成		職 員 数									問 題 点 及 び 希 望					
	い る	い な い	専 任 の み	兼 任 及 び 非 常 勤	専 任					兼 任			非 常 勤			専 任 が 必 要	増 員 の 要 あり	管 理 者 必 要	職 員 宿 泊 施 設 が 必 要
					一	二	三	そ の 他	無 回 答	一	二	そ の 他	一	二	そ の 他				
A	20 (76.9)	6 (23.1)	10	10	10	1	1	1	1	3	0	0	6	1	0	7	4	0	1
B	17 (66.7)	13 (43.3)	5	12	6	2	0	0	0	4	0	1	5	3	1	10	4	2	0
C	4 (26.7)	11 (73.3)	1	3	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	2	0	0	0
計	41 (67.7)	30 (42.3)	16	25	17	3	1	1	1	8	0	2	12	4	1	19	8	2	1

(注) 数値は大学数

5) 体育施設使用調整機関について ()内はグループ毎, 調査校を母数とした%。

項目 内容 グループ	有 無		構 成 員						機 能				所 在					
	あ る	な い	教 官 と 学 生	教 官・ 職 員 と 学 生	職 員 と 学 生	教 官 と 職 員	教 官・ 職 員・ 学 生・ そ の 他 の 者	教 官 の み	職 員 の み	イ ン フ ラ ス ト ラ ク チ ア の 調 整	ロ ボ ッ ク の 調 整	ハ ン ド ウ リ の 調 整	ニ イ ン フ ラ ス ト ラ ク の 兼 業	ホ イ ・ ロ ・ ハ の 兼 業	全 学 部 的	学 部 別	一 般 教 育	そ の 他
A	21 (80.8)	5 (19.5)	1	11	0	4	0	1	4	0	7	0	6	8	13	3	2	1
B	20 (66.7)	10 (33.3)	0	5	1	6	2	2	4	2	6	0	9	3	15	3	2	0
C	8 (53.3)	7 (46.7)	0	2	5	0	0	0	1	0	5	0	1	2	6	1	1	0
計	49 (69.0)	22 (31.0)	1	18	6	10	2	3	9	2	18	0	16	13	34	7	5	1

(注) 数値は大学数

II 保健管理施設

()内は各グループ毎, 調査校を母数とした%。

項目 内容 グループ	施 設 と 名 称					職 員 構 成					職 員 数					機 能					管理運営の主体														
	保 健 管 理 セ ン タ ー	保 健 室	医 務 室	そ の 他	無 回 答	専 任 勤 務 の み	兼 任 勤 務 の み	非 専 任 勤 務 の み	専 任 勤 務 の み	専 任 勤 務 の み	無 回 答	5 人	6 人	10 人	15 人	20 人	25 人	30 人	40 人	無 回 答	健 康 検 査	健 康 診 断	救 急 手 接 撮	レ ジ デ ン ス の 接 撮	予 防 接 触 追 跡 調 査	そ の 他	保 健 委 員 会	学 部 生 活 部	学 生 保 健 部	教 養 学 部	分 校 主 事 務 部	各 校 主 事 務 部	無 回 答		
A	16 (61.5)	6 (23.1)	0 ()	3 (11.5)	1 (3.8)	2	0	0	4	13	4	3	6	6	4	3	0	0	3	1	3	16	2	2	2	1	9	1	1	1	0	3			
B	12 (46.0)	14 (46.7)	2 (6.7)	1 (3.3)	1 (3.3)	10	1	0	3	7	5	4	5	5	4	0	1	1	0	4	2	2	2	4	2	6	2	1	1	8	0	2	0	1	3
C	7 (46.7)	5 (33.3)	1 (6.7)	1 (6.7)	1 (6.7)	2	1	0	2	2	5	3	9	2	1	0	0	0	0	3	8	10	1	3	1	1	1	1	1	0	0	0	0	4	
計	35 (49.3)	25 (35.2)	3 (4.2)	5 (7.0)	3 (4.0)	14	2	0	9	22	14	10	30	13	9	3	0	1	4	110	4	5	5	3	5	8	6	1	5	14	3	1	110		

(注) 数値は大学数

Ⅲ 体育施設の一般開放（学外開放）について

() 内は各グループ毎，調査校を母数とした％。

項目 内 容 グループ	有 無		開 放 の 内 容							開 放 の 程 度				開 放 し な い 理 由				
	し て い る	し て い な い	一 部 特 定 施 設	地 域 ス ポ ー ツ 行 事	授 業 課 外 活 動 以 外 の 空 いて い る と き	中 ・ 高 体 育 大 会	ス ポ ー ツ 教 室 開 催	特 定 団 体 の み	そ の 他	毎 週 一 回 程 度	月 に 一 回 程 度	不 定 期	そ の 他	管 理 上 の 問 題	余 裕 が な い	そ の 他	無 回 答	
A	10 (38.5)	16 (61.5)	4	2	1	1	0	0	2	0	0	0	4	5	8	6	1	1
B	14 (46.7)	16 (53.3)	7	4	1	1	1	0	0	1	1	3	7	2	11	4	0	1
C	4 (26.7)	11 (73.3)	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2	1	4	6	0	1
計	28 (39.4)	43 (60.6)	12	6	2	2	2	2	2	1	1	3	13	8	23	16	1	3

(注) 数値は大学数

第四部 課外活動に関する事項

I 課外体育活動組織について

1) 運動部の組織 () 内は各グループ毎，調査校を母数とした％。

項目 内 容 グループ	有 無			名 称				構 成				所管部局			保健体育科との関係					
	あ る	な い	無 回 答	体 育 会	学 友 会	学 自 治 会	そ の 他	教 官、 職 員、 学 生、 先 輩	教 官、 職 員、 学 生	学 生、 学 生、 学 生	教 官、 学 生、 先 輩	教 職、 学 生、 そ の 他	無 回 答	学 保 健 課	無 回 答	無 回 答	あ な り			
A	23 (88.5)	0 ()	3 (11.5)	13	4	3	3	2	3	7	9	1	1	3	23	0	3	7	10	9
B	30 (100.0)	0 ()	0 ()	7	8	9	3	0	3	1	22	0	1	3	26	0	4	9	14	7
C	14 (93.3)	1 (6.7)	0 ()	8	2	2	2	1	1	4	7	1	0	1	14	0	1	8	6	1
計	67 (94.4)	1 (1.4)	3 (4.2)	28	14	14	8	3	7	12	38	2	2	7	63	0	8	24	30	17

(注) 数値は大学数

2) 同好会及び体育・スポーツ行事のための組織 ()内は各グループ毎, 調査校を母数とした%。

グループ	組織		同好会					スポーツ行事のための組織																					
	項目		名称	構成	所管部局	名称	構成	所管部局	保健体育科との関係																				
	有	無								有	無	有	無																
	あり	なし	体育会	学生自治会	その他	学生	教員、職員、学生	保健体育科	その他	あり	なし	体育会	学生自治会	その他	学生	教員、職員、学生	保健体育科	その他											
A	14 (53.8)	12 (46.2)	4	3	1	5	6	4	2	8	0	3	12	14	0	3	3	2	2	6	1	1	1	8	0	3	6	5	
B	23 (76.7)	7 (23.3)	0	4	2	4	9	1	0	7	1	1	16	14	0	3	1	3	7	11	1	2	0	12	1	0	4	5	
C	11 (73.3)	3 (20.0)	1 (6.7)	3	1	0	3	3	2	1	6	0	1	8	7	0	4	0	2	1	2	0	0	2	3	0	2	5	2
計	48 (67.6)	22 (31.0)	1 (1.4)	7	8	3	12	18	7	3	21	1	5	36	35	0	10	4	7	10	19	2	3	3	23	1	5	15	12

(注) 数値は大学数

II 運動部・同好会・スポーツ行事の種目について

1) 運 動 部

種目 グループ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	バスケットボール	バレーボール	サッカー	軟式庭球	硬式庭球	テニス(軟硬不明)	卓球	ハンドボール	柔道	バドミントン	水泳	軟(準硬)野球	硬式野球	野球(軟硬不明)	ソフトボール	トレーニング	剣道	ラゲビー	陸上競技	ダンス	体操	スキー	ゴルフ	スノーボード
A	23	23	23	11	11	12	23	20	23	22	23	11	12	12	0	2	23	22	23	15	20	11	6	17
B	30	30	30	12	11	17	30	21	30	28	26	12	10	19	4	1	30	29	30	23	23	5	2	13
C	14	13	12	4	4	9	12	7	12	9	10	1	1	10	0	2	13	10	8	4	7	1	0	5
計	67	66	65	27	26	38	65	48	65	59	59	24	21	42	4	5	66	61	61	42	50	17	8	35

種目 グループ	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
	弓道	ボクシング	空手	フエンス	アメリカンフットボール	合気道	馬術	ヨット	ボート	自動車	自転車	ワンダーフォーゲル	レスリング	ウエイトリフティング	グランド	ホッケー	すも	登山(山岳)	スキー	少林寺拳法	拳法	航空(グライダー)	アイスホッケー	カーヌ
A	23	7	22	8	4	13	14	18	16	17	2	19	1	5	9	1	21	1	15	0	9	9	3	1
B	29	4	29	6	2	10	12	17	20	22	2	26	0	1	3	1	25	0	10	2	4	6	1	0
C	11	1	12	1	0	4	0	9	6	3	1	10	0	1	0	2	11	0	2	1	0	0	0	0
計	63	12	63	15	6	27	26	44	42	42	5	55	1	7	12	4	57	1	27	3	13	15	4	1

種目 グループ	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
	古武道	射撃(ライフル)	ボディビルディング	モーターボート	キャンピングツアー	ユースホステル	ケイビング	フォークダンス	自然に親しむ会	ハイキング	跋涉グループ	サイクリング	探険部	応援団	マッスルクラブ	ローパスカウト	潜水科学	なぎなた	サーフキウステング	単車会	社交ダンス	創作舞踊	カーニバル	ボートリレー
A	1	5	1	1	1	3	2	0	1	1	1	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	0	3	0	0	0	4	1	1	0	1	0	5	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1
C	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0
計	1	8	2	1	1	7	3	1	1	2	1	9	5	4	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1

(注) 数値は大学数

2) 同好会

種目 グループ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	バスケットボール	2	5	1	7	2	1	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1
A	2	5	1	7	2	1	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1
B	1	3	3	6	2	2	5	1	0	3	3	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5	2
C	1	2	2	3	0	1	3	3	0	2	1	0	0	2	3	1	1	0	0	2	1	0	3	4
計	4	10	6	16	4	4	10	5	1	6	6	2	1	3	4	2	4	1	2	4	2	1	9	7

種目 グループ	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
	アメリカンフットボール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	0	0	1	1	1	1	2	0	2	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	1	2	0	1	2	1	0	1	3	0	0	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
計	1	2	1	2	3	2	2	1	5	1	1	5	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1

(注) 数値は大学数

III 個人の自主的体育・スポーツ活動について

() 内は各グループ毎、及び全調査校を母数とした%。

方法		グループ	A	B	C	計
用具の貸出し	している		26大学 (100)	28大学 (93.3)	14大学 (93.3)	68大学 (95.8)
	していない		0	2 (6.7)	1 (6.7)	3 (4.2)
使用場所の指定	している		18 (69.2)	19 (63.3)	7 (46.7)	44 (62.0)
	していない		8 (30.8)	11 (36.7)	8 (53.3)	27 (38.0)

第五部 改革状況に関する事項

1. 保健体育の改革について

	大学 (計) A B C各校数に対する%
イ 改革がなされた	13 (3 : 8 : 2) 19 (12 : 27 : 13)
ロ 現在検討中	49 (20 : 19 : 10) 69 (77 : 63 : 67)
ハ 改革の気運がある	5 (2 : 1 : 2) 7 (8 : 3 : 13)
ニ 気運もない	4 (1 : 2 : 1) 6 (4 : 7 : 7)

2. (イ)の具体的内容と問題点

・定クラス制をやめ選択必修制に改めた	{講義 2 (0 : 2 : 0) 実技 1 (0 : 1 : 0)
・選択の幅を広げた	6 (2 : 4 : 0)
・1教官, 1種目当り学生数の減少(小人数制)	3 (1 : 2 : 0)
・実技に集中方式と通常方式を組み合わせ履習させるようにした	3 (0 : 2 : 1)
・1年次より3年次まで履習させるようにした	1 (0 : 0 : 1)
・実技(2時間)と講義(1時間)を組み合わせ統合	1 (0 : 1 : 1)
・自主的学習の重視・指導法の改善	2 (0 : 1 : 1)
・視覚教材の活用(VTOその他)	2 (0 : 1 : 1)
※問題点	
・自由選択制→履習しやすい期日, 種目に集中する	2 (0 : 1 : 1)
・管理・指導の複雑化	1 (0 : 0 : 1)
・教官数, 体育施設・設備の不備	5 (0 : 2 : 3)

3. 改革をすすめる場合の具体的内容と問題点

A 履習方法と指導のありかたについて	大学 (計) A B C各校数に対する%
イ 講義・実技の選択の幅を広げる	42 (14 : 19 : 9) 59 (54 : 63 : 60)
ロ 講義の総合科目形式	17 (6 : 11 : 0) 24 (23 : 37 : 0)
ハ 実技の体力別・能力別指導	26 (10 : 12 : 4) 37 (38 : 40 : 37)
ニ 実技指導と課外活動との関連	27 (9 : 12 : 6) 38 (35 : 40 : 40)

(1) (イ)の内容と問題点

・教官数・体育施設・設備の可能な限り開催種目をふやす	34 (9 : 17 : 8)
----------------------------	------------------

大学（計）ABC各校数に対する%

・講義の内容・種類（ゼミナールなど）をふやす	6（4：2：0）
・各種の実技選択コースを設ける	2（1：0：1）
※問題点	
・教官数体育施設・設備の現状から限界	19（4：12：3）
・無制限にふやすことは質の低下をまねき易い	4（1：1：2）
・特定の種目に集中し易い	1（0：0：1）
・時間割編成が難しい	1（0：1：0）
(2) (ロ)の内容と問題点	
・保健体育独自の立場で総合化	12（3：9：0）
・他教科との関連で総合化	5（3：2：0）
※問題点	
・体制づくりが困難	4（0：4：0）
(3) (ハ)の内容と問題点	
・体力の劣る学生に対して特別コースを設ける	19（8：8：3）
・運動技術の能力別クラスを設ける	4（1：2：1）
・指導の過程で個人差を考慮する	3（1：2：0）
※問題点	
・人数の点でうまくいかない	1（1：0：0）
・時間割り編成が困難	1（1：0：0）
・指導スタッフの不足、施設・用具の不備	6（3：2：1）
(4) (ニ)の内容と問題点	
・正課体育と課外体育との関連の強化	9（4：4：1）
・自発的体育活動への指導	7（2：3：2）
・スポーツ教室等	7（2：4：1）
・施設の提供（特に一般学生のスポーツ活動）	2（1：0：1）
・全学的、管理、指導組織の確立	2（0：1：1）
※問題点	
・教官の負担が大きい	3（1：2：0）
・学生の自治活動との関係	3（1：2：0）
・体育施設の不備・不足	2（1：1：0）
・運動部と一般学生の活動の調整	1（1：0：0）
B 実技種目のありかた	
イ 高校履習種目を中心に	26（8：13：5） 37（31：43：33）
ロ 高校履習以外の種目を中心に	21（9：8：4） 30（35：27：27）

	大学（計）ABC各校数に対する%
ハ 野外活動	51 (19 : 20 : 12) 71 (73 : 67 : 80)
ニ その他の形式、実技種目の開講	7 (2 : 1 : 4) 11 (7 : 3 : 27)
(1) (イ)(ロ)の内容と問題点	
・既習種目（中，高）を中心に開講	18 (5 : 9 : 4)
・社会人として将来必要な未修種目中心に開講	14 (7 : 4 : 3)
・既習種目と未修種目を半々とする	8 (3 : 4 : 1)
・別にこだわらない	7 (2 : 4 : 1)
※問題点	
・教官数，体育施設の不備，不足	9 (3 : 5 : 1)
(2) (ハ)野外活動	
・正課として実施	28 (9 : 12 : 7)
・課外として実施	13 (5 : 4 : 4)
・検討中	4 (1 : 3 : 0)
・問題が多く実施できない	6 (4 : 1 : 1)
※問題点	
学生の経済的負担が大きい	13 (8 : 3 : 2)
種目，指導管理上の問題が多い	10 (4 : 3 : 3)
(3) (ニ)の具体的内容と問題点	
・総合コースの開講	3 (1 : 0 : 2)
・運動部活動を一定の範囲で正課にくり入れる	1 (1 : 0 : 0)
・3，4年生に野外活動を必修化	2 (0 : 0 : 2)
・一般学生に，週2回（2時間）の自由練習時間を （学生は自主的に練習，その成果を評価し，正課 の単位の一部くりこむ）	1 (0 : 1 : 0)

4. 大学体育の問題点および要望事項

・体育施設の整備・拡充	19 (8 : 7 : 4)
・定員増	17 (6 : 7 : 4)
・施設管理，保繕費の増額と職員の定員化	4 (2 : 2 : 0)
・研究費，関係経費の増額	2 (0 : 0 : 2)
・野外活動の予算化	2 (0 : 0 : 2)
・傷害保険の早期確立	1 (1 : 0 : 0)
・正課体育の4年間施設，そのための条件整備	1 (1 : 0 : 0)

	大学計	A	B	C
・ 多人数教育の改善	1	(1 : 0 : 0)		
・ 保健体育組織の再構成	1	(1 : 0 : 0)		
・ 研究, 教育, サービスの機能をもつ体育センターの設置	3	(2 : 1 : 0)		
・ 研究施設の設置	1	(1 : 0 : 0)		
※施設についての要望(種別)				
・ 室内プールの設置	7	(4 : 2 : 1)		
・ 体育館の多機能化, 高層化	6	(4 : 1 : 1)		
・ 野外施設の設置	2	(2 : 0 : 0)		
※問題点				
・ サービス機関としての体育センターには問題がある	2	(2 : 0 : 0)		

IV (参照)実情調査アンケート(抄)

(参照) 高等学校教育課程の改善に関する調査報告書(平成27年度)

Ⅳ 実情調査アンケート(抄)

目 次

- 1 一般教育と教養課程に関する実情調査について…………… (122)
- 2 一般教育と教養課程に関する実情調査アンケート(第二次)…………… (127)
- 3 教養課程における外国語教育の実情調査アンケート…………… (130)
- 4 教養課程における保健体育の実情調査アンケート…………… (135)

I 一般教育と教養課程に関する実情調査について

昭和46年4月14日

ま え が き

新制大学の理念の中核をになうものとされた一般教育の再検討は、今日、大学改革の中心的課題の一つであります。これに関連して、大学における専門課程と教養課程の関係、いわゆる基礎教育の位置づけ、ないしは低学年教育のあり方について、抜本的に再検討を加え、その改善・充実を計ることは、焦眉の課題となっています。

こうした重要問題に対して、高い理念とすぐれた現実性を持ち、しかも長期的展望に立った解答を用意するためには、まず、現在における一般教育および教養課程の実情を的確に調査し、その長所をとらえるとともに、その充実をさまたげてきた制度的（行政・財政など）および社会的な原因が、どこにあるかを明らかにしなければなりません。また、この改善を計るためには、これまで各大学で試みられた充実のための努力のあとを、具体的に調査するとともに、実施しようとして実施できなかった計画案についても、十分に再検討しておくことが、大切であると考えます。

今回、本特別委員会は、一般教育等（教養課程）の改善を計る前提として、次の六点到ポイントを置いた実態調査を実施する計画をたてました。いずれも実情を正確に把握するための計画であり、一般教育等の充実をはかるための基礎資料として、重要だと考えておりますので、貴学の積極的な御協力をお願い申し上げます。

- A 教養課程の学生数に対する、教育施設・設備の充実度と、教職員数の実状。
- B 一般教育等（外国語・保健体育を含む）の担当教官が、研究上ならびに教育上おかれている諸条件、とくに専門教育担当教官との格差およびその改善への方法。
- C カリキュラム・教官の配置など、教育計画上での専門課程と教養課程の断絶。
- D いわゆる基礎教育が教養課程において占める割合と、一般教育への影響。
- E 大学全体として、教養課程に対して示した特別な配慮、とくに教職員定員・予算配分などにおける、学内操作による優遇処置、ならびにその限界。
- F 大学改革の中で実施され、立案され、又は提案された一般教育等の改善計画。

以下、特に記した場合のほかは、1970年度の実情、又は1971年4月20日現在での実情について、ご回答いただければ幸いです。ご回答の内容につきましては、日本の国立大学の状況を知る素材として活用し、統計化または類型化して、一般的な形に組みなおしたものを公表いたしますが、各大学別のご回答をそのままの形で公にすることはいたしません。いわば、国勢調査書のように、ご回答内容そのものは、決して洩れる恐れがございませんので、念のため申添えます。

I 部局または組織

貴学における一般教育（教養課程）担当の部局または組織は、次のいずれでしょうか。

- 1) 教養部
- 2) 教養学部
- 3) 文理学部
- 4) 教育学部
- 5) その他の学部（学部名をお書き下さい）
- 6) 一般教育委員会
- 7) その他の組織（具体的にお書き下さい）

II 専任教官の配当

貴学の一般教育等（教養課程）の担当教官はどのような立場で、その任務に当たっていただけるのでしょうか。

- 1) Iの各部局（又は組織）の専任教官として固定されている。
- 2) 全学的なローテーションにより、交代で専任教官となる。
- 3) 学部内のローテーションにより、交代で専任教官となる。
- 4) 一部の教官は固定しているが、一部は交代で専任教官となる。
- 5) 専門課程と教養課程を区別せず、原則として全教官が両者を担当する。
- 6) 形式的には一般教育担当教官をおくが、実質的には例外を除き、全教官が専門・一般の両課程を担当する。
- 7) その他（具体的にお書き下さい）

III 教官数

一般教育等担当教官の数について

- 1) 専任教官数（下欄省略，21頁参照）
- 2) 学内併任教官数
- 3) 非常勤教官数（下欄省略，21,22頁参照）
- 4) 専門・一般教育の区別はないが、現実に一般教育を受持っている教官の総数

IV 職員数

一般教育担当の職員数について

- 1) 専任職員（下欄省略，21頁参照）
- 2) 併任職員数 名
- 3) 非常勤職員数 名
- 4) 臨時職員数 名
- 5) 専門教育との区別はないが、現実に教養課程の事務を担当している職員の総数 名

V 学生数と教職員数

つぎの各年度の4月現在における一般教育担当の構成員実数（下欄省略，21～23頁参照）

VI カリキュラム

- 1) 各学年における専門教育と一般教育の割合（授業時間帯または時間割による比較）（下欄省略）

26, 27頁参照)

2) 教官区分から見た専門教育と一般教育等の断絶について

昭和46年4月現在の実数

- | | |
|--------------------------------|----|
| (イ) 一般教育等の授業の総コマ数 | |
| うち、一般教育専任教官担当のもの | コマ |
| うち、専門教育専任教官担当のもの | コマ |
| 教官団として両者を区別しない場合の一般教育の総数 | コマ |
| (ロ) 専門課程担当教官による一般教育等の授業の総コマ数 | コマ |
| (ハ) 一般教育等担当教官による学内専門課程の教育の総コマ数 | コマ |

VII 教育施設 (下欄省略)

VIII 教官の研究条件 (1968~70年度 3か年の合計数)

1) 文部省在外研究員

長期 名 短期 名

2) 文部省以外の在外研究資金 (外国からの招待をふくむ) による外国出張者または留学生 (下欄省略, 31頁参照)

3) 私費による在外研修者または留学生の数 (下欄省略, 31頁参照)

4) 文部省科学研究費を受けた研究担当者数 (分担者, 補助者を含まない) (下欄省略, 31頁表26参照)

5) 文部省以外の省庁, 学振, 県, その他から, 科学研究費・奨励研究費等を受けたもの, または外国から研究助成金等を受けたもの, ないしは以上に準ずるもの。 (下欄省略, 31頁表26参照)

6) 大学院を兼任する教官の数 (下欄省略, 30頁表25参照)

7) 博士 (新制・旧制を含む) の学位を有するものの数 (下欄省略, 30頁表24参照)

8) 一般教育等の部局に付属する研究施設等 (具体的な名称とその専任教官数をあげて下さい)

- イ 付 属 研 究 所
- ロ 付 属 研 究 施 設
- ハ 付 属 実 験 所 ・ 天 文 台 等
- ニ 付 属 動 植 物 園 等
- ホ 付 属 博 物 館 ・ 美 術 館 ・ 図 書 館 ・ 文 書 館 等
- ヘ 体 育 館 等

9) 一般教育等の部局が有する重要な研究機材 (有するときは○をつけて下さい)

- イ 電 算 機
- ロ 大 型 実 験 装 置 (サイクロトロン等)
- ハ 大 型 設 備 (大型電子顕微鏡等)
- ニ その他 (具体的に記入して下さい)

10) 一般教育等の部局が有する特殊文庫 (文庫名を列挙し, その蔵書の概数をお知らせ下さい)

11) 一般教育等の部局が発行している紀要等（下欄省略，32頁参照）

IX 基礎教育科目

1) 基礎教育の授業回数（自然科学のみ）

- a 各学部から基礎教育科目として指定された授業科目と，その単位数
- b aのうち，一般教育（3科目8単位）の枠を超えているものの単位数
- c 基礎教育のため，学部専門教官が担当している授業の総回数
- d 同 上 ，一般教育専任教官が担当している授業の総回数（次の表に記入して下さい）（次表省略，27頁参照）

2) 基礎教育とはいわないが，学部要望単位として，普通の一般教育の授業以外に，いわゆる学部の下請的な講義を行なっている場合は，その授業科目および授業コマ数（下欄省略，27頁参照）

X 授 業

1) 教官（専任講師以上）の授業コマ数（平均）（下欄省略，27～28頁参照）

2) 一般教育等の授業形態（46年度授業のコマ数）（下欄省略，24～25頁参照）

XI 厚生補導（一般教育関係のみ）

1) チューター制（クラス担任等を含む）等により，教官が学生補導の責任をもつ場合は，その教官数，平均担当学生数。

2) 学生委員など，厚生補導または課外活動のために作られた学内（又は部内）の役職についている教官の総数。

3) 学生相談室の有無。

それがある場合は，専任教職員の数，年間相談件数，予算額，主な事業。

4) 保健管理センター，健康相談室，学生診療室などの有無。

ある場合は，その名称と機構，専任教職員の数，年間相談件数，予算額，主な事業。

5) サークル顧問，学生団体世話人（部長，監督を含む）などを担当している教官の総数。

6) 厚生補導のための特別企画の有無。

ある場合はその名称（例えば，合宿訓練・オリエンテーション行事・幹部教育・新聞雑誌またはパンフレットの編集発行等）とその予算額，関係教官総数

7) 大学祭，学部祭，教養部祭など，大学における学生行事の責任者に任じている教官の総数。

8) 学生寄宿舎・学生会館・山小屋・臨海教育施設，その他の厚生補導施設の名称，その各々の専任教職員数および顧問教官数・年間予算額

9) 以上のほか，重要な補導行事・施設等の名称とそれぞれの関係教職員数。

XII 大学経費その他

1) 教養課程（一般教育等）のため，文部省の積算基準以外に，学内操作により別途協力している場合は，その方法を具体的に記して下さい。

2) 後援会・後援財団その他の方法で，教養課程に財政的な援助をあたえている場合は，その内容を記して下さい。

3) 教養課程のため(一般教育等教官のためのものを含む)の後援団体があればその内容。

XIII 大学改革

一般教育等の改善案が、何らかの形で、まとめられている場合(草案を含む)は、その計画書などを添付されたい。

XIV その他

大学一覧・学生便覧・その他これに準ずるものを、各一部寄贈して下さい。

ことになっていますか。学部別、昼夜間別に記入して下さい。（下欄省略、18頁参照）

III 全学教職員数及び学生数（昭和46年5月1日現在）

※ この項について、お手元に資料がない場合は、お手数ですが、事務局等へご照会のうえ、ご回答下さい。（下欄省略、21頁参照）

IV 一般教育等担当教職員数及び教養課程在籍学生数（昭和46年5月1日現在）

※ この項については、設問IのC及びGに該当の大学は、ご回答下さらなくて結構です。（下欄省略、21頁参照）

V 一般教育等の授業コマ数（昭和46年4月現在）

1) 系列別授業形態別（一般教育等）授業コマ数（下欄省略、24、25頁参照）

2) 担当者別（一般教育等）授業コマ数

〔A、B類型大学の場合〕※以下は設問IのA及びBに該当する大学が記入して下さい。（下欄省略、26頁参照）

（※この項の合計が、前項1）の合計と一致することをご確認下さい。）

〔C類型大学の場合〕※以下は、設問IのCに該当する大学が記入して下さい。（下欄省略、26頁参照）

（※この項の合計が、前項1）の合計と一致することをご確認下さい。）

〔D類型大学の場合〕※設問IのDに該当する大学生は、上記A、B類型大学向け、またはC類型大学向けのいずれかに、適宜ご記入下さい。

VI 単位認定について、次の設問につき該当を○で示して下さい。

- a 本来一般教育の授業でもあり、専門教育の授業でもある講義を設けている。
- b 専門教育の授業を一般教育の単位として認定する場合がある。
- c 一般教育の授業を専門教育の単位として認定する場合がある。

VII 貴学では一・二年次の学生に対して、専門教育のための特別な教育活動を行なっておられるでしょうか。該当を○で示して下さい。（下欄省略、33頁参照）

VIII 貴学では三・四年次学生を対象として、一般教育のための特別な教育活動を行なっておられるでしょうか。該当を○で示して下さい。（下欄省略、34頁参照）

IX 貴学では、一般教育と専門教育の区別を実質上廃止し、両者を区別することなく総合的に単位を取得させるが、形式上、大学卒業に必要な単位をそろえるために両者に分類する方法を採られているでしょうか。該当を○で示して下さい。（下欄省略、35頁参照）

X 貴学では一般教育において、教官と学生の学問的交流を促すために、特別な教育制度を設けられているでしょうか。該当を○で示して下さい。（下欄省略、36頁参照）

XI 貴学には一般教育科目のため、教官が指導を行なっている学生の学術的研究会があるでしょうか。但し、専門学科に付属した研究会や、単なる職業的訓練のための研究会、ないしは趣味・娯楽・スポーツ等のための研究会は除外いたします。例えば、哲学科学生以外の学生が、参加している学生哲学研究会の類です。こうした団体がある場合は、次の表に、書き入れて下さい。出来得れ

ば学生数を記入して下さい。(下欄省略, 37頁参照)

XII 貴学では、学生の研究会(前項)を育成強化するために、何らかの処置をとられているでしょうか。(下欄省略, 38頁参照)

XIII 貴学では大学自体が主催して、学生の教養に寄与するための特別企画を実施されているでしょうか。該当を○で示して下さい。(下欄省略, 39頁参照)

種 類	座 席 数	選択可能プログラム数
Audio-Passive		
Audio-Active		
Audio-Active-Comparative		

ii) 視覚教具 (Visual aids) は、設置されているか

イ. 併置されている ロ. されていない

iii) 解答分析装置 (Analyzer) はあるか

イ. あ る。 ロ. な い。

5) L. L. の利用状況について

下表の該当欄に○印をつけて下さい (英, 独, 仏語以外の外国語については, その外国語名を記入下さい) (下表省略, 77頁参照)

(i) 非常によく, もしくはかなり利用されている場合に, 貴学は下記のどのケースにあてはまりますか。

イ. 正規の授業の中に組込まれている。

ロ. // 組込まれていない。

ハ. 上記イ, ロの併用。

(ii) 正規授業のなかに組込まれている場合に貴学はどのケースにあてはまるか。

イ. 学科全体でそういうシステムを採用している。

ロ. 各教官の自由に任されている。

(iii) 正規授業のなかに組込まれていない場合に, 貴学は, どのケースにあてはまるか。

イ. 学生の自由使用に任せているが, 一定のプログラムを与えている。

ロ. ライブラリー・システムが行なわれている。

ハ. 上記イ, ロを併用している。

6) L. L. 維持のための予算について

イ. 該当予算が正式に与えられる。

ロ. 学内操作によってまかなう。

ハ. その他 [] (例えば, 外国の援助等可能な範囲で具体的にお書き下さい)

7) L. L. の増設を必要としているか。

イ. い る

ロ. い ない

II その他の視聴覚器具について

次のうち, どのような器具を設備しているか

イ. テープレコーダー

ロ. ヴィデオ・テープレコーダー (VTR)

ハ. オーバー・ヘッド・プロジェクター (OHP)

ニ. 映 写 機

ホ. レコードプレイヤー

ヘ. その他 ()

()

()

III 学習室について

外国語教育のための特別な図書室 (もしくは学習室) が学生の利用に供されているか。

イ. い る ロ. い な い

VI いわゆるランゲージ・センター (外国語教育研究所あるいはそれに類するもの) が貴学にあるか。

イ. あ る ロ. な い

ある場合に、

イ. その名称 []

ロ. 実 態 []

第 四 部

改革状況に関する質問事項

I 外国語教育の改革について

1) 最近、貴学の特に教養課程における外国語教育について何らかの改革がなされたか。

イ. な さ れ た ロ. 現 在 検 討 中 で あ る

ハ. 改 革 の 気 運 が あ る ニ. 気 運 も な い

2) 1) の(イ)の場合の具体的内容、ことにその中の問題点。

(なお、印刷物等の資料がありましたらお送り下さい)

3) 1) の(ロ)の場合の予想される内容は、

以上の第一部～第四部にあげられた質問事項の他に、貴大学の実情にもとづいての問題点および要望事項等がありましたら、なるべく具体的に次にご記入下さい。

Ⅳ 教養課程における保健体育の実情調査アンケート

昭和47年2月14日

つぎの各質問事項について、ご記入ご回答下さるようお願いいたします。なお、ご回答はすべて昭和47年1月31日現在でお願いいたします。

第 一 部

教官に関する質問事項

該当するものに○印をつけ、また、空欄（カッコ内）は適宜お答えをご記入下さい。

I 保健体育担当教官の所属について

- イ. 教養部もしくは教養学部 to 所属している
- ロ. 教育学部に所属している
- ハ. その他の各種学部 to 分散して所属している
- ニ. その他 []

II 保健体育担当教官の員数（実員数）

教官実員数を下表にご記入下さい。（下表省略、97～99頁参照）

III 保健体育担当教官の授業負担について

- 1) 1週間の授業回数（いわゆるコマ数または枠数）は、平均して次表のようになる。
下表に回数をご記入下さい。（下表省略、99頁参照）
- 2) 教養課程の保健体育の授業以外に講義演習等を学内で担当している教官数は（ ）名であり、その講義・演習等の授業回数は1週間に計（ ）回である。
上記の場合、保健体育授業の負担は、
 - イ. その分だけ軽減される
 - ロ. 若干軽減される
 - ハ. 軽減されない
 - ニ. 軽減されるか否かは年度の状況によって異なる

3) 1回の時間数

該当欄に○印をつけて下さい。（下欄省略、100頁参照）

IV 保健体育担当教官の研究条件について

- 1) 海外における研究旅行もしくは留学等いわゆる在外研究に従事した経験のある教官数
（注）渡航回数の多い教官の場合には、総計年数により記入のこと。
- 2) 任地を離れて、いわゆる国内研修をした教官数

下表に該当教官数をご記入下さい。（現在の在職者について）（下表省略、100～101頁参照）

V 保健体育担当教官の新規採用について

- 1) 困難があるか(該当欄に○印をつけて下さい。)(下表省略, 101頁参照)
- 2) 困難な理由
 - イ. 地域的理由
 - ロ. 経済的理由
 - ハ. 研究条件の利, 不利
 - ニ. その他
- 3) 採用の方法について
 - イ. 公募による
 - ロ. 学内教官の推薦による
 - ハ. その他

第 二 部

学生の履修に関する質問事項

I 保健体育の講義および実技について

(解答のスペースがないときには, 別紙を添付して下さい。)

- 1) 開講している保健体育講義の主題を列挙して下さい。
(例えば, 健康障害に対する防護, 現代スポーツ論等)
- 2) 開設している実技の種目等について, 以下にそれぞれ列挙して下さい。
 - A スポーツ種目
 - B 特別体育種目(虚弱者等特別な体育教育を必要とするもの等)
 - C 野外コースに関する種目

II 保健体育の履修方法について

下表の該当欄に○印をつけて下さい。(下表省略, 104頁参照)

III 保健体育の学習条件について

下表の該当欄に○印をつけて下さい。

1) 講 義

- イ. 学生がかなり自由に教官を選択できる。
- ロ. 一般の授業クラスにしたがって行なわれる。
- ハ. その他

2) 実 技

- イ. 一般授業クラスをそのまま実技クラスとする。
- ロ. 数種の実技種目を示し, その範囲内で学生の自由選択により, 実技クラスを編成する。
- ハ. 体力テスト等を実施し, その結果にもとづき能力別実技クラスを編成する。
- ニ. 体力テスト等を実施し, 体力別受講コースを大別し, それぞれの受講コース内の実技種目選

択により実技クラスを編成する

ホ. その他

3) クラスの大きさとその数

下表の該当欄にクラス数をご記入下さい(下表省略, 105頁参照)

第 三 部

施設に関する質問事項

I 体育関係施設

下表の該当欄に○印をつけて下さい(下表省略, 106~110頁参照)

1) 運動施設について

2) トレーニング・ルーム(体育館)について

有 無

収容人員: () 人

設 備: ダンベル, バーベル, ウォール・プリー, ベンチ・プレス台, スクワット・ラック, エキスパンダー, ユニバーサルマシン, トランポリン, クライミング・ロープ, インクライン・ボード, 肋木, 踏台, 体重計, 筋力計(以下省略)

問題点・希望・計画: ()

3) 更衣室・ロッカー・シャワーについて

(イ) 更衣室

有 無

収容人員() 人

問題点・希望・計画: ()

(ロ) ロッカー

有 無

個数() 人分

問題点・希望・計画: ()

(ハ) シャワー

有 無

個数() 基 温水・冷水

問題点・希望・計画: ()

4) 学内体育施設・用具の管理・保繕職員について

有 無

専任() 名, 非常勤() 名, 兼任() 名, 合計() 名

問題点・希望・計画: ()

5) 学内体育施設の使用・調整の機関について

有 無

構成員：(教官, 職員, 学生, その他) (), ()。

機能：イ. 施設使用の規則の作成 ロ. 利用の調整, ハ. プログラムの作成と実施, ニ.
その他 ()

所在：イ. 全学的 ロ. 学部別 ハ. 一般教育(体育科)
ニ. その他 ()

II 保健管理施設

(該当するものに○印をつけて下さい)

有 無

施設の名称：イ. 保健管理センター, ロ. 保健室, ハ. 医務室
ニ. その他 ()

職員の数：専任 (人), 兼任 (人), 非常勤 (人),
その他 (人) 計 () 人

機能：健康検査, 健康診断, 健康相談, 急救手当, レントゲン撮影, 予防接種,
その他 () ()

管理運営の主体(具体的に部局名を記入のこと)

III 体育施設の一般開放(学外開放)について

(該当するものに○印をつけて下さい)

1) 実施している

- 開放の種類(具体的に種類を記入のこと)
- 開放の程度 イ. 毎日 ロ. 週に1回程度 ハ. 月に1回程度

2) 実施していない

理由：イ. 開放すべきでない ロ. 管理に問題がある ハ. 余裕がない
ニ. その他 ()

第 四 部

課外体育活動に関する質問事項

I 課外体育活動の組織について

下欄の該当欄に○印をつけて下さい。(下欄省略, 111, 112頁参照)

II 運動部・同好会・スポーツ行事の種目について

下表の該当欄に○印をつけて下さい。(下表省略, 113, 114頁参照)

III 個人の自主的体育・スポーツ活動について

下表の該当欄に○印をつけて下さい。(下表省略, 114頁参照)

